

## 練馬区都市計画マスタープラン実施状況報告書について

## 1 実施状況報告書の目的

実施状況報告書は、練馬区まちづくり条例（平成 17 年 12 月練馬区条例第 95 号）の規定に基づき、都市計画マスタープラン変更の原案作成に先立って作成する「当該変更に至るまでの都市計画マスタープランの実施状況に関する報告書」である。

作成にあたっては、現行の都市計画マスタープランに基づく都市計画決定、都市計画事業、関連する事業の実施状況等を整理するとともに、その達成状況を評価し、今後のまちづくりの方向性や課題を整理する。また、これを区民と区が広く共有するために公表する。

## 2 実施状況報告書について

## (1) 報告書の内容

ア 現行都市計画マスタープランの記載概要

イ 状況の変化（土地利用の方針、交通体系の整備など）

ウ まちづくりに関する施策、事業等の実施状況

## (2) 実施状況の評価（対象および方法）

ア 全体構想に位置づけためざすまちとまちづくりの方針の実施状況

イ 公共事業や社会的なルールによるまちづくり、住民によるまちづくり等様々な主体によるまちづくりの実現の程度

ウ まちづくり推進体制の充実度

## (3) その他報告書に記載する内容

ア 実施状況評価により認識されたまちづくりの課題

イ まちづくりの実現のために新たに追加すべき視点

ウ その他実施状況を踏まえた今後の方向性

## 3 実施状況報告書に係る区民意見の聴取等

(1) 区民アンケート実施（3000 名無作為抽出）

(2) まちづくり関係団体へのヒアリング

(3) 都市計画審議会・まちづくり提案担当部会報告

#### 4 これまでの経過

- 7月12日 環境まちづくり委員会  
練馬区都市計画マスタープランの改定について報告
- 7月25日 都市計画審議会  
練馬区都市計画マスタープランの改定について報告
- 10月4日 環境まちづくり委員会  
実施状況報告書の作成について報告
- 11月5日 都市計画審議会  
実施状況報告書の作成について報告
- 11月16日 都市計画審議会・まちづくり提案担当部会  
実施状況報告書について報告
- 12月19日 環境まちづくり委員会  
実施状況報告書について報告

#### 5 今後のスケジュール

- 1月11日～ 実施状況報告書公表、意見書の受付（2月1日まで）  
まちづくり関係団体ヒアリング実施  
説明会
- 19日 10：00 石神井庁舎  
14：00 練馬区役所
- 21日 18：30 関区民センター
- 22日 18：30 勤労福祉会館
- 24日 18：30 光が丘区民センター
- 3月 環境まちづくり委員会 公表結果等報告  
都市計画審議会 公表結果等報告

#### 6 資料

- (1) 練馬区都市計画マスタープラン実施状況報告書概要（説明資料）
- (2) 練馬区都市計画マスタープラン実施状況報告書（説明資料）
- (3) 練馬区都市計画マスタープラン実施状況報告書資料編（説明資料）
- (4) 練馬区都市計画マスタープラン見直しに向けた区民アンケート調査結果（概要）（説明資料）

## 練馬区都市計画マスタープラン 実施状況報告書の概要

都市計画マスタープランとは、区が目標とするまちの将来像「**だれもが安心して快適に暮らせるまち、地域コミュニティを大切にした活力あるまち**」を分かりやすく提示し、その実現に向けて仕組みや考え方を明確にするものです。策定から10年以上経過し、その間に区のまちづくりが進展したことなどを踏まえ、この度、練馬区都市計画マスタープランを改定することに致しました。

改定を行うにあたり、都市計画マスタープランの概要やその実現の程度をとりまとめ、都市計画事業・関連する事業の実施状況や、これまでに実施した主な施策などを掲載した実施状況報告書を作成しました。

練馬区都市計画マスタープラン 全体構想（平成13年3月策定） 地域別指針（平成15年6月策定）

### 状況の変化

#### 社会経済情勢の変化

- ・ 少子高齢化の進行
- ・ 低炭素都市づくりの必要性
- ・ 安全・安心へのニーズの高まり

#### 関連する法律等の制定・改正

- ・ 景観法や都市緑地法の制定
- ・ 住生活基本法の制定
- ・ 都市計画法の改正
- ・ 地方分権 自治体への権限委譲

#### 練馬区の状況の変化

- ・ 人口や高齢化率の増加  
高齢社会に対応したまちづくりの必要性
- ・ 宅地率や宅地における住宅用地が増加  
住宅都市としての性格は変わらず
- ・ 緑被率の減少傾向と農地面積の減少  
みどりの保全が必要

#### 練馬区の上位計画や条例の策定・改定

- ・ 基本構想の改定（平成21年）
- ・ 練馬区政推進基本条例（平成23年1月施行）
- ・ 長期計画の策定（計画期間平成22～26年度）
- ・ 練馬区まちづくり条例（平成18年4月施行）
- ・ 練馬区景観計画および練馬区景観条例（平成23年5月）施行 等

### 実施状況の評価

#### 目標とするまちの将来像

さまざまな地区で協議会等を設置し、区民と区が協働でまちづくりを進めています。また、まちづくり条例の制定やまちづくりセンターの設置等、住民が主体的にまちづくりに取り組む制度や仕組みも整えてきました。

**ともに住むまち** 区民同士の交流を育みます。誰もが住みやすいまちを目指し、さまざまな施策を行っています。すべての人に使いやすいバリアフリーのまちづくりの充実を図っていきます。

**安心・安全のまち** 建築物の耐震化をはじめ、さまざまな施策を実施してきました。平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被害の状況を踏まえるとともに、今後発生が予想されている首都直下地震を見据え、災害に強いまちの実現が求められています。防犯についても、さらに安全を確保するための取り組みを続けます。

**活動的でにぎわいのあるまち** 市街地再開発事業、地区計画等のまちづくり事業を実施し、都市基盤の整備を進めてきました。都市計画道路の整備、鉄道立体化による交通の円滑化等により、都市生活を支えるネットワークの整備も進めました。

**みどりと水のまち** みどりに関する施策は、「みどり30推進計画」を策定し、積極的に進めています。都市農地については、さまざまな事業を実施してきましたが、都市農地の保全は引き続き大きな課題です。

**環境と共生するまち** まちづくり条例や景観条例等によりまちづくりのルールを定め、周辺と調和したまちづくりを誘導しています。環境に配慮した循環型のまちづくりは、条例や計画等に基づき、成果をあげています。

### 改定の視点

#### 災害に強いまちの実現

- ・ 密集住宅市街地の整備
- ・ 建築物の耐震化および不燃化
- ・ 延焼遮断帯ともなる道路網の整備
- ・ 公園などの公共空間の確保

#### 環境にやさしいまちの実現

- ・ 「みどり30推進計画」の実現
- ・ 低炭素都市づくり
- ・ 地球温暖化対策を見据えた住まいづくり

#### 安全で快適に移動できるまちの実現

- ・ 鉄道の立体化
- ・ 都市計画道路の整備促進
- ・ 公共交通の充実
- ・ バリアフリーの推進

#### 地域コミュニティと協働の推進

- ・ 地域コミュニティの活性化
- ・ 協働のまちづくりの推進

# 第1章 都市計画マスタープランの目的と性格

第1章では、都市計画マスタープランの目的や性格、基本理念等について記載しました。

## 目的

都市計画マスタープランは、まちの将来像をわかりやすく提示するとともに、それを実現するための仕組みや考え方等を明確にするものです。

## 都市計画マスタープランの基本理念

- (1) 都市基盤の整ったまちをめざすとともに、現在のまちを大切にし、必要に応じて修復を加えながら、だれもが暮らしやすい、安全・健康・うるおいのまちをめざします。
- (2) 地域コミュニティを大切にしたい、生き生きとした活力あるまちをめざします。
- (3) まちづくりにおける住民等と区の役割の明確化を図るとともに、住民参加を基本としたまちづくりを行います。

# 第2章 まちの現状と課題等

第2章では、練馬区の基本的な性格や、市街化の過程、今後配慮すべきことがらを踏まえて、概ね20年（平成32年頃）を展望した主な課題を示しました。

20世紀の各時期にさまざまな市街化の過程を経て形成された、多様なまちとしました。

「みどり豊かな住宅都市」と位置付け、持続可能な社会のため、少子高齢社会や人口の推移に対応したまちづくり、震災・都市型災害へ対応したまちづくりが必要としました。

まちづくりの主な課題として「鉄道・道路」「計画的な開発」「市街地の形成」を考えました。

# 第3章 まちの将来像と都市構造

第3章では、配慮すべきことがらやまちの課題を踏まえて、「目標とするまちの将来像」とそれを実現するための「まちの具体的な姿（めざすまち）」等を定めました。

## 目標とするまちの将来像

だれもが安心して快適に暮らせるまち、  
地域コミュニティを大切にしたい活力のあるまち

### 目標とするまちの具体的な姿 (めざすまち)

#### 1 ともに住むまち

- ・交流を育むまちづくり
- ・ともに住むやさしいまちづくり

#### 2 安心・安全のまち

- ・お互いに助け合い、災害を防ぐまちづくり
- ・安心して生活できるまちづくり

#### 3 活動的でにぎわいのあるまち

- ・生き生きとしたにぎわいのあるまちづくり
- ・活動的に行き来のできるまちづくり

#### 4 みどりと水のまち

- ・みどりや水との出会いがあるまちづくり
- ・農や木々とともにあるまちづくり

#### 5 環境と共生するまち

- ・周辺と調和のとれたまちづくり
- ・環境に配慮した循環型のまちづくり

## 実施状況等

平成18年のまちづくり条例の施行、地区計画の決定等で土地利用の方針の実現をめざしています。

環状8号線は事業完了し、外かく環状道路、放射7号線、放射35号線、放射36号線などは事業中です。西武新宿線の踏切解消、都営地下鉄大江戸線の延伸等に取り組んでいきます。

「みどり30推進計画」(平成18年度)を策定、積極的にみどりに関する施策を進めています。

練馬駅周辺(中心核)、石神井公園駅・大泉学園駅・光が丘地区(地域拠点)では、都市生活を支える拠点としてまちづくりに成果が出ています。

## 第4章 めざすまちとまちづくりの方針

第4章では、前章で示した「めざすまち」に「まちづくりの方針」を設定し、実施するべき取り組みを定めました。その概要と、主な施策の実施状況を記載しました。

### 主な施策の実施状況

#### (1) ともに住むまちをめざして

- 「福祉のまちづくり総合計画」(平成23年度)
- 「練馬区福祉のまちづくり推進条例」(平成22年度)
- 区内の鉄道駅全21駅でバリアフリールートを1ルート確保
- 第3次練馬区住宅マスタープラン(平成22年度)

#### (2) 安心・安全のまちをめざして

- 「練馬区地域防災計画」(平成23年度修正)
- 「練馬区総合治水計画(改定)」(平成23年度)
- 「練馬区震災復興マニュアル」(平成19年度)
- 277棟(平成23年度末)で耐震改修を実施
- 新耐震基準を満たしている建物76.5%

#### (3) 活動的でにぎわいのあるまちをめざして

- 中心核:練馬駅周辺、地域拠点:石神井公園駅周辺、大泉学園駅周辺、光が丘地区でまちづくり
- 「練馬区都市交通マスタープラン」(平成19年度)
- 「練馬区自転車利用総合計画」(平成22年度)
- みどりバスは平成13~23年度で1路線から6路線に増加

#### (4) みどりと水のまちをめざして

- 「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」(平成20年施行)・「練馬区みどりの基本計画」(平成20年度)・「みどり30推進計画」(平成18年度)を策定し、緑被率30%目標
- 「練馬区農業振興計画」(平成22年度)に基づき、農のあるまちづくり事業を実施

#### (5) 環境と共生するまちをめざして

- 「練馬区景観計画」(平成23年策定)、「練馬区景観条例」(平成23年施行)
- 「練馬区環境基本条例」(平成18年施行)、「練馬区環境基本計画2011」(平成22年度策定)
- 温室効果ガスの排出抑制や生ごみの堆肥化等を実施

## 第5章 地域別指針

第5章では、「全体構想」を踏まえ区を7つの地域に分けた「地域別指針」の「まちづくりの指針」の概要を示し、主な施策の実施状況を記載しました。

### 主な施策の実施状況

#### 第1地域

- 環状8号線の整備完了、放射35号線、放射36号線事業中
- 東武練馬駅南口周辺地区地区計画(平成22年策定)
- 北町地区密集住宅市街地整備促進事業(平成8年度~)
- 石神井川の改修事業(東京都)

#### 第2地域

- 練馬駅北口(平成15年)、江古田駅南口(平成21年)の駅前広場整備
- 練馬駅南口地区(平成16年)、江古田駅北口地区(平成18年)、練馬駅北口地区(平成21年)で街並み誘導型地区計画を策定
- 江古田北部地区(平成4年度~)、練馬地区(平成18年3月事業完了)で密集住宅市街地整備促進事業実施

#### 第3地域

- 貫井・富士見台地区密集住宅市街地整備促進事業(平成23年度~)
- 中村橋駅南口地区地区計画を策定し(平成17年)、駅前広場を整備(平成18年度)
- 中村橋駅周辺交通バリアフリー基本構想(平成16年度策定)に基づいた道路整備
- 練馬区笹目通り沿道地区計画(平成15年策定)

#### 第4地域

- 光が丘地区の「一団地の住宅施設」から「地区計画」への移行(平成23年)
- 学校跡施設(光が丘地域)活用基本計画(平成21年度)



第5地域

土支田中央土地区画整理事業（平成16年度開始）  
 補助230号線の一部が開通（平成24年7月）  
 放射7号線事業認可（平成18年7月）  
 補助230号線土支田・高松地区（平成19年）、土支田中央地区（平成20年）、練馬区笹目通り沿道地区（平成15年）で地区計画を策定

第6地域

石神井公園駅と大泉学園駅で市街地再開発事業を実施、駅前広場の整備（平成14年度完了）  
 西武池袋線練馬高野台駅～石神井公園駅付近の高架化（平成23年度）  
 石神井川、白子川の改修事業（東京都）

第7地域

練馬区笹目通り沿道地区計画（平成15年策定）  
 外かく環状道路事業中  
 石神井川の改修事業（東京都）

第6章 地区別まちづくり

第7章 都市計画マスタープランの実現のために

第6章では、前章までのまちづくりの方針等を実現するため、地区別まちづくりが重要だと考え、その方法を示しました。また、第7章では、まちづくりの実現のための体制と方法を示しました。これらの概要と、主な施策の実施状況を記載しました。

**まちづくり条例** 平成18年4月まちづくり条例を施行し、法定都市計画への住民提案や区独自のまちづくり制度における住民参加を制度化しました。

**まちづくりの支援組織**

- ・まちづくりセンター：平成18年4月に「練馬まちづくりセンター」を開設、区とともに住民等が進めるまちづくりを支援しています。
- ・景観整備機構：景観法に基づく景観整備機構として平成23年5月に公益財団法人練馬区環境まちづくり公社（練馬まちづくりセンター）を指定し、良好な景観の形成にも取り組んでいます。

**まちづくり協議会** 26地区でまちづくり協議会を設け、区民とともにまちづくりに取り組んでいます。

**地区計画の策定** 11年間で14地区増加しました。

**総合型地区まちづくり** 2地区で計画策定に取り組んでいます。

**重点地区まちづくり計画** 10地域で計画・構想を策定しました。

**施設管理型地区まちづくり** 平成22年9月「公園育て計画」が認定されました。

**テーマ型地区まちづくり** 「歩きたくなる街・Nerimaの景観を育む、練馬区の景観策定に関わる提案」が区に提出され、平成21年11月採用されました。

第8章 都市計画マスタープランの評価と見直し

都市計画マスタープランでは、「平成22年（2010年）までの時点、または、社会情勢が大きく変化したと認められる時点で、全体構想に位置づけられた住民参加の取り組みや協働の状況、地区別まちづくりの進捗状況などを評価し、その結果を公表します」と記載しています。

今後は、実施状況報告書についてご意見をいただき、いただいたご意見等を踏まえ都市計画マスタープランの見直し（改定）を進めます。

お問い合わせ 練馬区 環境まちづくり事業本部 都市整備部 都市計画課【平成24年12月版】  
 〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号  
 電話：03-5984-1534 電子メール：toshikeikaku@city.nerima.tokyo.jp

# 練馬区都市計画マスタープラン

## 実施状況報告書

平成 24 年 12 月

練馬区

## 目次

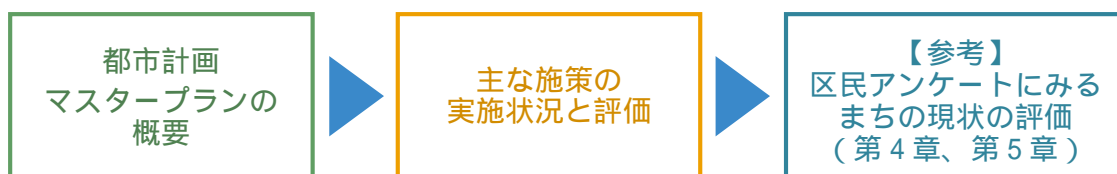
はじめに	1
実施状況のまとめ	2
第1章 都市計画マスタープランの目的と性格	4
第2章 まちの現状と課題等	4
第3章 まちの将来像と都市構造	5
(1) まちの構成	
土地利用の方針	6
交通体系の整備	8
みどりの整備・保全	10
(2) まちの骨格	
都市生活を支えるネットワークと拠点	10
みどりと水のネットワークと拠点	10
第4章 めざすまちとまちづくりの方針	
① ともにすむまちをめざして	12
② 安心・安全のまちをめざして	14
③ 活動的にぎわいのあるまちをめざして	16
④ みどりと水のまちをめざして	18
⑤ 環境と共生するまちをめざして	20
第5章 地域別指針	
第1地域	22
第2地域	23
第3地域	24
第4地域	25
第5地域	26
第6地域	27
第7地域	28
第6章 地区別まちづくり	30
第7章 都市計画マスタープランの実現のために	30
第8章 都市計画マスタープランの評価と見直し	31
用語解説	32

## 本書の構成と用語解説

本書の構成は、都市計画マスタープラン「全体構想」と同じにしています。

第5章の内容については、「地域別指針<sup>( )</sup>」の概要を示しています。

各章については、基本的に以下のような構成としています。



本文中( )がある用語については、32ページからの用語解説をご覧ください。



# はじめに

## 都市計画マスタープランについて

練馬区の都市計画マスタープランは「全体構想（平成 13 年 3 月策定）」および「地域別指針<sup>(1)</sup>」（平成 15 年 6 月策定）」で構成しています。全体構想は、練馬区全体を視野に入れたまちづくりの理念や基本的考え方を示し、地域別指針<sup>(1)</sup>は区内を 7 つの地域に区分し、まちの特徴や課題、まちづくりの方針などを示しています。

また、都市計画マスタープランでは、まちづくり推進体制の充実の一環として練馬区まちづくり条例（平成 17 年 12 月練馬区条例第 95 号。以下「まちづくり条例」という。）の制定を位置付けており、これに基づき、まちづくり条例を平成 18 年 4 月に施行しました。

## 都市計画マスタープラン見直し（改定）の背景

平成 13 年 3 月に策定した都市計画マスタープランは、計画期間を概ね 20 年間としています。現在、策定後 10 年以上を経て練馬のまちづくりは大きく進展する一方、この間、都市計画関連法令や各種制度の改正が行われています。また、まちづくりにおける地球環境問題への配慮や、災害に対する安全性確保の重要性が一層認識されるようになりました。さらに、地方分権の進展に伴い、練馬区には基礎的自治体として自らの権限と責任により、まちづくりを総合的に進展していくことが、これまで以上に求められています。

区は、こうした状況を踏まえ、この度都市計画マスタープランを改定することとしました。

## 実施状況報告書について

まちづくり条例第 5 条では、都市計画マスタープランの変更をしようとするときは、「変更に至るまでの都市計画マスタープランの実施状況に関する報告書を作成し公表する」と定めています。

この実施状況報告書作成にあたっては、都市計画マスタープランに基づく都市計画事業、関連する事業の実施状況等を整理しました。実施した施策等については、概ね平成 13 年度～平成 23 年度の 11 年間に実施した主なものを示しています。

実施状況報告書は、現在の都市計画マスタープランの概要とその実現の程度を把握するとともに、今後の都市計画マスタープランの見直し（改定）を区民参加によって行うための土台となるものです。

## 実施状況報告書の作成方法

実施状況報告書は、以下の調査を踏まえて作成しました。

- ・ 庁内関係各課の施策調査
- ・ 区民アンケート（環境評価について）等

実施状況報告書は、以下の組織での検討を行いました。

- ・ 練馬区都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会

# 実施状況のまとめ

**練馬区都市計画マスタープラン**  
 全体構想（平成13年3月策定）  
 地域別指針（平成15年6月策定）

## 状況の変化

<b>社会経済情勢の変化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子高齢化の進行</li> <li>・ 低炭素都市づくりの必要性</li> <li>・ 安全・安心へのニーズの高まり</li> </ul>
------------------	--

<b>関連する法律等の制定・改正</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観法や都市緑地法の制定</li> <li>・ 住生活基本法の制定</li> <li>・ 都市計画法の改正</li> <li>・ 地方分権 自治体への権限委譲</li> </ul>
----------------------	---

<b>練馬区の上位計画や条例の策定・改定</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本構想の改定（平成21年）</li> <li>・ 練馬区政推進基本条例（平成23年1月施行）</li> <li>・ 長期計画の策定（計画期間平成22～26年度）</li> <li>・ 練馬区まちづくり条例（平成18年4月施行）</li> <li>・ 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例（平成20年6月施行）</li> <li>・ 練馬区景観計画および練馬区景観条例（平成23年5月施行）</li> <li>・ 練馬区震災復興の推進に関する条例（平成20年12月施行）</li> <li>・ 練馬区福祉のまちづくり推進条例（平成22年10月施行）</li> </ul>
--------------------------	---

<b>練馬区の状況の変化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口や高齢化率の増加 高齢社会に対応したまちづくりの必要性</li> <li>・ 宅地率や宅地における住宅用地が増加 住宅都市としての性格は変わらず</li> <li>・ 緑被率の減少傾向と農地面積の減少 みどりの保全が必要</li> </ul>
------------------	--

人口	657,119人（平成12年度） ↗ 706,449人（平成22年度）
高齢者人口の割合	15.4%（平成12年度） ↗ 19.2%（平成22年度）
土地利用現況 宅地	約59%（平成8年度） ↗ 61.8%（平成18年度）
宅地における住宅用地	約72.9%（平成8年度） ↗ 74.9%（平成18年度）
国勢調査 <sup>(1)</sup> 昼夜間人口率	約76%（平成7年度） ↗ 約82.1%（平成22年度）
緑の実態調査 緑被率	約20.9%（平成13年度） ↗ 25.4%（平成23年度）*
農地面積	約326.1ha（平成13年） ↘ 約244.4ha（平成22年）

注：各数値の詳細は資料編参照。数値の元となる調査は、隔年や5年毎等、実施期間が異なるため上記の数値の年や年度が異なっている。

\*みどりの実態調査では、平成18年度に調査方法や調査制度を変更したことにより、値が上昇している。

## 実施状況の評価

### 目標とするまちの将来像

さまざまな地区で協議会や連絡会等を設置し、区民と区が協働でまちづくりを進めています。また、まちづくり条例の制定やまちづくりセンターの設置等、住民が主体的にまちづくりに取り組む制度や仕組みも整えてきました。

区民と区がともに「誰もが安心して快適に暮らせるまち、地域コミュニティを大切にしたい活力のあるまち」を目指し、まちづくりを今後も進めていきます。

### ともに住むまち

区民同士の交流や助け合いを促進し、新たな交流を育む工夫をしています。

誰もが住みやすいまちをめざして、バリアフリー<sup>( )</sup>から一歩進め、すべての人に使いやすい、ユニバーサルデザイン<sup>( )</sup>の考え方を取り入れたまちづくりの充実を図っていきます。

### 安心・安全のまち

建築物の耐震化をはじめ、さまざまな施策を実施してきました。平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被害の状況を踏まえるとともに、今後発生が予想されている首都直下地震を見据え、災害に強いまちの実現が求められています。防犯についても、さらに安全を確保するための取り組みを続けます。

### 活動的でにぎわいのあるまち

市街地再開発事業<sup>( )</sup>、地区計画<sup>( )</sup>等のまちづくり事業を実施し都市基盤<sup>( )</sup>の整備を進めてきました。都市計画道路の整備、鉄道立体化による交通の円滑化等により、都市生活を支える交通のネットワークも強化しました。にぎわいのあるまちづくりを進めるため、産業の振興等も進め「活力ある」まちをめざしていきます。

### みどりと水のまち

みどりに関する施策は、「みどり30推進計画」を策定し、積極的に進めています。農地については、さまざまな事業を実施してきましたが、都市農地の保全是引き続き大きな課題です。

「みどりゆたかな住宅都市」をこれからも維持し続けます。

### 環境と共生するまち

まちづくり条例や景観条例等によりまちづくりのルールを定め、周辺と調和したまちづくりを誘導しています。

環境に配慮した循環型のまちづくりは、条例や計画等に基づき、一定の成果をあげています。

引き続き環境にやさしい「快適に」暮らせるまちの実現をめざします。

## 改定の視点

### 災害に強い まちの実現

- ・密集住宅市街地の整備
- ・建築物の耐震化  
および不燃化の推進
- ・延焼遮断帯ともなる道路網の整備
- ・公園などの公共空間の確保

### 環境にやさしい まちの実現

- ・「みどり30推進計画」の実現
- ・低炭素都市づくり
- ・地球温暖化対策を見据えた住まいづくり

### 安全で快適に 移動できる まちの実現

- ・鉄道の立体化
- ・都市計画道路の整備促進
- ・公共交通の充実
- ・バリアフリーの推進

### 地域コミュニティと 協働の推進

- ・地域コミュニティの活性化
- ・協働のまちづくりの推進

# 第1章

## 都市計画マスタープランの目的と性格

第1章では、都市計画マスタープランの目的や性格、基本理念等について定めました。

### 都市計画マスタープランの概要

#### 1 目的

まちの将来像をわかりやすく提示するとともに、それを実現するための仕組みや考え方を明確にします。

#### 2 性格

練馬区のみちづくりの理念や基本概念をまとめた総合的指針<sup>(1)</sup>から構成されます。

#### 3 目標年次

平成32年(2020年)ごろを展望し、計画期間は概ね20年とします。(平成13年3月に策定)

#### 4 人口フレーム

平成22年まで増加、その後ゆるやかに減少に転じ、平成32年(2020年)には約665,000人と予測。

#### 5 基本理念

- (1) 都市基盤<sup>(2)</sup>の整ったまちをめざすとともに、現在のまちを大切に、必要に応じて修復を加えながら、だれもが暮らしやすい、安全・健康・うるおいのまちをめざします。
- (2) 地域コミュニティを大切に、生き生きとした活力あるまちをめざします。
- (3) まちづくりにおける住民等と区の役割の明確化を図るとともに、住民参加を基本としたまちづくりを行います。

# 第2章

## まちの現状と課題等

第2章では、練馬区の基本的な性格や、市街化の過程、今後配慮すべきことがらを踏まえて、概ね20年を展望した主な課題を示しました。

### 都市計画マスタープランの概要

#### 1 住宅都市としての基本的な性格

「みどり豊かな住宅都市」と位置付けられています。

#### 2 まちの現状

20世紀の各時期にさまざまな市街化の過程を経て形成された多様なまちです。

#### 3 配慮すべきことがら

配慮すべきことがらとして以下の項目が上げられています。

- ・地方分権と厳しい財政展望
- ・少子高齢化の進行と2010年に予想される人口のピークとその後の減少
- ・環境への負荷を少なくして持続可能な社会へ
- ・情報技術(IT)の活用と産業構造への影響等への配慮
- ・高齢社会においてともに生きる工夫や努力
- ・震災、都市型災害への対応
- ・建て替えなどの機会に土地利用の適正な規制・誘導を行う修復型のまちづくり
- ・農地や文化財等による練馬らしさの再発見

#### 4 今後のまちづくりの課題

- ・「鉄道・道路」については、都市計画道路の整備や生活道路の確保等が課題です。
- ・「計画的な開発」については、密集市街地<sup>(3)</sup>の修復や拠点周辺の再開発等が課題です。
- ・「市街地の形成」については、住宅ストックの有効活用や新たな都市型産業の創出等が課題です。

第3章では、配慮すべきことがらやまちの課題を踏まえて、「目標とするまちの将来像」とそれを実現するための「目標とするまちの具体的な姿（めざすまち）」を定めました。

都市計画マスタープランの概要

目標とするまちの将来像  
**だれもが安心して快適に暮らせるまち、  
 地域コミュニティを大切にした活力のあるまち**

目標とするまちの具体的な姿  
 (めざすまち)

(1) ともに住むまち

地域コミュニティを大切にして、誰もがともに住み続けられるまちをめざして以下を進めていきます。  
 交流を育むまちづくり  
 ともに住むやさしいまちづくり

(2) 安心・安全のまち

防災や交通事故防止、防犯などに配慮がなされ、安全に暮らせるまちをめざして以下を進めていきます。  
 お互いに助け合い、災害を防ぐまちづくり  
 安心して生活できるまちづくり

(3) 活動的でにぎわいのあるまち

産業が活性化され、地域拠点などににぎわいがあるまちをめざして以下を進めていきます。  
 生き生きとしたにぎわいのあるまちづくり  
 活動的に行き来のできるまちづくり

(4) みどりと水のまち

みどりを保全し、水辺とふれあいを図り、快適に暮らせるまちをめざして以下を進めていきます。  
 みどりや水と出会いがあるまちづくり  
 農や木々とともにあるまちづくり

(5) 環境と共生するまち

質の高い住宅地であるとともに環境に配慮し、快適に暮らせるまちをめざして以下を進めていきます。  
 周辺と調和のとれたまちづくり  
 環境に配慮した循環型のまちづくり



## 将来の都市構造 めざすまちの構成と骨格

「めざすまち」を実現するため、「まちの構成」として、土地利用、交通体系の整備、みどりの整備・保全についての方針を定めるとともに、「まちの骨格」についても同様に方針を定めました。その概要と、主な施策の実施状況と評価を以下に記載しました。

### 都市計画マスタープランの概要

#### (1) まちの構成

##### 土地利用の方針

##### 1) 住宅地

「農業・住居複合地区」「一般住宅地区」「都市型住宅地区」「集合団地地区」に区分し、住環境の保全や適切な土地利用の誘導を行っていきます。

##### 2) 商業・業務地区

中心核や地域拠点を「商業・業務拠点」、その他の駅周辺を「生活拠点」に位置付けて土地の高度利用を進めて、都市生活の利便性向上を進めます。

##### 3) 幹線沿道地区

沿道環境に配慮しながら、商業・業務施設と都市型住居の立地を誘導し、延焼遮断機能などを併せもった幹線道路沿道にふさわしい土地利用を図ります。

##### 4) 工業系地区

環境に配慮した、地域密着型の土地利用を図るとともに、IT（情報技術）など、研究・開発を中心とした新しい業態への転換や創業の支援などを積極的に検討します。

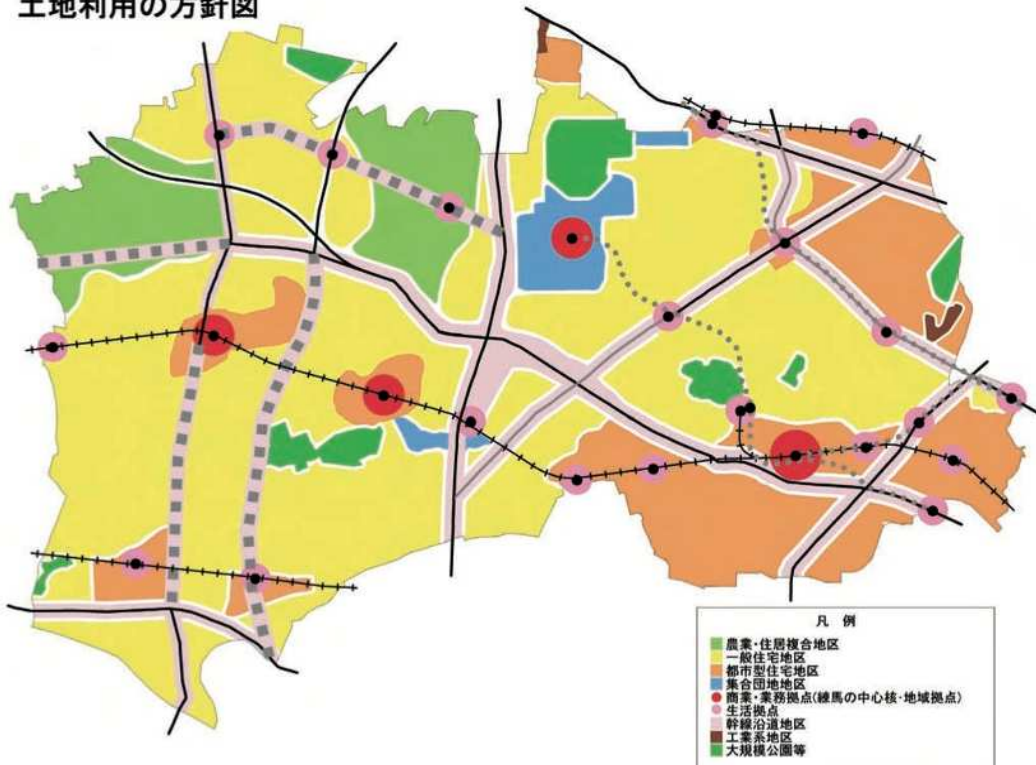
##### 5) 大規模公園等

憩いやレクリエーションの拠点、避難場所など災害時の防災空間としての機能をもつ大規模な公園等は、貴重な空間として保全を図ります。

##### 6) 風致地区<sup>( )</sup>等

風致地区<sup>( )</sup>のあり方を検討します。また、土地区画整理事業<sup>( )</sup>を施行すべき区域のあり方についても検討します。

##### 土地利用の方針図





## 主な施策の実施状況と評価

項目	平成 12 年度末	平成 23 年度末
まちづくり条例	なし	施行
地区計画( )の決定地区数	14 地区	28 地区
重点地区まちづくり計画	なし	10 地区 *
建築物の高さの最高限度	なし	指定
敷地面積の最低限度	なし	指定
土地区画整理事業( )を施行すべき区域の市街地整備方針	なし	制定

\* まちづくり条例施行に伴う経過措置によるみなし計画含む

### 【評価】

- ・土地利用については、平成 18 年のまちづくり条例の施行や各種の計画の策定が進み、きめ細かなまちづくりを行なっています。今後も規制や誘導を行っていくことが必要です。
- ・地区まちづくりについては、地区計画( )の決定等の成果をあげています。今後も継続してまちづくりを進めていくことが求められています。
- ・土地区画整理事業( )を施行すべき区域の市街地整備方針を定めました。今後、具体的に実現化していくことが必要です。



練馬駅前



光が丘団地

## 都市計画マスタープランの概要

### (1) まちの構成

#### 交通体系の整備

##### 1) 道路ネットワークの強化

- ・幹線道路については、環状 8 号線や放射 35 号線の整備に向けた取り組みを進めていきます。
- ・笹目通り西側の道路ネットワークが不十分なため放射 7 号線や補助 230 号線、補助 135 号線の整備に向けた取り組みを進めていきます。
- ・外かく環状道路については、住民の声が反映され、環境に配慮した計画となるよう国・都に求めていきます。

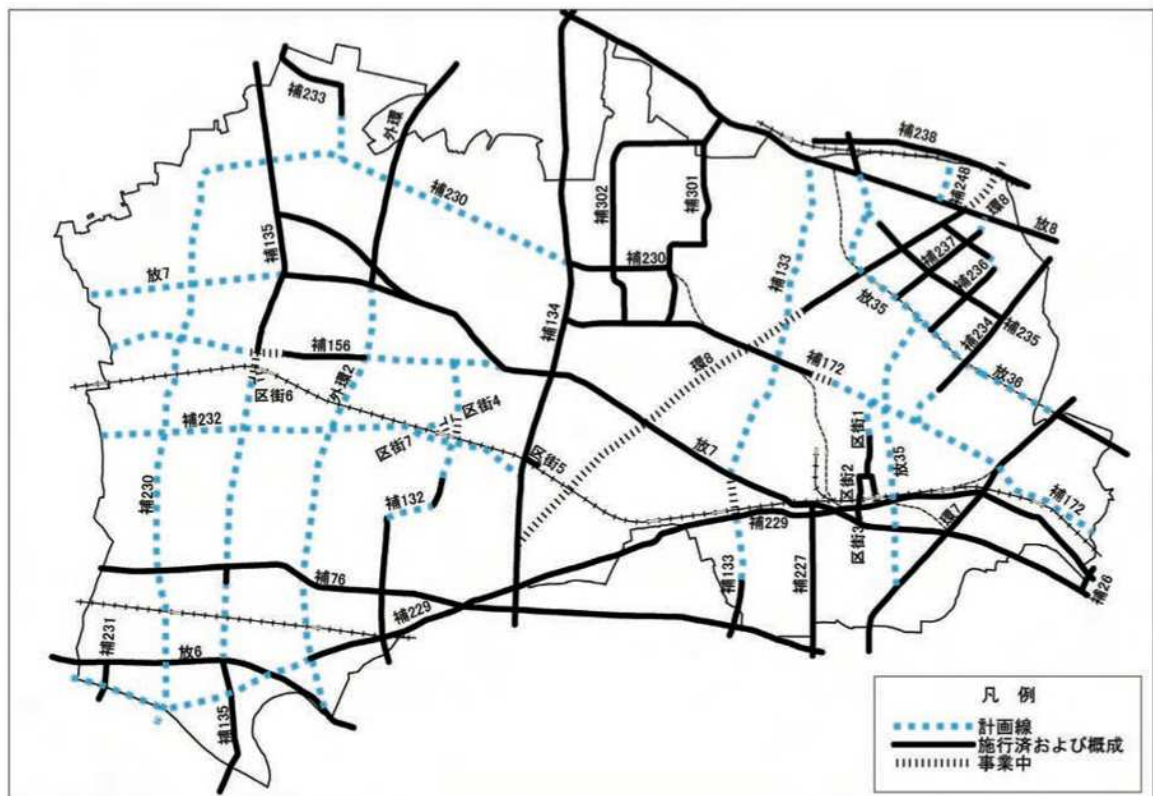
##### 2) 公共交通サービスの充実

- ・西武池袋線や西武新宿線の連続立体交差化<sup>( )</sup>や複々線化を推進します。
- ・都営地下鉄大江戸線の延伸やエイトライナー<sup>( )</sup>の実現に向けて取り組んでいきます。
- ・バスについては、運行頻度や定時性の確保、コミュニティバス<sup>( )</sup>の改善に向けた取り組みを進めていきます。

##### 3) 交通結節点<sup>( )</sup>などの充実

- ・中心核や地域拠点、生活拠点では、商業振興を図ることによりにぎわいを回復していきます。
- ・都営地下鉄大江戸線の延伸計画がある地区では拠点整備を進めていきます。

都市計画道路図 (都市マスタープラン策定時)



## 主な施策の実施状況と評価

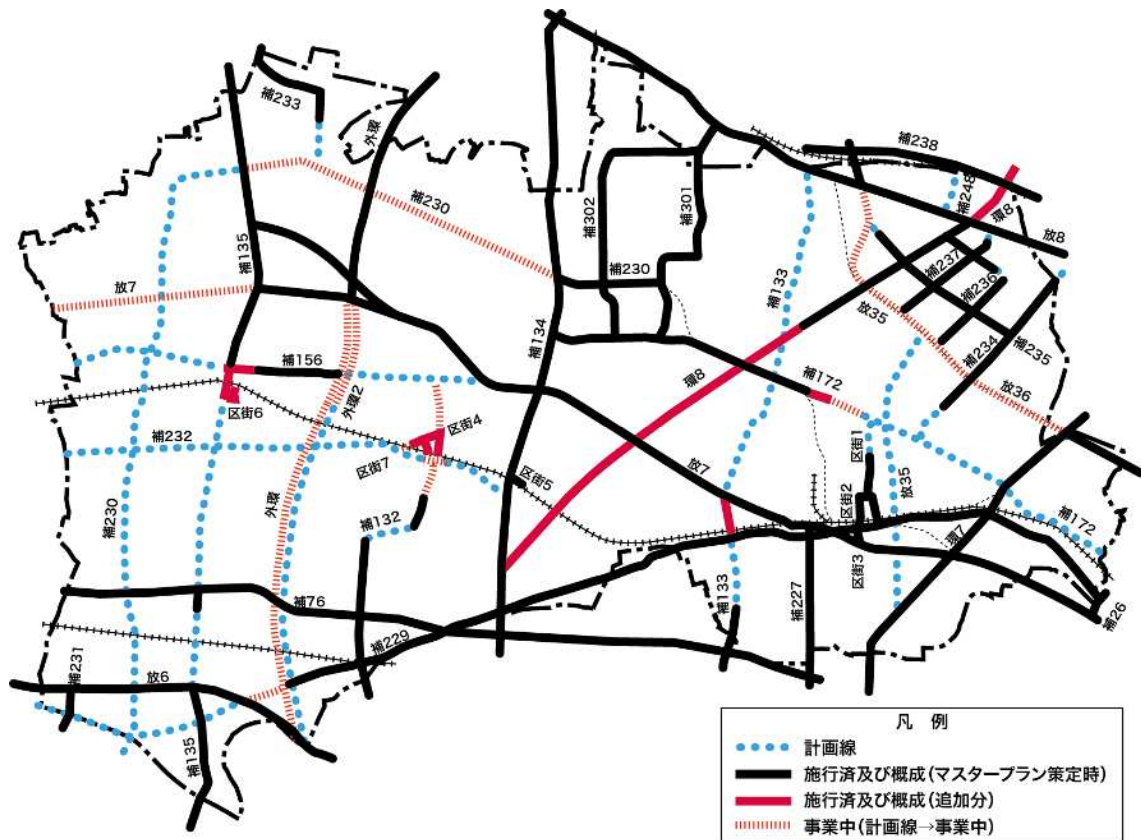
項目	平成 12 年度末	平成 23 年度末
都市計画道路の整備率*	完成および概成 53.0% 事業中 5.8% 未施行 41.2%	完成 48.8% 概成 9.8% 事業中 9.5% 未施行 31.9%
西武池袋線練馬高野台駅～大泉学園駅間の連続立体交差化 <sup>( )</sup>	計画中	練馬高野台駅～石神井公園駅付近(二期区間)の高架切換完了
コミュニティバス <sup>( )</sup> の路線	1 路線	6 路線

\* 概成 計画幅員は未完成だが概ね機能を満たしている道路(平成 12 年度の数値は算出していない)

### 【評価】

- ・道路ネットワークについては整備を進めていますが、引き続き東西方向に加え、南北方向のネットワーク、特に西側の南北のネットワークを強化することが必要です。
- ・公共交通については、引き続き西武新宿線等の踏切解消や、都営地下鉄大江戸線の延伸・エイトライナー<sup>( )</sup>の実現に向けた取り組みを進めることが必要です。

都市計画道路図(平成 24 年 9 月)



## 都市計画マスタープランの概要

### (1) まちの構成

#### みどりの整備・保全

##### 1) みどりと水の拠点づくり

- ・大規模な公園等をみどりと水の拠点として位置付けます。
- ・地域のみどりの特性を生かしながのみどりと水の拠点づくりを進めます。

##### 2) みどりと水をつなぐネットワークづくり

- ・地域のみどりと水をつなぐネットワークをつくっていきます。
- ・石神井川流域では大規模公園の整備などを進めます。また、緩傾斜護岸<sup>( )</sup>の導入等を進めます。
- ・白子川流域では、河川沿いの緑地等を整備します。
- ・田柄川流域では、緑道の再整備等を行います。
- ・北西部では、郷土景観保全地区の指定等を検討します。
- ・石神井公園を含む南北方向では、学校や住宅等で生き物を育む緑化を推進します。

##### 3) ふるさとのみどりの継承

- ・屋敷林等の保全や一体となった景観の保全を推進します。

##### 4) 身近なみどりの拡充など

- ・身近な公園緑地の整備、緑化の推進を図ります。

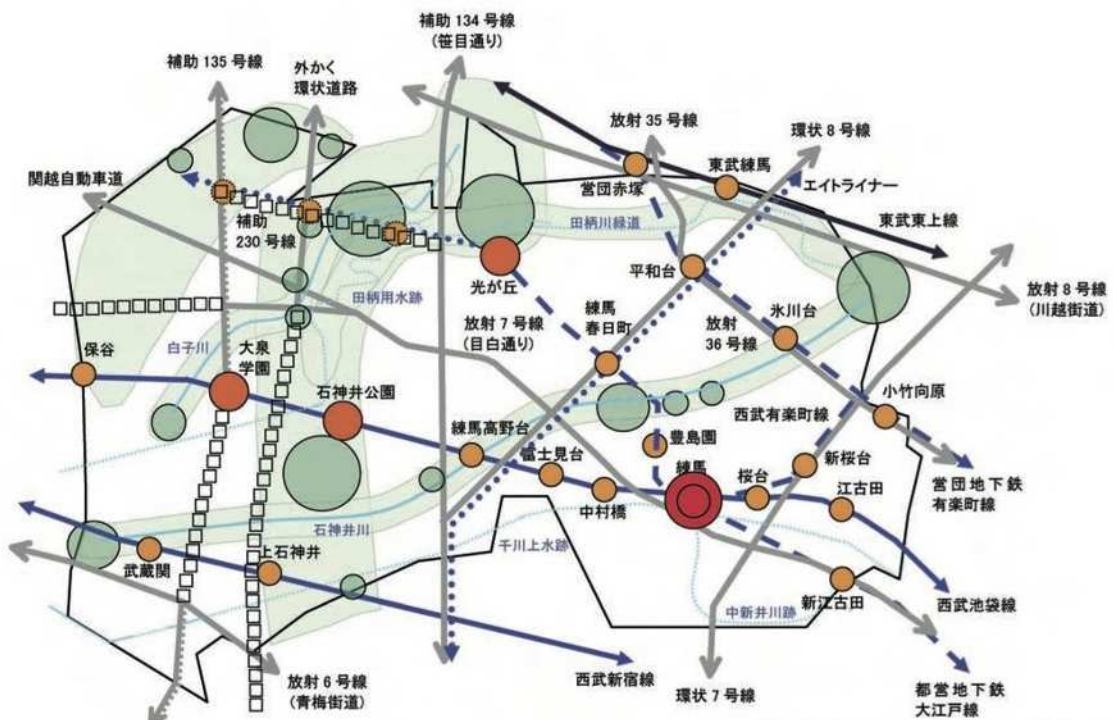
### (2) まちの骨格

#### 都市生活を支えるネットワークと拠点

- ・骨格をなす道路系のネットワークと鉄道系のネットワークを形成します。
- ・鉄道駅周辺の練馬の中心核、地域拠点、生活拠点の形成を図ります。

#### みどりと水のネットワークと拠点

- ・石神井川と白子川の2つの水系や田柄川緑道、農地や樹林地などの分布を生かしたみどりと水のネットワークを形成します。
- ・大規模な公園や緑地、憩いの森<sup>( )</sup>などによるみどりと水の拠点を形成します。





## 主な施策の実施状況と評価

### (1) まちの構成

#### みどりの整備・保全に関わる策定時からの状況の変化

項目	平成 12 年度末	平成 23 年度末
区民一人あたりの公園面積	2.69 m <sup>2</sup> /人	2.78 m <sup>2</sup> /人
公園総数	公園 167 か所、緑地 151 か所 児童遊園 203 か所	公園 196 か所、緑地 217 か所 児童遊園 218 か所
特別緑地保全地区	なし	1 か所（早宮けやき）
生け垣箇所延長*	5,919 か所、延長 88,537m	7,496 か所、延長 127,206m
屋上緑化実施箇所*	53 か所	1,028 か所

\*平成 12 年度末ではなく、平成 13 年度の数値と比較

#### 【評価】

・みどりに関する施策は「みどり 30 推進計画」(平成 18 年度)を策定し、積極的に進めています。

### (2) まちの骨格

#### 都市生活を支えるネットワークと拠点に関わる策定時からの状況の変化

項目	平成 12 年度末	平成 23 年度末
市街地再開発事業 <sup>(1)</sup>	3 地区（石神井公園駅北口地区、大泉学園駅前地区、練馬春日町駅西地区）計画決定	3 地区完了 1 地区（大泉学園駅北口地区）計画決定
中心核（練馬駅周辺） 地域拠点（光が丘駅・石神井公園駅・大泉学園駅周辺）での地区計画 <sup>(2)</sup>	なし	5 地区（練馬駅南口地区、練馬駅北口地区、大泉学園駅北口地区、光が丘地区、大泉学園駅北口東地区）計画決定

#### みどりと水のネットワークと拠点に関わる策定時からの状況の変化

項目	平成 12 年度末	平成 23 年度末
近隣公園*	6 か所	8 か所
地区公園*	6 か所	7 か所
河川改修事業（石神井川）	6.8km	8.3km
河川改修事業（白子川）	0.5km	1.4km

\*近隣公園：主として近隣に居住する者が利用することを目的に、概ね 1 km 四方に 1 か所設置

\*地区公園：主として徒歩圏内に居住する者が利用することを目的に、概ね 2 km 四方に 1 か所設置

#### 【評価】

- ・練馬駅周辺（中心核）、石神井公園駅・大泉学園駅・光が丘地区（地域拠点）については、都市生活を支える拠点として一定の成果が出ています。
- ・現在、「みどりの基本計画」に基づき、みどりと水のネットワークづくり、練馬らしいみどりの保全と創出を進めています。今後も引き続き、みどりの維持および保全に取り組む必要があります。



石神井川とサクラ並木

## 第4章

# めざすまちとまちづくりの方針

第4章では、前章で示した5つの「めざすまち」について、それぞれ「まちづくりの方針」を設定し、実施すべき取り組みを定めました。これらの概要と、主な施策の実施状況と評価を以下に記載しました。

## 1 とともにすむまちをめざして

### 都市計画マスタープランの概要

#### 交流を育むまちづくり

- ・市街化の進んだ地域の住民と農業にかかわる人びとの交流の拡大
- ・交流を育むコミュニティづくり
- ・商店街や公園などを中心としたまちづくり などを進めます。

#### ともに住むやさしいまちづくり

- ・バリアフリー<sup>( )</sup>の観点からの障害の除去（物理的障害）
- ・ユニバーサルデザイン<sup>( )</sup>の導入
- ・福祉施設の充実
- ・高齢者・障害者世帯向け住宅の整備や改善 などを進めます。

### 主な施策の実施状況と評価

#### 交流を育むまちづくり

- ・農地などを交流の場として活用したまちづくりとしては、区民農園<sup>( )</sup>（23園）や市民農園<sup>( )</sup>（6園）を整備しました。農業者が開設する農業体験農園<sup>( )</sup>（16園）の整備に対し、支援を行なっています。
- ・交流を育むコミュニティづくり、まちづくりをめざし、区民の自発性・主体性を尊重しながら、地域コミュニティづくりの支援に取り組んできました。
- ・公園を介したコミュニティの活動として、清掃などの管理を行う団体が増えています。新たに公園を整備する際にも、制度のPRを行っています。

#### 【評価】

- ・まちづくりに関連するさまざまな事業の実施の際に、区民同士の交流や助け合いを促進し、新たな交流を育む工夫をしています。
- ・人と人とのつながりの希薄化、地域活動への参加者の減少、担い手不足等を背景に「地域の絆」を深めることを目的として、地域コミュニティ活性化プログラムを策定します。（平成24年9月策定済）今後、プログラムに沿って、さまざまな取り組みを実施します。



地元小学生が稲刈り等を体験できる秋の陽公園



## ともに住むやさしいまちづくり

- ・平成 22 年度に「福祉のまちづくり推進条例」を施行し、一定規模以上の建築物の建築等において、バリアフリー( )化を進めています。既存建築物については、福祉のまちづくり整備助成の制度等で、バリアフリー( )化の支援をすすめています。平成 23 年度には「福祉のまちづくり総合計画」を改定しました。
- ・区内の鉄道駅全 21 駅においてバリアフリー( )ルートを 1 ルート確保しています。
- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設の整備を進めています。また、障害のある方への居住支援や福祉施設の整備については、障害者計画等に基づき取り組んでいます。
- ・「第 3 次練馬区住宅マスタープラン」(平成 22 年度策定)に基づき、住宅に困窮している世帯が区営住宅に適正に入居できる仕組みづくりに取り組んでいます。

### 【評価】

- ・バリアフリー( )については、直近 10 年は要綱から条例となる転換期でした。一定規模以上の建築物の新築等のバリアフリー( )化が改善されてきています。「バリアフリー( )」から「ユニバーサルデザイン( )」へ移行してきており、今後住民参加でその対応を考えていくことが課題です。
- ・福祉施設の充実により住み慣れた地域での生活への支援が広がっています。

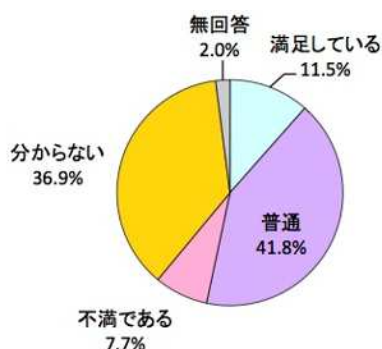


江古田駅

## 【参考】区民アンケートにみる まちの現状の評価

### 交流を育むまちづくり

#### 【地域の交流】



地域の交流については、「満足+普通」が 53.3%となっています。また、「分らない」が 36.9%と多くなっています。

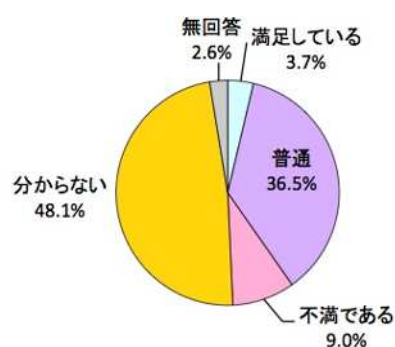
### ともに住むやさしいまちづくり

#### 【健康や福祉サービス】



健康や福祉サービスについては、「満足+普通」が 54.0%となっていますが、「分らない」が 27.5%と多くなっています。

#### 【住まいに関する支援】



住まいに関する情報提供や支援策については、「満足+普通」が 40.2%となっています。また、「分らない」が 48.1%と多くなっています。

### 【まとめ】

「ともに住むまち」に関しては、様々な内容を包括するため実施内容に対して、「分らない」と回答する割合が高く、引き続き区民へ情報の提供をして理解を得ることが必要です。

## 2 安心・安全のまちをめざして

### 都市計画マスタープランの概要

#### お互いに助け合い、災害を防ぐまちづくり

- ・ 建物の耐震性や耐火性の確保
- ・ 都市型水害に対応した総合治水対策の推進
- ・ 延焼遮断帯としての沿道の耐火化と道路緑化の推進
- ・ 防災上有効な道路、広場等の確保
- ・ 人と人、組織と組織のつながりの構築
- ・ 避難拠点<sup>(1)</sup>、救助資器材格納庫などの整備、充実
- ・ 消防水利（防火水槽等）の整備 などを進めます。

#### 安心して生活できるまちづくり

- ・ 安心して歩いて暮らせるまちづくり
- ・ 歩行者と自動車の分離（交通事故の防止）
- ・ 地区内への通過交通の進入の抑制
- ・ 地域での防犯への取り組み などを進めます。

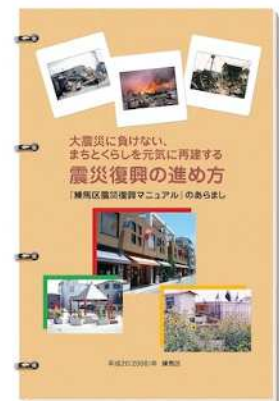
### 主な施策の実施状況と評価

#### 互いに助け合い、災害を防ぐまちづくり

- ・ 「練馬区地域防災計画」（平成 23 年度修正）や、「練馬区総合治水計画（改定）（平成 23 年度）」に基づき、災害を防ぐまちづくりを進めています。また、「練馬区震災復興マニュアル」（平成 19 年度）を策定するとともに、「練馬区災害対策条例」（平成 16 年）「練馬区震災復興の推進に関する条例」（平成 20 年）を施行して、事前対策を進めています。
- ・ 密集住宅市街地整備促進事業を 3 地区で実施中です。練馬地区は終了しました。
- ・ 「練馬区耐震改修促進計画」に基づき、耐震化助成を平成 19 年度から始め 277 棟（平成 23 年度末）で耐震改修を実施しました。特に、都が定めた特定緊急輸送道路や、区が定めた啓開 34 路線（今後見直し予定）の沿道については重点的に進めています。
- ・ 99 か所の小学校および中学校に「避難拠点<sup>(1)</sup>運営連絡会」を組織しています。また、災害時要援護者の登録（現在約 3 万人）を進め、安否確認システムの構築に取り組んでいます。

#### 【評価】

- ・ 耐震化については、耐震改修促進計画策定時は 76.5%の建物が新耐震基準を満たしていました。今後も耐震診断・耐震改修の助成を周知し、さらにその割合を高めていくことが求められています。
- ・ 発災時の災害時要援護者安否確認については、民生・児童委員や防災会の他、事業者や NPO、ボランティア等の力を結集し、より迅速かつ確実に実施できるよう新しい仕組みを検討中です。
- ・ 東京都が公表した首都直下地震の被害想定（平成 24 年 4 月公表）を踏まえ、それぞれの地域の特性を意識して防災対策を進める必要があります。



「練馬区震災復興マニュアル」のあらまし

## 安心して生活できるまちづくり

- ・平成 18 年度開始の歩行者横断部・交差点等改修事業や、中村橋駅周辺の道路の一方通行化などを実施しました。(平成 22 年完了)
- ・地域防犯・防火活動実施団体(276 団体)(平成 23 年度末)や地域防犯防火連携組織(10 団体)(平成 23 年度末)による取り組みを支援しています。

### 【評価】

- ・交通安全については、交通事故発生件数は徐々に減少してきていますが、引き続き課題となっています。
- ・防犯については、「安全・安心パトロール」、「安全・安心メール」をはじめ、さまざまな施策を実施しました。区内の地域の安全を確保するために今後も取り組みを続けます。

\* 都市計画マスタープラン策定時は「安心・安全のまち」としましたが、現在区では「安全・安心」としています。

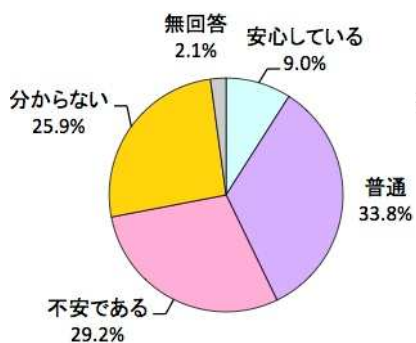


安全・安心パトロールカー

## 【参考】区民アンケートにみる まちの現状の評価

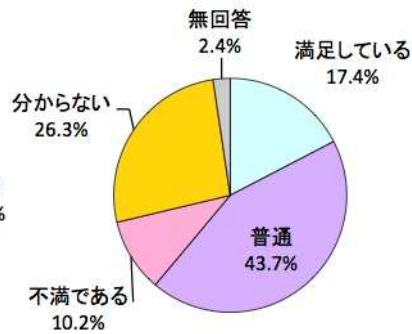
### 互いに助け合い、災害を防ぐまちづくり

#### 【地震対策】



地震に対する耐震や耐火対策では、「不安である」が 29.2%と、多くなっています。

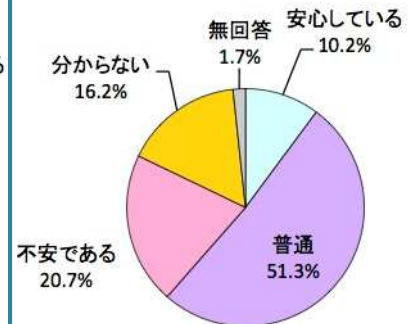
#### 【治水対策】



治水対策については、「安心+普通」が 63.8%となっています。

### 安心して生活できるまちづくり

#### 【防犯対策】



防犯については、「安心+普通」が 61.5%となっている一方、「不安」が 20.7%となっています。

### 【まとめ】

「安心・安全のまち」に関しては、東日本大震災の影響もあり、地震に関して「不安」の割合が高く、防災対策を充実することが今後も課題です。防犯についても暮らしの安全性を高めることが重要です。

### 3 活動的でにぎわいのあるまちをめざして

#### 都市計画マスタープランの概要

##### 生き生きとしたにぎわいのあるまちづくり

- ・ 駅周辺の拠点機能の向上
- ・ 情報技術（IT）などに対応した都市型産業の創出
- ・ 農業との連携を生かした商業活動の活性化
- ・ 消費者ニーズに応じた新しい商業環境づくり（バリアフリー化等によるサービスの向上）
- ・ 商店街の再整備、活性化のための、民間活力を生かす新しい手法（TMOなど）の導入の検討
- ・ 都市型農業振興の推進
- ・ 大規模公園等のレクリエーションの場の充実
- ・ 大学教育の拠点（江古田地区）の活性化などを進めます。

##### 活動的に行き来のできるまちづくり

- ・ 公共交通サービスレベルの地域差の縮小
- ・ 適正な交通需要管理（TDM）
- ・ 主要な幹線道路（環状8号線や放射35号線、放射36号線など）の整備
- ・ 生活幹線道路、主要生活道路の整備
- ・ 自転車の有効活用などを進めます。

#### 主な施策の実施状況と評価

##### 生き生きとしたにぎわいのあるまちづくり

- ・ 駅周辺の拠点機能向上のため、中心核である練馬駅周辺、地域拠点である石神井公園駅周辺、大泉学園駅周辺、光が丘地区でまちづくりを実施しました。
- ・ 西武池袋線練馬高野台駅～石神井公園駅付近の高架化に伴い、駅舎を改修したり、駅前広場を整備したりして、拠点性を高めています。
- ・ にぎわいづくりについては、「練馬区商工業振興計画」（平成23～26年度）を策定しました。
- ・ その他の特徴的な産業については、「練馬区農業振興計画」（平成22年度）や「練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画」（平成20年度）を策定し、区の経済活動に重要な産業の発展を支援しています。

##### 【評価】

- ・ 都市生活を支える地域拠点のにぎわいづくりのため、都市基盤の整備を行いました。
- ・ 今後も活力のある産業の発展を促し、区民生活の向上を図るため、産業（商業・工業・農業・観光）の振興を進め、にぎわいのあるまちづくりを進めていきます。



整備された石神井公園駅



## 活動的に行き来のできるまちづくり

- ・「練馬区都市交通マスタープラン」(平成 19 年度)や「練馬区自転車利用総合計画」(平成 22 年度)を策定し、誰もが移動しやすい交通環境の整備を進めています。
- ・環状 8 号線は整備が完了し、外かく環状道路、放射 35 号線、放射 36 号線などは事業中です。また、みどりバス(コミュニティバス<sup>(1)</sup>)は平成 13~23 年度で 1 路線から 6 路線に増加しました。さらに、生活幹線道路については平成 13~23 年度で 1.3 キロメートル整備し、主要生活道路の整備はまちづくり条例に位置付けました。

### 【評価】

- ・みどりバスを充実させてきましたが、誰もが快適に移動できる交通環境を目指して、今後も、取り組みを進めていく必要があります。
- ・光が丘駅(地域拠点)周辺での自転車用ラックの整備や、豊島園駅の放置禁止区域の指定等を実施し、自転車放置台数の減少に効果がありました。大泉学園駅(地域拠点)では、駅北口に新たな自転車駐車場 2 か所を整備する予定です。

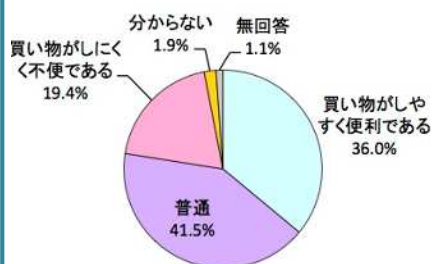


みどりバス(コミュニティバス<sup>(1)</sup>)

## 【参考】区民アンケートにみる まちの現状の評価

### 生き生きとした にぎわいのあるまちづくり

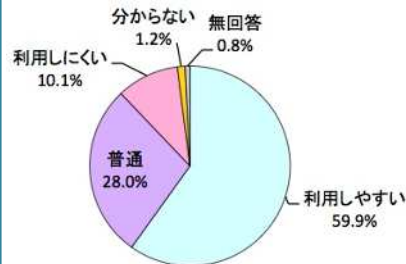
#### 【買い物のしやすさ・便利さ】



買い物のしやすさ・便利さについては、77.5%が「便利+普通」だと評価しています。

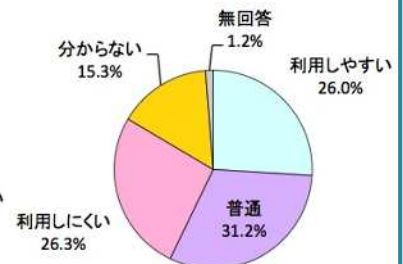
### 活動的に行き来のできるまちづくり

#### 【鉄道の利用しやすさ】



鉄道については、「利用しやすい+普通」という回答が 87.9%と多くなっています。

#### 【バスの利用しやすさ】



バスについては、「利用しやすい+普通」という回答が 57.2%となっています。

### 【まとめ】

「活動的ににぎわいのあるまち」については、買い物や鉄道の利便性については「満足+普通」の割合が高く、評価されています。バスの利便性の評価は鉄道に比べ低くなっており、利便性の向上が求められています。

## 4 みどりと水のまちをめざして

### 都市計画マスタープランの概要

#### みどりや水との出会いがあるまちづくり

- ・みどりの保全と活用
- ・みどりの創造と再生
- ・みどりと水のネットワークの整備
- ・みどりを守り育てる（参加の）仕組みづくり などを進めます。

#### 農や木々とともにあるまちづくり

- ・農地、樹林地、大木の保全
- ・練馬独自のみどりを保護し回復させる施策の発展
- ・農とのふれあいの推進
- ・農地の開発（宅地化）時における周辺環境との調和の確保 などを進めます。

### 主な施策の実施状況と評価

#### みどりや水との出会いがあるまちづくり

- ・平成 20 年に「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を施行するとともに、「練馬区みどりの基本計画」（平成 20 年度）や、「みどり 30 推進計画」（平成 18 年度）を策定し、緑被率 30%を目標にみどりの保全や創出に取り組んでいます。
- ・公園や緑地など公共施設のみどりの保全や創出とともに、生け垣化への助成の実施や屋上緑化、壁面緑化への助成の新設で宅地の緑化を支援しました。
- ・東京都による石神井川や白子川の改修事業等で親水化に取り組んでいます。

#### 【評価】

- ・みどりに関する施策は「みどり 30 推進計画」（平成 18 年度）に基づき、積極的に事業を推進してきました。平成 23 年度末で第一期の事業計画期間が終了したことから、みどりの実態調査やこれまでの取り組みの結果をふまえ、第二期事業計画の策定を進めています。
- ・平成 23 年度に実施したみどりの実態によると、区内の緑被率は 25.4%であり、前回調査と比較すると 0.7 ポイント減少しています。これは公共のみどりは 18 ヘクタール増加したものの民有地のみどりはこれを上回る減少があったことによるものです。



練馬区役所のみどりのカーテン



## 農や木々とともにあるまちづくり

- ・「練馬区農業振興計画」(平成 22 年度)に基づき、農業者を支援し、農地保全を進めています。
- ・平成 20 年に東京都内の基礎的自治体で都市農地保全推進自治体協議会を設立し、都市農地の保全について他の自治体と連携して国に要望書を提出しています。
- ・区民農園<sup>(1)</sup>等を運営したり、農業体験農園<sup>(2)</sup>を支援したりするほか、平成 21 年度から農のあるまちづくり事業を実施するなど、農とのふれあいを推進しています。

### 【評価】

- ・都市農業に関する法令や税制度が現状とそぐわない面が生じてきています。相続の発生等による農地の減少もあり、都市農地の保全が大きな課題です。

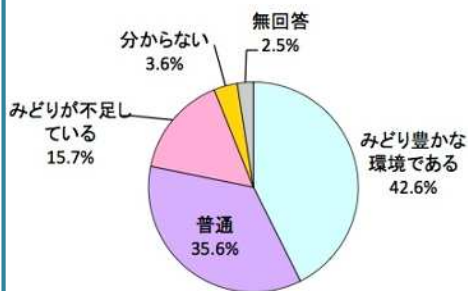


農地と屋敷林(市民農園<sup>(1)</sup>)

## 【参考】区民アンケートにみる まちの現状の評価

### みどりや水との出会いがあるまちづくり

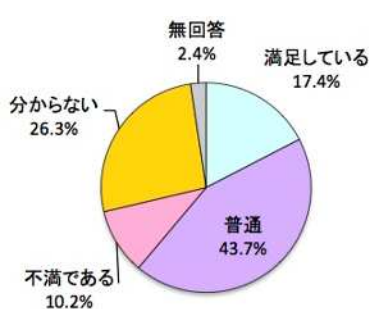
#### 【みどりの環境】



みどりについては、「豊かである+普通」が 78.2%と多くなっています。

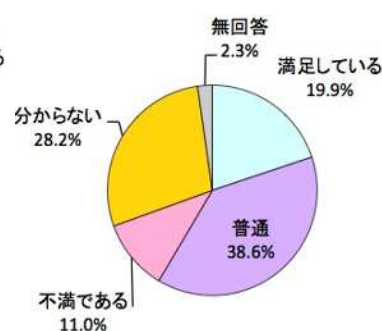
### 農や木々とともにあるまちづくり

#### 【水辺とふれあえる環境】



水辺とふれあえる環境については、「満足+普通」が 61.1%となっています。

#### 【農地を残す取り組み】



農地を残す取り組みについては、「満足+普通」が 58.5%と高い評価を得ている一方、「分からない」が 28.2%あります。

### 【まとめ】

「みどりと水のまち」については、「満足+普通」の割合が高く、評価が高くなっています。水辺や農地についてはみどりに比べ「分からない」との回答が多く、取組内容について周知を図り、区民の理解を得ることが課題と言えます。

### 都市計画マスタープランの概要

#### 周辺と調和のとれたまちづくり

- ・ 地域条件に合った土地利用
- ・ 良好な住宅地や農地の保全
- ・ 都市デザインによる美しい景観づくり
- ・ 大型店等の商業活動と周辺生活環境の調和 などを進めます。

#### 環境に配慮した循環型のまちづくり

- ・ 公害の防止
- ・ 水の循環の維持・回復
- ・ 省資源・省エネルギー対策、リサイクル推進の検討 などを進めます。

### 主な施策の実施状況と評価

#### 周辺と調和のとれたまちづくり

- ・ 平成 18 年に「まちづくり条例」を施行し適正な土地利用を誘導するとともに、平成 20 年 3 月に市街地環境の向上を図るため「建築物の敷地面積の最低限度と建築物の高さの最高限度」について指定しました。また、より良い市街地形成を図るため「土地区画整理事業<sup>(1)</sup>」を施行すべき区域の市街地整備方針<sup>(2)</sup>(平成 20 年度)を策定しました。
- ・ 平成 23 年に「練馬区景観条例」を施行するとともに「練馬区景観計画」を策定し、良好な景観の形成を誘導しています。

#### 【評価】

- ・ 「まちづくり条例」の施行、「建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度」の指定等を行いました。今後も地域の条件に合った土地利用を誘導していきます。
- ・ 良好な景観の形成を図るため、色彩等に配慮した街並みづくりをめざしています。
- ・ 景観に関するまちづくりをすすめるため、区民が協力してまちなみをつくる景観まちなみ協定と「ねりま」らしい地域の景観資源を登録する地域景観資源登録制度を景観条例に位置づけました。
- ・ 平成 24 年 3 月現在まちなみ協定は 2 件の認定をしています。景観資源は、433 件を登録しました。



閑静なまちなみ

## 環境に配慮した循環型のまちづくり

- ・「練馬区環境基本条例」を平成 18 年に施行するとともに「練馬区環境基本計画 2011」（平成 22 年度）を策定し、温室効果ガスの排出抑制やみどりの保全・創出等に取り組んでいます。
- ・環境に負荷を与えない循環型社会形成に向けた施策として、区立の学校給食等から発生する生ごみの堆肥化を開始しました。また、ごみ減量化や資源の有効活用を図るため、新たな資源品目として植物性の使用済み食用油や小型家電製品の回収を開始しました。

### 【評価】

- ・環境に配慮した循環型のまちづくりは、条例や計画等に基づき一定の成果をあげています。
- ・環境、リサイクルに関する情報発信等の普及啓発事業の拠点として、4 館目のリサイクルセンターを整備し、4 館のネットワーク化により効率的、全区的に普及啓発事業を行うことが課題となっています。
- ・低炭素都市づくりに向けた総合的な取り組みが求められています。

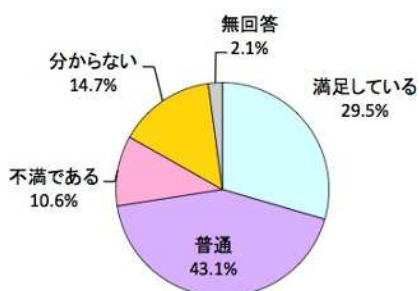


豊玉リサイクルセンター

### 【参考】区民アンケートにみる まちの現状の評価

#### 周辺と調和のとれたまちづくり

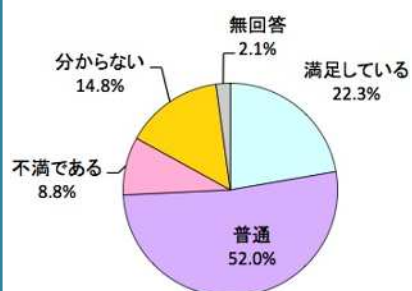
##### 【周辺と調和するための建築制限】



周辺と調和するために行う建築制限では、「満足 + 普通」が 72.6%と多くなっています。

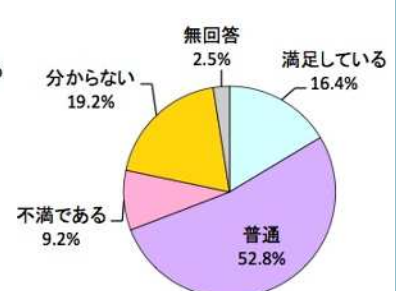
#### 環境に配慮した循環型のまちづくり

##### 【良好な景観のための取り組み】



良好な景観のための取り組みでは、「満足 + 普通」が 74.3%と多くなっています。

##### 【循環型を目指すまちづくり】



循環型を目指す取り組みでは、69.2%が「満足 + 普通」と回答しています。

### 【まとめ】

「環境と共生するまち」については、「満足 + 普通」の割合が高く、評価が高くなっています。このような状況を維持するために、取り組みを続けていくことが求められます。

# 第5章 地域別指針

第5章では、「全体構想」を踏まえて区民参加で作成された「地域別指針<sup>(1)</sup>」について、「まちづくりの指針」の概要を示すとともに、主な施策の実施状況を記載しました。

## 第1地域

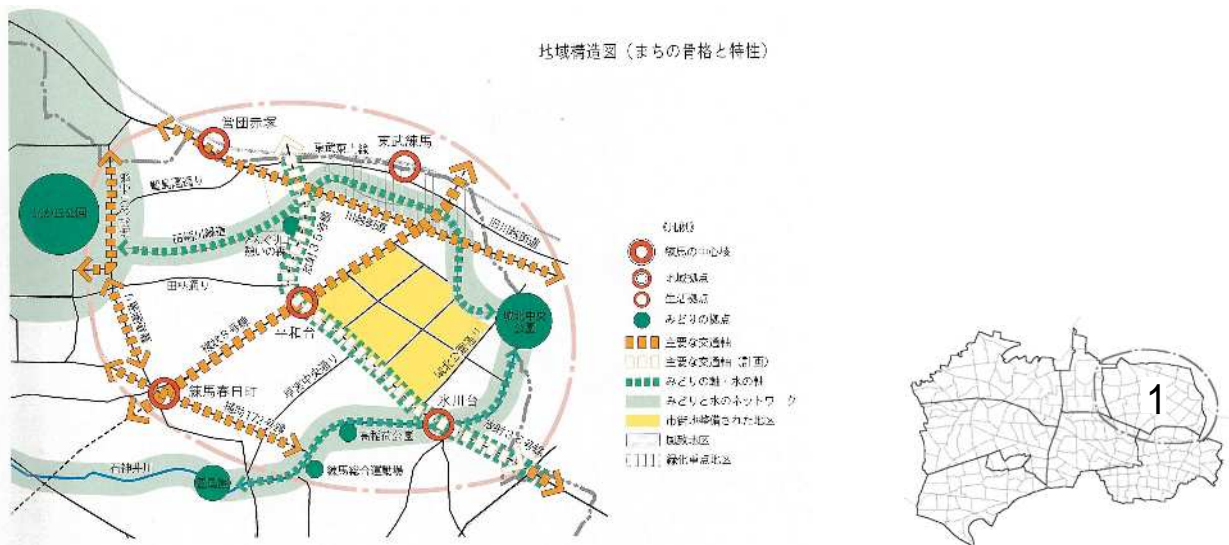
### 都市計画マスタープランの概要

#### まちづくりの指針

- ・放射 35 号線など幹線道路沿道の環境などに配慮した整備と沿道のまちづくりの推進
- ・鉄道駅周辺の生活拠点の活性化
- ・放置自転車の解消
- ・生活道路の安全性の向上
- ・周辺と調和した土地利用の形成
- ・密集地区の改善などによる防災性の向上
- ・石神井川の親水化および田柄川緑道の充実によるみどりと水のネットワーク化
- ・憩いの森<sup>(2)</sup>などのみどりの保全
- ・まちの緑化 などを進めます。



田柄川緑道



### 主な施策の実施状況

- ・道路整備については、沿道環境に配慮しながら、環状 8 号線の整備が完了し、放射 35 号線、放射 36 号線などは東京都により事業中です。区では、道路整備にあわせた沿道のまちづくりに取り組んでいます。
- ・鉄道駅の活性化として、平成 22 年に東武練馬駅南口周辺地区に地区計画<sup>(3)</sup>を策定しました。
- ・放置自転車対策として生活拠点である平和台駅周辺に地下自転車駐車場の整備を進めています。
- ・災害に強いまちを目指して、平成 8 年度から北町地区で密集住宅市街地整備促進事業を実施しています。



### 都市計画マスタープランの概要

#### まちづくりの指針

- ・ 鉄道駅周辺を中心に商業の活性化と放置自転車の解消
- ・ 社寺や石神井川、公共施設などまちの資源を活用した魅力づくり
- ・ 周辺と調和のとれた土地利用の適正な配置
- ・ 幹線道路沿いの不燃化や密集住宅地の改善などによるまちの防災性の向上
- ・ 幹線系の道路の沿道環境に対する配慮
- ・ 生活道路への通過交通対策
- ・ 石神井川の親水化
- ・ みどりの保全、まちの緑化 などを進めます。



千川通り練馬駅付近



#### 主な施策の実施状況

- ・ 駅周辺のにぎわいづくりとして、駅前広場を練馬駅北口（平成 15 年）と江古田駅南口（平成 24 年）に整備しました。また、街並み誘導型地区計画<sup>(1)</sup>を練馬駅南口地区（平成 16 年）、江古田駅北口地区（平成 18 年）、練馬駅北口地区（平成 21 年）で策定しました。
- ・ 放置自転車対策として生活拠点である豊島園駅に自転車駐車を平成 23 年度に新たに整備するとともに放置禁止区域を指定しました。
- ・ 災害に強いまちを目指して、平成 4 年度から江古田北部地区で密集住宅市街地整備促進事業を実施しています。また、練馬地区は事業を実施しました。（平成 18 年 3 月事業完了）
- ・ 防災拠点としての機能を備えた中村かしわ公園を整備しました。（平成 24 年 3 月開園）
- ・ 道路整備としては、東京都が沿道環境に配慮しながら放射 36 号線の事業を実施中です。



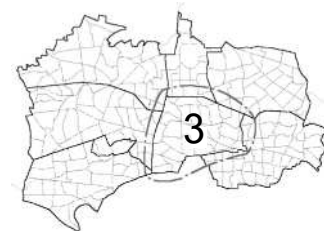
### 都市計画マスタープランの概要

#### まちづくりの指針

- ・生活道路における安全性の向上、防災性の向上、鉄道駅周辺の放置自転車の解消
- ・中村橋駅周辺での歩行者を大切にした福祉のまちづくり
- ・環状8号線の環境施設帯<sup>( )</sup>の整備
- ・石神井川の親水化
- ・みどりの保全、まちの緑化
- ・良好な住宅地を保全
- ・農地などの開発の際などには周辺と調和のとれた土地利用の促進
- ・幹線道路の沿道で環境に配慮したまちづくりなどを進めます。



笹目通り（谷原交差点北側）



### 主な施策の実施状況

- ・災害に強いまちを目指して、平成23年度から貫井・富士見台地区で密集住宅市街地整備促進事業を実施しています。
- ・中村橋駅南口に地区計画を策定し（平成17年）駅前広場を整備しました。（平成18年度）また、中村橋駅周辺交通バリアフリー<sup>( )</sup>基本構想（平成16年度策定）に基づき、道路整備等を実施しました。さらに、関係機関との協力により一方通行化による車両交通を規制しています。
- ・環状8号線は、沿道環境に配慮し環境施設帯<sup>( )</sup>（歩道や植樹帯など）を備えた整備が東京都の事業として行われました。
- ・東京都による石神井川の改修事業等で親水化に取り組みました。
- ・幹線道路沿道の騒音防止と沿道の適正かつ合理的土地利用を図るため、練馬区笹目通り沿道地区計画を策定しました。（平成15年）

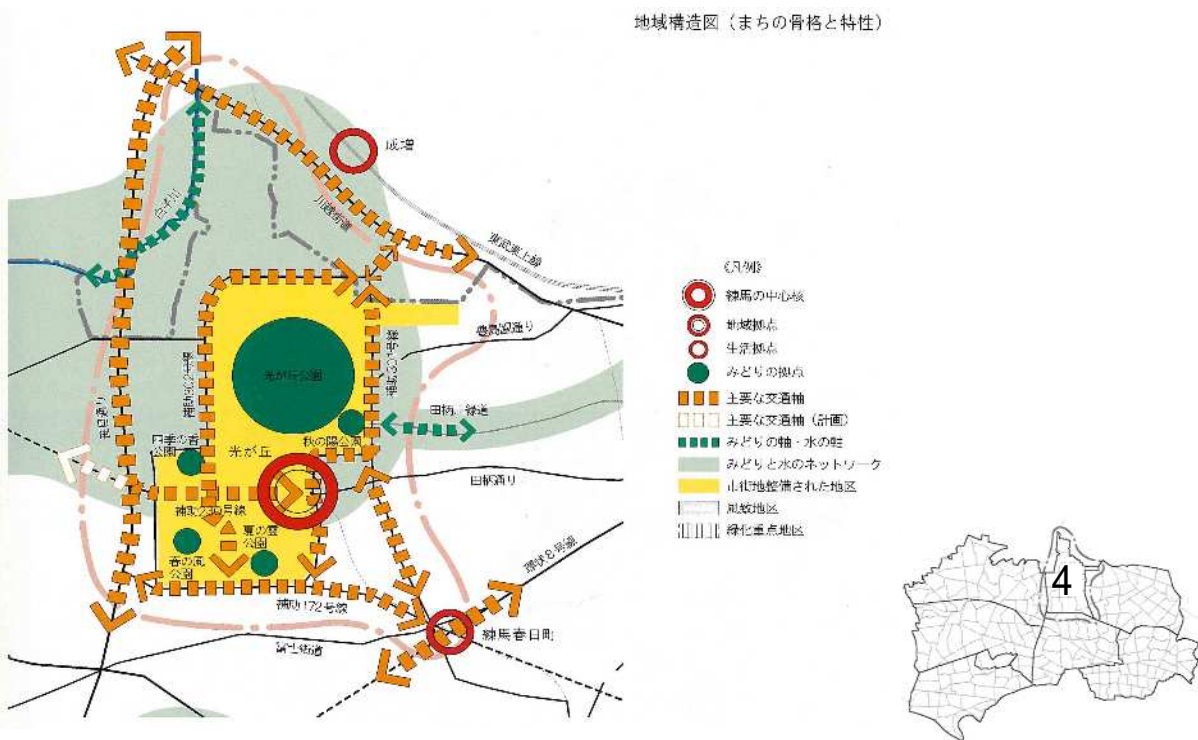
## 都市計画マスタープランの概要

### まちづくりの指針

- ・ 光が丘団地での施設の適切な維持管理と活用、良好な環境の維持、駅周辺の放置自転車の解消、指定避難場所としての防災への取り組み
- ・ 光が丘団地周辺地区では周辺と調和のとれた土地利用の形成
- ・ 交通の安全性の確保
- ・ 幹線道路の沿道環境の配慮
- ・ みどりの保全や活用、まちの緑化などを進めます。



夏の雲公園



### 主な施策の実施状況

- ・ 光が丘地区では、小学校の統合再編により生じる跡施設の活用を契機として平成 23 年に「一団地の住宅施設」( )から、良好な住環境の維持や保全と施設需要への柔軟な対応を両立させる「地区計画」( )へ移行しました。
- ・ 閉校となった 4 か所の跡施設については、「学校跡施設（光が丘地域）活用基本計画」（平成 21 年度）に基づき、整備を進めています。
- ・ 幹線道路の沿道への配慮として練馬区笹目通り沿道地区計画( )を策定しました。（平成 15 年）
- ・ 地域冷暖房施設のエネルギーの効率を向上させるため、東京熱供給株式会社が施設を更新中です。

## 都市計画マスタープランの概要

### まちづくりの指針

- ・白子川の親水化
- ・湧水の保全
- ・憩いの森( )や生産緑地( )などのみどりの保全と活用
- ・良好な風致の維持
- ・まちの緑化
- ・補助 230 号線の整備
- ・地下鉄大江戸線の延伸
- ・新駅の周辺や沿道地区のまちづくり
- ・目白通りの延伸(放射 7 号線)
- ・生活幹線道路の整備
- ・住民参加による防災の取り組み などを進めます。



白子川沿いの斜面林



### 主な施策の実施状況

- ・東京都による白子川の改修事業等で親水化に取り組んでいます。
- ・まちの基盤となる公共施設を整備し、良好な住環境と利便性が調和したまちづくりを目的として「土支田中央土地区画整理( )事業」(平成 16 年度開始)を行っています。
- ・補助 230 号線の一部が開通します。(平成 24 年度に開通済)また、沿道のまちづくりとして、地区計画( )を平成 19 年に補助 230 号線土支田・高松地区で、平成 20 年に土支田中央地区で策定しました。
- ・幹線道路の沿道への配慮として練馬区笹目通り沿道地区計画( )を策定しました。(平成 15 年)
- ・放射 7 号線は平成 18 年 7 月に事業認可がなされ、東京都により事業が進められています。



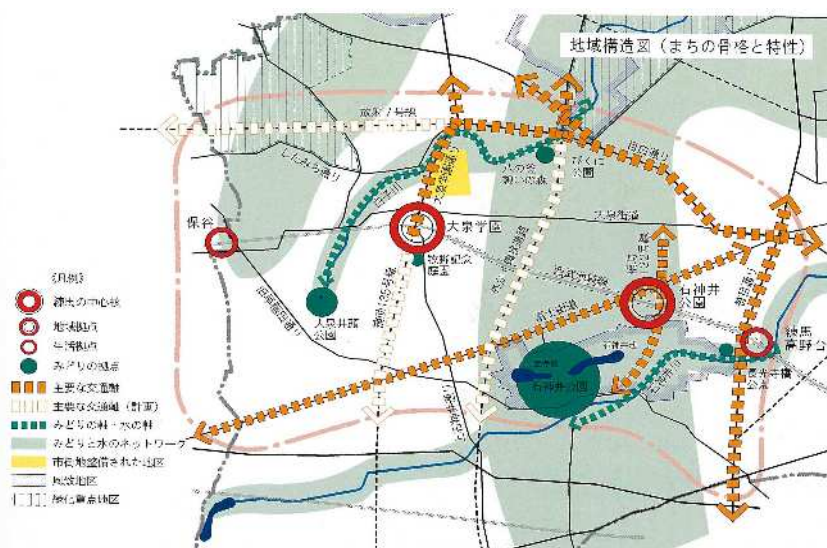
都市計画マスタープランの概要

まちづくりの指針

- ・石神井公園駅、大泉学園駅の周辺での商業の活性化
- ・南北交通の利便性向上のため、石神井公園駅付近の西武池袋線の高架化
- ・駅周辺地区の整備
- ・放置自転車の解消
- ・保谷駅周辺での西東京市と連携したまちづくり
- ・土地利用の適正化
- ・良好な街並み景観の創出
- ・道路や沿道環境の整備
- ・生活道路の安全性や防災性の向上
- ・石神井川、白子川の親水化
- ・みどりの保全、まちの緑化
- ・外かく環状道路の計画のあり方などについての合意形成 などを進めます。



南側から臨む大泉学園ゆめりあ



主な施策の実施状況

- ・石神井公園駅と大泉学園駅では、市街地再開発事業<sup>(1)</sup>の実施、駅前広場の整備を行いました。
- ・地域拠点である石神井公園では、石神井公園駅南地区地区計画<sup>(2)</sup>を策定しました。(平成 24 年 5 月)
- ・西武池袋線練馬高野台駅～石神井公園駅付近が高架化されました。(平成 23 年度)
- ・放置自転車対策として、石神井公園駅付近の高架下に自転車駐車場の整備を計画しています。
- ・東京都による石神井川、白子川の改修事業等で親水化に取り組んでいます。
- ・(仮称)練馬区立日本銀行石神井運動場跡地公園については、区立公園として平成 26 年春の開園に向けて整備をする予定です。(平成 24 年現在整備中)
- ・外かく環状道路については、事業中です。

都市計画マスタープランの概要

まちづくりの指針

- ・石神井公園、武蔵関公園、立野公園、石神井川、千川上水など、恵まれた資源を活かしたみどりと水のネットワーク化
- ・安全に歩けるまち
- ・防災性の向上
- ・沿道環境の向上
- ・外かく環状道路についての合意形成 などを進めます。



石神井公園



主な施策の実施状況

- ・東京都による石神井川の改修事業等で親水化に取り組んでいます。
- ・(仮称)練馬区立日本銀行石神井運動場跡地公園については、区立公園として平成 26 年春の開園に向けて整備をする予定です。(平成 24 年現在整備中)
- ・幹線道路沿道の環境配慮として練馬区笹目通り沿道地区計画を策定しました。(平成 15 年)
- ・外かく環状道路については、事業中です。
- ・西武新宿線の立体化を見すえながら、各駅の周辺では地域住民とともに、まちづくりを進めています。



## 【参考】区民アンケートにみる まちの現状の評価

### 【地域によって評価の割合に差がある以下の4つの項目を取り上げました。】

- ・地震対策については、第3地域と第4地域では「安心+普通」が50%以上となっていますが、第2地域と第5地域では「安心+普通」が40%未満となっています。
- ・買い物のしやすさ・便利さについては、第3地域や第4地域では80%以上が「便利+普通」となっていますが、第6地域ではやや評価が低くなっています。

#### 【地震対策】



#### 【買い物のしやすさ・便利さ】



- ・バスの利用しやすさでは、第6地域で「便利+普通」が70%以上となっていますが、第2地域と第4地域では、50%未満となっています。
- ・水辺とふれあえる環境については、第4地域、第5地域で「満足+普通」が70%を超えており、評価が高くなっています。一方、第1地域では「満足+普通」が50%以下となっています。

#### 【バスの利用しやすさ】



#### 【水辺とふれあえる環境】



## 第6章 地区別まちづくり

## 第7章 都市計画マスタープランの実現のために

第6章では、前章までのまちづくりの方針やまちづくりの指針を実現するために、地区別まちづくりが重要だと考え、その方法を示しました。また、第7章では、実現のための体制と方法を示しました。これらの概要と、主な施策の実施状況と評価を以下に記載しました。

### 都市計画マスタープランの概要

#### 第6章 地区別まちづくり

##### 1 地区別まちづくりの考え方

区が主体となって進めるまちづくりとあわせて、住民等が主体的に進めるまちづくりが、練馬区のまちづくりにおいてとても重要な役割を担います。

地区別まちづくりでは、土地区画整理事業<sup>( )</sup>や市街地再開発事業<sup>( )</sup>等の都市計画手法や法定の地区計画<sup>( )</sup>、建築協定<sup>( )</sup>などのほか、任意の計画、協定、憲章などさまざまな手法が考えられます。それぞれの地区の課題やコミュニティの状況に合わせた手法で、まちづくりを進めます。

##### 2 地区別まちづくりの方法

地区別まちづくりは、(仮称)まちづくり協議会等を住民等が中心となって組織し、地区別まちづくりの計画案を作成する方法などが考えられます。

住民主体の取り組みの成果は、地区における社会的な目標、ルールとして地区住民が共有し、まちづくりの実現に結びつけます。

#### 第7章 都市計画マスタープランの実現のために

##### 1 まちづくりの基本的な進め方

住民参加と協働のまちづくりを実現していくためには、計画、計画実現のための具体的行動指針、計画実現のための手順・手続きの3つの要素を併せて考え、その仕組みをつくっていくことが必要です。

##### 2 まちづくりの推進体制の充実

地区別まちづくりの計画づくりや計画の実現を推進するため、住民等と区による協働のまちづくり推進体制をつくり出します。

住民参加によるまちづくりに制度的な位置づけを与えるために、まちづくり条例の制定に取り組みます。

## 主な施策の実施状況と評価

### 1 まちづくり条例

平成 18 年 4 月、まちづくり条例を施行し、法定都市計画への住民提案や区独自のまちづくり制度における住民参加を制度化しました。

### 2 まちづくり支援組織

- ・まちづくりセンター・・・まちづくりの支援組織として、平成 18 年 4 月に「練馬まちづくりセンター」を開設しました。練馬まちづくりセンターでは、区とともに住民等が進めるまちづくりを支援しています。
- ・景観整備機構・・・平成 23 年 5 月に、景観法に基づく景観整備機構として公益財団法人練馬区環境まちづくり公社（練馬まちづくりセンター）を指定しました。区と協力して、良好な景観の形成に取り組んでいます。

### 3 まちづくり活動の成果

- ・まちづくり協議会・・・区内のさまざまな地区においてまちづくり協議会を設け、区民と区がともにまちづくりに取り組んでいます。（平成 24 年 3 月現在 26 地区）
- ・地区計画・・・まちづくり協議会の取り組みの 1 つの成果として、地区計画<sup>(1)</sup>がこの 11 か年で 14 地区増加しました。
- ・重点地区まちづくり・・・区が重点的かつ積極的に特定の地区のまちづくりを進める際に定めます。現在 10 の地域で計画・構想を策定しています。
- ・総合型地区まちづくり・・・身近な地区の建築やその他の土地利用等に関するルールや基準等を定めるものです。「高野台 5 丁目中央地区住みよいまちづくりの会」（平成 24 年 3 月認定）と「武蔵関・環境を守る会」（平成 21 年 11 月認定）が取り組んでいます。
- ・施設管理型地区まちづくり・・・地区住民が主体となり、公園、緑地等の施設について、まちづくりを推進するものです。「NPO 法人 公園づくりと公園育ての会」の「公園育て計画」を平成 22 年 9 月に認定しました。
- ・テーマ型まちづくり・・・みどりの保全や良好な景観の形成などをテーマとし、区と協力してまちづくりを推進します。「Nerima 景観まちづくり会議」が「歩きたくなる街・Nerima の景観を育む、練馬区の景観策定に関わる提案」を区に提案し、平成 21 年 11 月に採用されました。

## 第 8 章

## 都市計画マスタープランの評価と見直し

都市計画マスタープランでは、「平成 22 年（2010 年）までの時点に、または、社会情勢が大きく変化すると認められる時点で、全体構想に位置づけられた住民参加の取り組みやまちづくりにおける情報公開の実施や協働の状況、地区別まちづくりの進捗状況などを評価し、その結果を公表します」と記載しており、この実施状況報告書を作成しました。

今後は、本実施状況報告書についていただいたご意見を踏まえ、都市計画マスタープランの見直し（改定）を進めていきます。

見直しの方向性として以下をめざすとともに、区民の皆さまにわかりやすい構成や内容としていきます。

- 災害に強いまちの実現
- 環境にやさしいまちの実現
- 安全で快適に移動できるまちの実現
- 地域コミュニティと協働の推進

## 用語解説

### あ行

#### 憩いの森

区内に残る雑木林や屋敷林など貴重な樹林を保全するとともに活用していくため、所有者から借りた樹林を区が整備、管理して区民に開放する制度で、1,000㎡以上の樹林。

#### 一団地の住宅施設

良好な居住環境を有する住宅群を一団の土地に建設するため、都市計画に定める都市施設。近年、居住ニーズの変化に伴う整備を行うため、都市施設指定の廃止と地区計画等への移行が行われている。

#### エイトライナー(eight liner)

環状8号線を基本的な導入空間として、羽田空港と赤羽駅とを結ぶ新しい環状鉄道計画のこと。練馬区、板橋区、北区、杉並区、世田谷区、大田区の6区が提案している。

### か行

#### 環境施設帯

幹線道路の沿道における生活環境を保全するため、道路の構造や交通量に応じて車道端から10m（自動車専用道路では20m）の道路用地に確保される植樹帯などの緩衝空間。

#### 緩傾斜護岸

河川の護岸の側面を緩やかな傾斜にし、地震や水害に強くするとともに、住民が身近なところで水と親しめるようにした護岸。

#### 区民農園

区内農業者から無償で農地の提供を受け、一区画15㎡ごとに区画し、区民に貸している。

#### 建築協定

住宅地としての環境や、商店街としての利便を高度に維持増進するなど、建築物の利用を増進

し、土地の環境を改善する目的で、土地所有者等がその全員の合意によって、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等に関して定めた協定。

#### 交通結節点

鉄道とバスなどの乗換えが行われる駅前広場など、交通の流れが集中的に結節する箇所。

#### 交通需要管理(TDM)

自動車利用などの交通行動の変更を促すことにより、都市または地域における交通渋滞の緩和や地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出等の環境負荷の抑制にも効果がある手法の体系。

Transportation Demand Managementの略。

#### 国勢調査

5年ごとに実施される、国内のすべての居住者、世帯を対象とした、人口や世帯等に関する調査。調査の結果は、国や地方公共団体の行政施策のほか、民間企業等でも様々な場面で利用されている。最近では、平成22年に実施された。

#### コミュニティバス(community bus)

一定の地域を、目的に合わせて運行するバスのこと。小型バス等による運行事例が多い。

### し行

#### 市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、既成市街地の土地の合理的で健全な利用と都市機能の更新を図るため、公共施設の整備、建築物および建築敷地の整備などを行う事業。

#### 市民農園

区内農業者から有償で生産緑地の提供を受け、一区画20㎡、30㎡に区画し、区民に有償で貸している。

#### 生産緑地(地区)

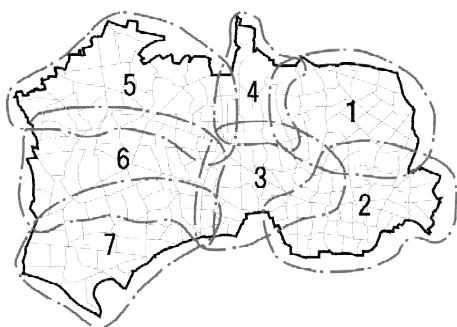
生産緑地法に基づき、農林業と調和した良好な

都市形成を図ることを目的に、500㎡以上の市街化区域内農地を保全するため、都市計画に定める地域地区。指定後30年間は農地等としての管理が義務づけられ、建築行為等が制限されるが、宅地並み課税を免除される。

## た行

### 地域別指針

区内を図のように7つの地域に区分し、まちの特徴や課題、まちづくりの方針などを示したもの。



### 地区計画

都市計画法にもとづき、比較的小規模な地区を対象に、その区域の特性にふさわしい良好な街区を整備し、保全するために定める都市計画。それぞれの区域の方針のほか、道路・公園等の配置、規模や、建築物等の用途、規模、形態意匠、緑化に関する規定等を定めることができる。

### 都市基盤

道路や上下水道、公園、河川等の都市活動の基盤となる施設。

### 土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、道路・公園等の公共施設の整備改善および宅地の利用の増進を図るために行う土地の区画形質の変更や公共施設の整備に関する事業。基本的仕組みは、土地所有者が土地の一部を道路・公園等の公共施設用地として出し合い（減歩）残りは宅地としての形を整えて交付を受ける（換地）もの。

## な行

### 農業体験農園

区民が農とふれあえる場を提供し、都市農業へ

の理解を深めるなどのために整備する生産緑地を活用した民間の市民農園。

## は行

### バリアフリー(barrier free)

高齢者や障害者等が社会生活をしていくうえでの、物理的、社会的、制度的、心理的および情報面での障壁等を除去しようという考え方。

### 避難拠点

練馬区では、区民の生活圏にある区立小・中学校を避難拠点として位置づけている。

### 風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、都市の風致を維持するために定められる。

### 保護樹林、保護樹木

保護する必要があると認められる樹木や樹林を所有者の同意を得て指定したもの。保護樹林は1,000㎡以上のもの。

## ま行

### 密集市街地

道路などの都市基盤の整備が行われないうまま、老朽住宅などの建築物が高密度に建っている市街地。

## や行

### ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境等をデザインする考え方。

## ら行

### 連続立体交差化

鉄道の踏切が連続している一定区間を、高架化または地下化することによって、踏切の除却および道路と鉄道との立体交差化を一挙に実現すること。



**練馬区都市計画マスタープラン  
実施状況報告書**

**平成 24 年（2012 年） 12 月**

編集発行：練馬区 環境まちづくり事業本部 都市整備部 都市計画課  
〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号  
電 話 : 03-5984-1534 (直通)  
F A X : 03-5984-1226  
電子メール : TOSHIKEIKAKU@city.nerima.tokyo.jp

報告事項 2
--------

説明資料
------

練馬区都市計画マスタープラン  
実施状況報告書（資料編）

平成 24 年（2012 年）12 月  
練馬区

## 資料編

1 . 社会状況、上位計画、関連計画の整理 .....	1
(1) 社会状況の変化 .....	1
(2) 関連法の整理 .....	1
(3) 都の動向 .....	2
(4) 上位計画の整理 .....	2
(5) 関連する条例の整理 .....	2
(6) 関連計画の整理 .....	3
2 . 区内の状況変化 .....	7
(1) 人口等 .....	7
(2) 市街地の状況 .....	13
(3) 道路・交通ネットワーク .....	18
(4) みどりと水 .....	22
(5) 都市計画等によるまちづくり .....	24
(6) 住民参加のまちづくり .....	27
(7) 景観のまちづくり .....	28
(8) 防災のまちづくり .....	28
(9) 福祉のまちづくり .....	30
(10) 環境のまちづくり .....	30
(11) 産業 .....	31
参考：地域区分詳細 .....	35

## 1 社会状況、上位計画、関連計画の整理

### (1) 社会状況の変化

#### ア 少子高齢化

- ・日本の総人口は 2005 年をピークに、減少に転じた。今後は高齢化が著しく進行し、総人口および年少人口の減少と、高齢人口の増加が進むこととなる。

#### イ 低炭素都市づくり

- ・低炭素都市づくりの必要性の高まりから、国は低炭素都市づくりガイドラインを定め、都市計画等における低炭素都市づくりの検討を促進することとしている。また、集約型都市構造への転換や公共交通の利用促進等を掲げた、「都市の低炭素化の促進に関する法律（都市低炭素化促進法）」が制定された。

#### ウ 安全安心へのニーズの高まり

- ・平成 23 年 3 月に起きた東日本大震災により、災害への対応の必要性が強く認識されることとなった。東京都においても木密地域の不燃化対策が行われている。
- ・また、都市型ゲリラ豪雨等の水害への対応も求められている。

### (2) 関連法の整理

#### ア 景観みどり 3 法の改正

- ・平成 16 年に景観法が制定され、あわせて関係法律の整備、都市緑地保全法の一部が改正され都市緑地法となった。
- ・東京都では平成 19 年に景観計画を策定し、練馬区においては平成 23 年度に景観計画を策定、独自の景観行政を行っている。

#### イ 住生活基本法の制定

- ・平成 18 年に住生活基本法が制定され、従来の住宅供給重視の方針から、良質な住宅ストックの形成、良好な居住環境の形成等への転換がなされた。
- ・この法に基づき、国および都道府県は住生活基本計画を定めることとなった。

#### ウ 都市計画法改正、地方分権

- ・平成 14 年に都市再生特別措置法が制定され、都市再生緊急整備地域における特区制度等が創設された。また、都市計画法、建築基準法が改正され、都市計画提案制度の創設や、地区計画制度の整理、統合が行われた。
- ・平成 18 年の都市計画法改正により、大規模集客施設の立地の制限の強化が行われた。
- ・地方分権の流れの中で、都市計画決定等における自治体への権限委譲が進められている。

### (3) 都の動向

#### ア 東京の都市づくりビジョン

- ・平成 13 年策定、21 年改定。
- ・目標年次を 2025 年として、環状メガロポリス構造と、5 つのゾーン分けによる区分を行っている。21 年の改定では、環境、緑、景観の重視、コンパクトな市街地形成、実現施策の充実が盛り込まれた。

#### イ 都市計画区域マスタープラン（改定予定）

- ・平成 16 年策定。現在、改定中であり、東京都が目指す都市像として、環状メガロポリス構造の構築を掲げている。
- ・練馬区は主に都市環境再生ゾーンとして、駅周辺まちづくりや、公共交通ネットワークの維持により、歩いて暮らせる利便性に優れたコンパクトな生活拠点の整備をはかることとされている。

### (4) 上位計画の整理

#### ア 練馬区基本構想、長期計画、実施計画

- ・平成 21 年策定の基本構想では未来プロジェクトを定めており、その中で、みどりプロジェクトとして緑の維持・保全や活用、農プロジェクトとして、都市型農業の振興や農地保全等が位置づけられている。
- ・長期計画（計画期間平成 22～26 年度）では、環境とまちづくり分野として、環境と共生する快適なまちの形成を掲げている。
- ・後期実施計画（計画期間平成 24～26 年度）においては、緑化の推進、災害対策としての幹線道路沿道でのまちづくりの推進、駅周辺地区の整備、密集市街地整備促進事業や耐震化の促進や、鉄道の立体化事業、都市計画道路整備の推進等を行なうこととしている。

### (5) 関連する条例の整理

#### ア 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例（平成 19 年 12 月練馬区条例第 79 号）

- ・昭和 52 年に制定された「みどりを保護し回復する条例」をもとに、雑木林や屋敷林、農地などの更なる保全と新たなみどりの創出を実現することを目的として、平成 19 年 12 月に新たに制定された。

#### イ 練馬区まちづくり条例（平成 17 年 12 月練馬区条例第 95 号）

- ・平成 18 年施行。23 区内初めての総合的なまちづくり条例として、都市計画や地区まちづくりへの住民参加の仕組みを定めているほか、開発事業における調整の仕組み等を定めている。
- ・住民主体のまちづくりとしては、総合型地区まちづくり、施設管理型地区まちづくりや、テーマ型まちづくりの位置づけと、その手続きを定めている。



ウ 練馬区景観条例（平成 23 年 3 月練馬区条例第 10 号）

- ・平成 23 年施行。景観法に基づく条例として、建築物等の届出の義務付け等を定めるほか、区独自の制度として、地域景観資源登録制度、景観まちなみ協定制度を設けている。

エ 練馬区震災復興の推進に関する条例（平成 20 年 12 月練馬区条例第 50 号）

- ・震災の際、被災市街地の整備に係る対策を総合的かつ計画的に推進し、災害に強い活力のある市街地の形成と、区民生活の安定と回復を図ることを目的としている。
- ・震災時の復興本部等の体制づくりや、復興対象地区の指定、市街地整備事業の推進について定めている。

オ 練馬区福祉のまちづくり推進条例（平成 22 年 3 月練馬区条例第 16 号）

- ・「福祉のまちづくり推進計画」について定めるほか、公共的建築物、公共施設等について、すべての人が安全かつ円滑に利用できるように、建築物等の所有者等に対し、一定規模の建築物の新築・増築・改築等に際して、バリアフリー整備を行うことを求めている。
- ・対象となる公共的建築物の建築等を行う際は、整備基準、配慮指針をもとにした事前協議を行うことを定めている。

(6) 関連計画等の整理

ア 練馬区都市交通マスタープラン（平成 20 年 3 月）

- ・「だれもが快適に移動できるまちを目指して」を、基本理念として掲げている。
- ・都市計画に関わる施策として、新規鉄道路線の早期実現、南北の道路網の整備、バリアフリーの促進、生活道路の安全性の確保、鉄道の立体化等を掲げている。

イ 中村橋駅周辺交通バリアフリー基本構想（平成 16 年 6 月）

- ・福祉のまちづくりの実現に向け、バリアフリー化を重点的に進めるためのモデル地区として、西武池袋線中村橋駅周辺を対象に、交通バリアフリー法（当時）に基づく基本構想として策定された。
- ・重点テーマとして対象地区の放置自転車対策、一方通行化等の交通規制や道路整備、補助第 133 号線の開通に伴うバス停の移設等、路線別の取組を定めている。

- ウ 練馬区自転車利用総合計画（平成 23 年度～平成 32 年度）（平成 23 年 3 月）
- ・平成 12 年に策定された「練馬区自転車利用総合計画」の改定計画である。「自転車利用者をはじめ誰もが区内の道路を安全かつ快適に利用できる環境の整備」を目的としている。
  - ・自転車駐車環境の整備や、レンタサイクルの充実、放置自転車対策、自転車の安全利用の推進に加え、自転車走行環境の整備が求められるようになってきたことを踏まえ、自転車走行環境の整備を重要な施策として定めている。
- エ 練馬区みどりの基本計画（平成 21 年 1 月）
- ・平成 50 年までに区民 1 人あたり公園面積を 6.0 m<sup>2</sup>、緑被率を 30%とすることを目標水準としている。
  - ・実施計画として「みどり 30 推進計画」が平成 18 年に策定されており、30%の緑被率を実現するため、公共施設等の緑化の推進や、民有地の緑の保全、農地保全の仕組みづくり等を施策として定めている。現在改定作業が進められている。
- オ 練馬区農業振興計画（平成 23 年 2 月）
- ・平成 11 年に策定され、16 年に中間見直しを行った農業振興計画の改定計画である。
  - ・平成 32 年度までを計画期間とし、基本目標として多様な魅力ある都市農業の展開、区民・消費者の練馬の農への理解の醸成、都市農地の保全、農のある暮らしの豊かさの継承の 4 つの目標に向けて取り組む施策と事業を定めている。
- カ 建築物の敷地面積の最低限度と建築物の高さの最高限度（平成 20 年 3 月）
- ・著しく小さい敷地の供給に歯止めをかけ、住環境や居住環境の最低水準を確保するため、敷地面積の最低限度が、防火地域が指定された商業系用途地域を除く地域に指定された。
  - ・敷地面積の最低限度は、建ぺい率に応じて、70～110 m<sup>2</sup>の数値が定められている。
  - ・過度に突出した高さの高層建築物を制限し、練馬区らしい街並みを実現するとともに、建築紛争を抑制するため、第一種低層住居専用地域および、従来から高度地区が指定されていなかった商業系用途地域を除く地域を対象として、建築物の高さの最高限度が設定された。
  - ・容積率や用途地域等に応じて、17～35mの制限値が定められている。

---

用途地域：都市における将来のあるべき姿を実現する手段として、土地利用の性格を明確にするとともに、建築物の用途、容積、形態を制限し、その地域の環境の管理と土地利用の誘導を図るため、都市計画法に基づき定める制度。用途別に 12 種類に分類される。

- キ 第3次練馬区住宅マスタープラン（平成22年10月）
- ・平成32年度までを計画期間として、さまざまな世代・世帯への対応、高齢社会への対応、社会的資産としての住まいづくり、環境への配慮、地域特性に応じた住まいづくりを基本方針としている。
  - ・重点事業としては、区営住宅の入居機会の確保策の展開、民間による高齢期の住まいづくりの促進、分譲マンション支援体制の構築、みどり豊かな環境にやさしい住まいづくり誘導の仕組みづくり、地域発意のまちづくり活動の促進、住まいの相談窓口の充実、住まいのづくり手のネットワークの構築を定めている。
- ク 土地区画整理事業を施行すべき区域の市街地整備方針（平成20年12月）
- ・「周辺区部における土地区画整理事業を施行すべき区域の市街地整備のためのガイドライン」（平成14年3月、東京都）に基づき、市街地整備計画の指針として策定された。
  - ・「土地区画整理事業を施行すべき区域」は区内の約44%、約2,104haに指定されているが、事業完了または事業中の区域は、「すべき区域」の約2.6%にとどまっており、それらの地区における市街地整備の方針となっている。
  - ・「すべき区域」を類型化し、類型ごとに市街地像とまちづくりの方向性、整備等の対応を示している。
- ケ 練馬区景観計画（平成23年8月）
- ・「歩きたくなるまち 住みつづけたくなるまち ねりま」を目標とし、区全域を7地区に区分して基準を設け、建築行為等の届出による景観誘導を行っている。
  - ・重点地区として、「練馬駅南地区」「石神井公園周辺地区」の2地区を指定している。
- コ 練馬区地域防災計画（平成23年度修正）
- ・東日本大震災や区への対応等を踏まえ、発生の切迫性が指摘されている首都直下地震等の大災害に対し、より実効性の高い体制を整えるため、平成23年度に地域防災計画の修正計画が策定された。
  - ・災害予防における避難拠点・備蓄・情報連絡体制の充実や、災害時の初動体制、応援要請、災害時要援護者対策、帰宅困難者対策等について、見直しが行われた。
- サ 練馬区震災復興マニュアル（平成20年3月）
- ・震災が起きた際に中長期的な復興として、より安全な市街地を再生し、区民の日常生活を回復していくため、都市の復興、住宅の復興、地域協働復興など市街地の復興に加え、区民のくらしや産業の復興などを含めた内容となっている。
  - ・区職員が区民とともに、いかにより効率的、効果的に復興を進めていくかの行動指針や手順を示している。

- シ 練馬区耐震改修促進計画（平成 19 年 3 月策定）
- ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定された。
  - ・平成 27 年度を目標に民間建築物の耐震化率を 90%、区立施設の耐震化率を 100%とすることとしており、そのための施策として、耐震化に係る普及啓発や指導、耐震診断や改修工事への助成等を行うことを定めている。
- ス 練馬区総合治水計画（改定）（平成 24 年 3 月）
- ・平成 2 年に策定された「練馬区総合治水計画」の改定計画。
  - ・近年増加している都市型水害に対応するため、流域対策に加え、浸水から家屋等の被害を軽減する「家づくり・まちづくり対策」と、避難方策を柱とした計画へ改定された。
- セ 練馬区福祉のまちづくり総合計画（平成 23 年 3 月）
- ・「練馬区福祉のまちづくり推進条例」（平成 22 年施行）に基づき、福祉のまちづくりに総合的に取り組むため、既存の公共施設の改修時におけるユニバーサルデザインの推進のほか、地域単位でユニバーサルデザインの取組みを推進するために各施設の連続性の確保や面的整備を行なうこととしている。
- ソ 練馬区環境基本計画（平成 22 年 12 月）
- ・基本目標の一つに「みどり豊かなまちをつくる」を掲げており、民有地・公共施設のみどりの維持・創出、みどりと水の拠点整備と機能の維持、都市農地の保全や、景観まちづくりの推進、地球温暖化対策等を施策として定めている。

## 2 区内の状況変化

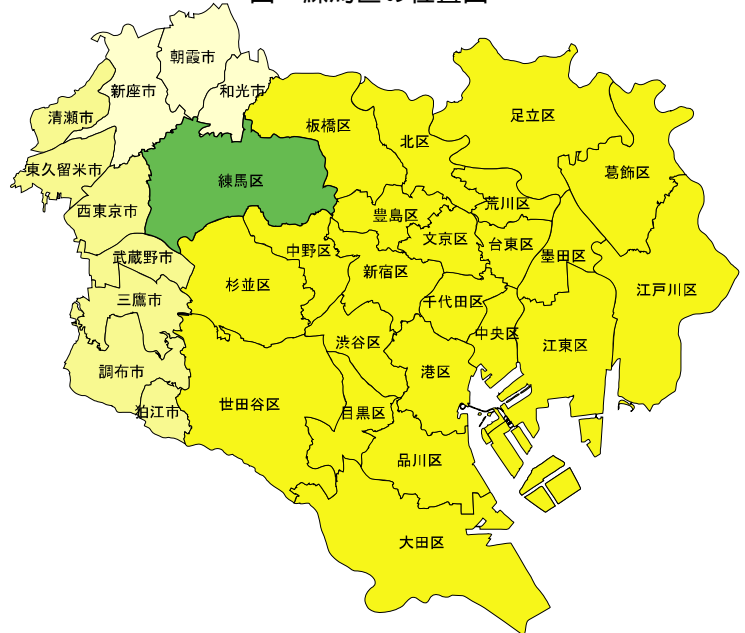
### (1) 人口等

#### ア 区の概況

##### (ア) 位置と面積

- ・練馬区は、東京都区部の北西部に位置する（都心から10kmから20kmの範囲）。北東から南にかけては板橋区、豊島区、中野区、杉並区に接し、西から南西にかけては西東京市、武蔵野市と接し、北は埼玉県の新座市、朝霞市、和光市に接している。
- ・また、練馬区の面積は48.16  $\text{k m}^2$ で東西約10km、南北4～7kmのほぼ長方形を呈している。これは東京都の総面積2,187.11  $\text{k m}^2$ に対し、約2.2%、23区の総面積621.50  $\text{k m}^2$ に対し約7.7%にあたり、23区の中では大田区、世田谷区、足立区、江戸川区に次いで5番目の広さである。

図一 練馬区の位置図

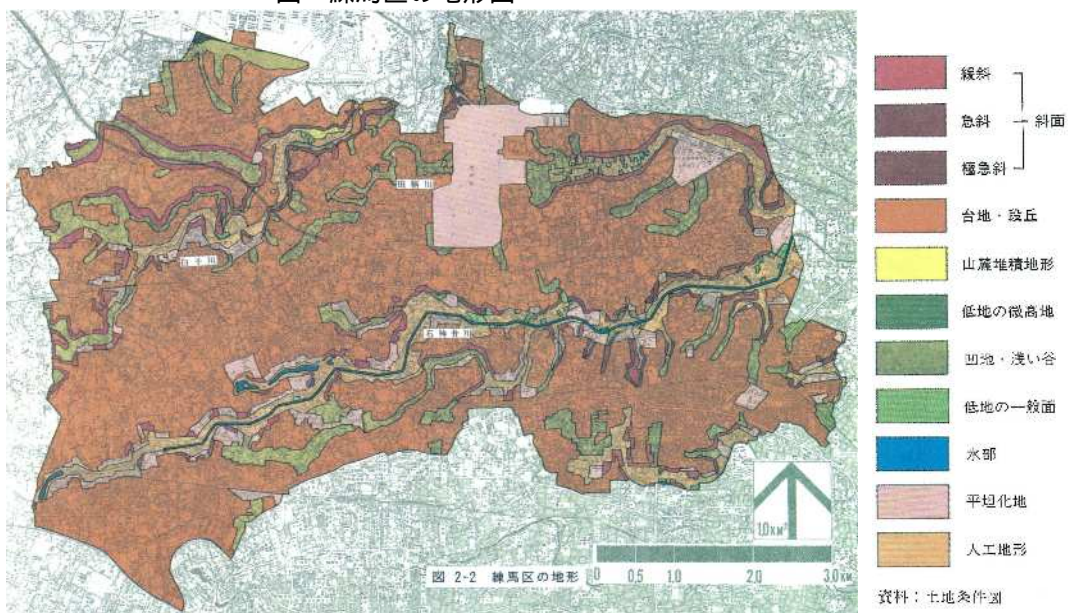


（資料：練馬区の土地利用 平成20年3月）

##### (イ) 地形

- ・練馬区は武蔵野台地の北東翼に位置し、標高およそ30～50mであり、東北東・北東に向かって傾斜している。この傾斜に沿って石神井川が東北東方向に貫流し、北北西に白子川が流路をとっている。
- ・このような地形から、練馬区は大きく台地面と谷底面の2つの地形に区分され、両者の境は斜面を形成している。

図一 練馬区地形図

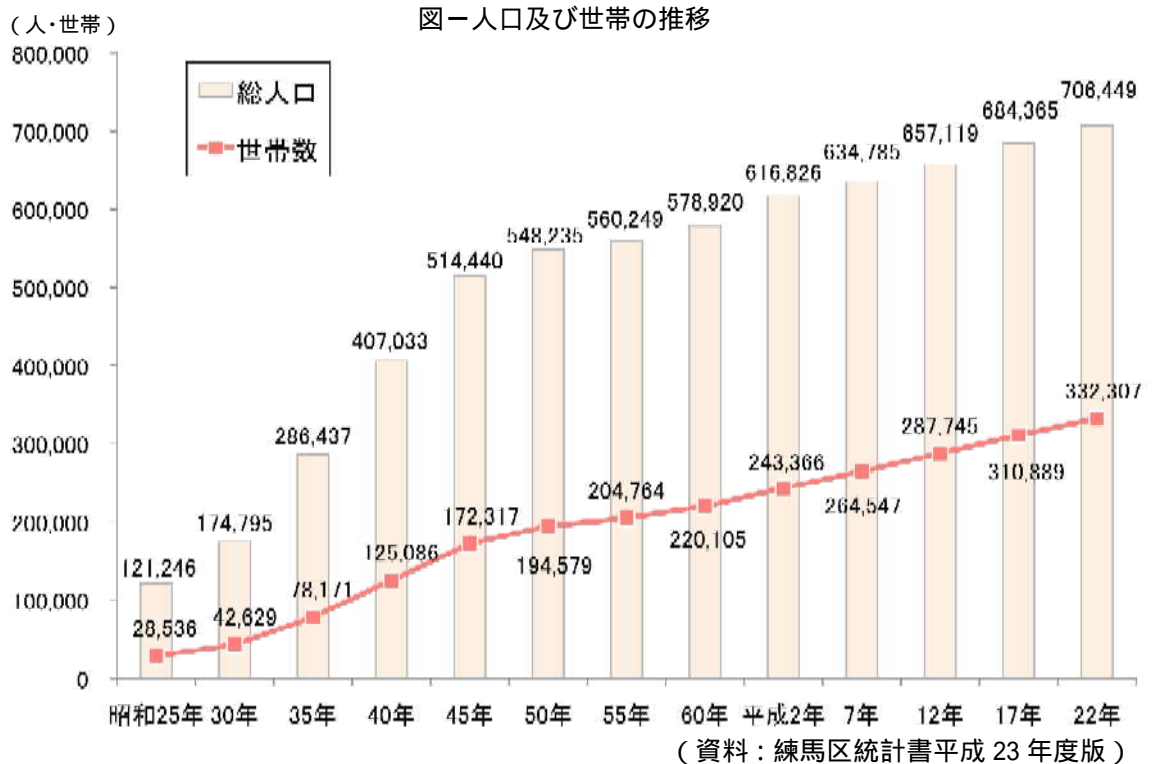




## イ 人口と世帯

### (ア) 人口と世帯の動向

- ・戦後から昭和 45 年にかけて人口が急増し、それ以降も増加し、平成 22 年には 70 万人を超えている。
- ・世帯数も増加しており、平成 12 年には 287,745 世帯、1 世帯当たりの人員は 2.3 人であったが、平成 22 年では 332,307 世帯と増加する一方、1 世帯当たりの人員は 2.1 人と減少し、世帯の小規模化が進んでいる。



- ・住民基本台帳によれば平成 22 年以降も増加傾向である。

表 近年 5 年の人口推移

年	人口
平成 20 年	697,174
平成 21 年	702,922
平成 22 年	706,449
平成 23 年	707,280
平成 24 年	707,903

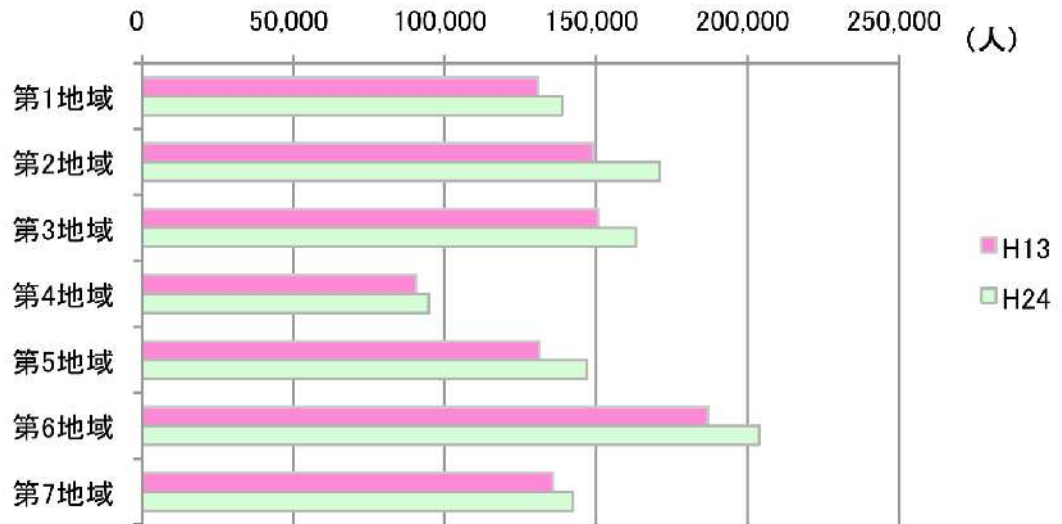
平成 24 年の住民基本台帳は外国人登録者数を含む集計であるため、平成 20～23 年は住民基本台帳に外国人登録数を加えた数値とした。

(資料：住民基本台帳 各年 1 月 1 日現在)

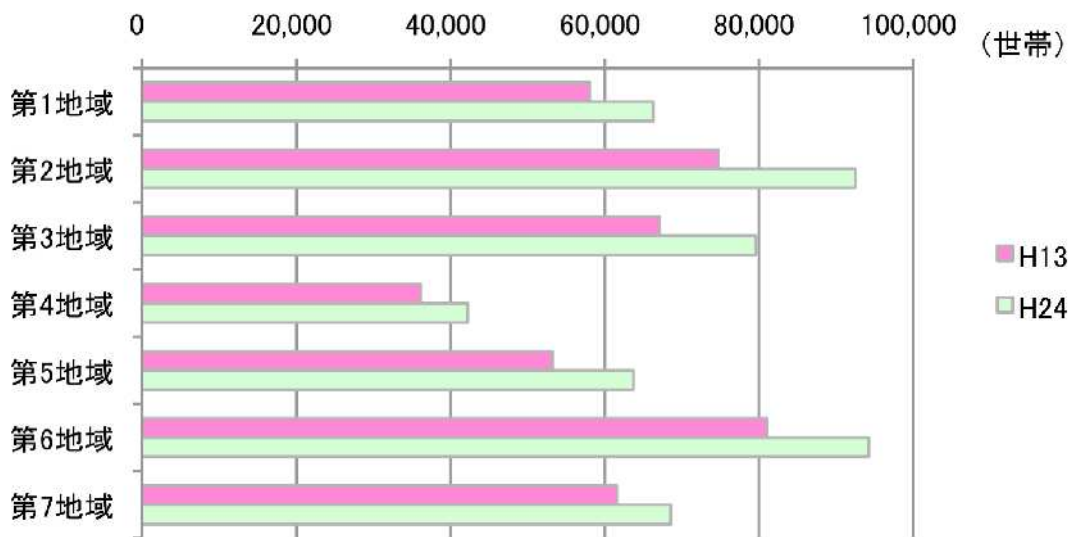
(イ) 地域別の人口と世帯

- ・人口、世帯ともにどの地域においても増加している。  
複数の地域に含まれる町丁目があり、総数は区の人口・世帯と一致しない。

図一 地域別人口の推移



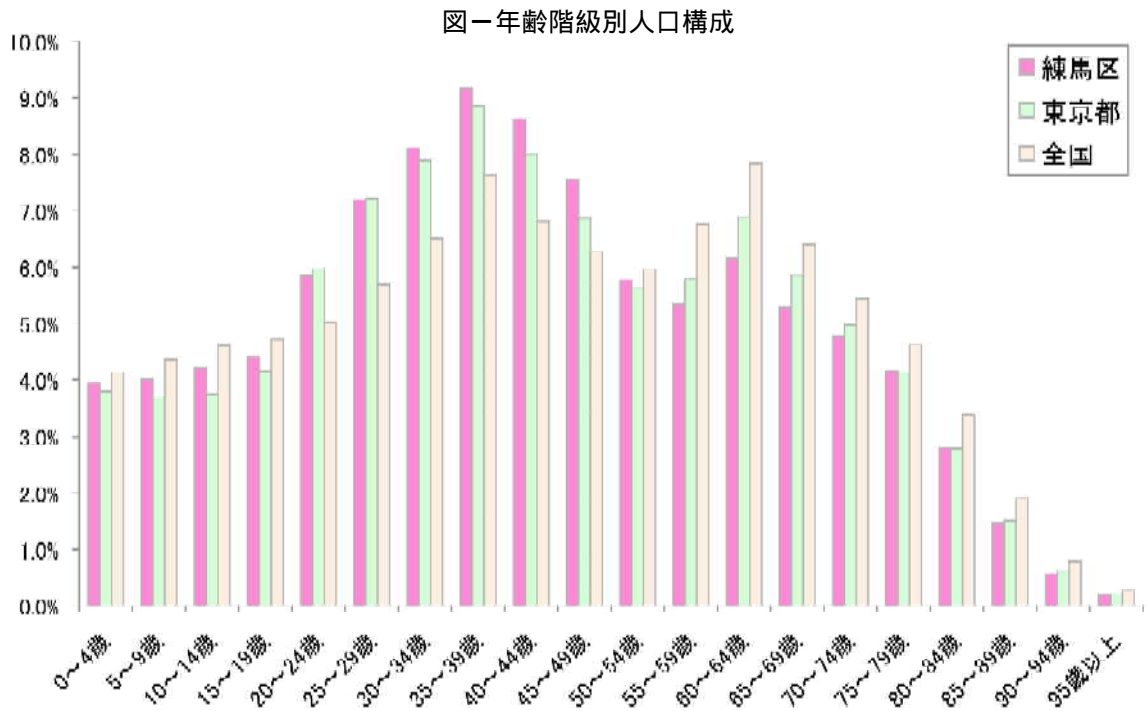
図一 地域別世帯数の推移



(資料：住民基本台帳各年4月1日現在)

(ウ) 年齢別の人口構成

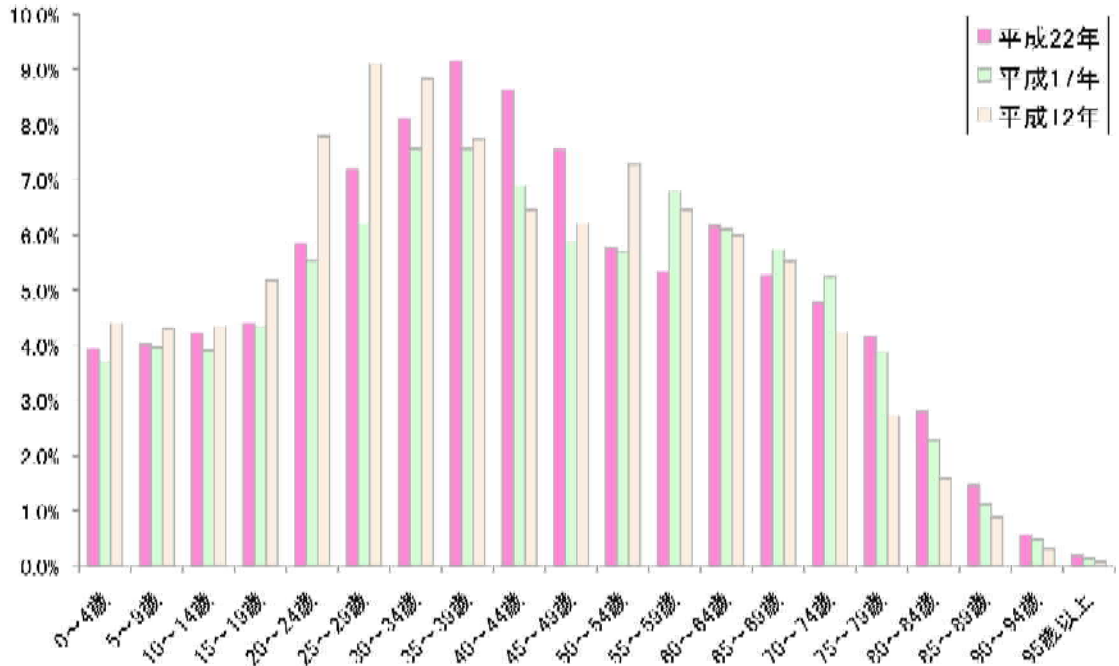
- ・年齢階級別人口の構成比を見ると、35～39歳が最も多く、次いで40～44歳、30～34歳となっている。
- ・年少人口は、東京都と比較すると多いが、全国と比較すると少ない。
- ・65歳以上の人口は、東京都、国と比較して少ない。



(資料：平成 22 年国勢調査)

- ・平成12年から平成22年の5歳別人口の推移を見ると、34歳以下は減少しており、35～49歳と増加している。
- ・65歳以上の高齢者人口は、特に75歳以上に増加傾向がみられる。
- ・平成12年には、25～29歳の割合が最も多く、平成22年には35～39歳の割合が最も多い。

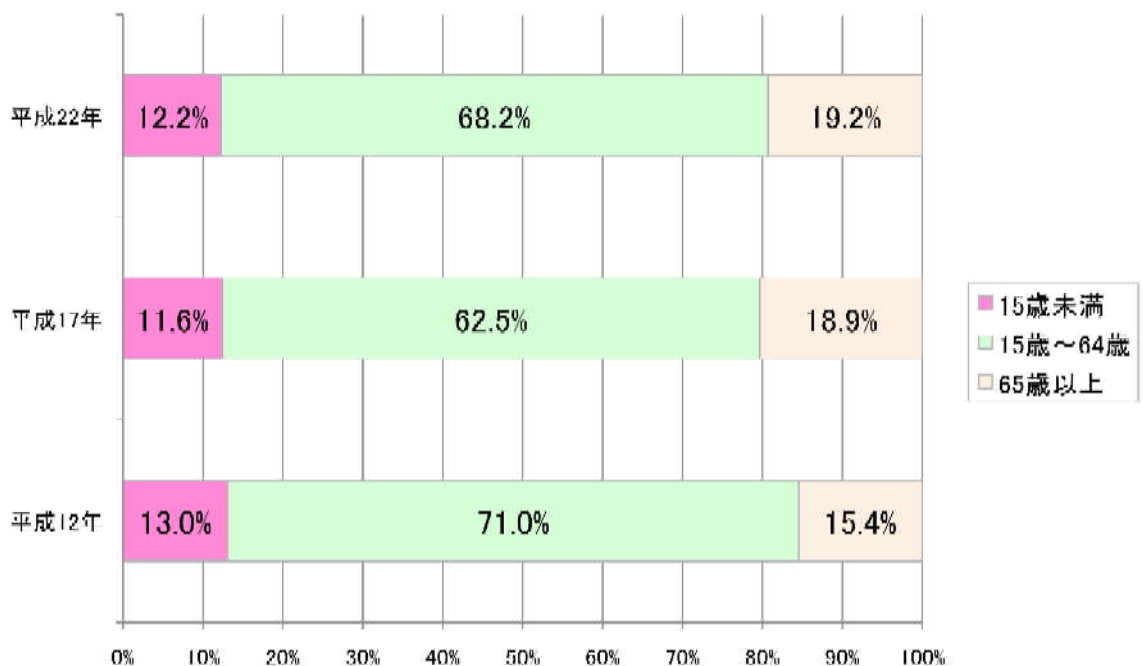
図－5歳階級別人口の推移



(資料：国勢調査)

- ・65歳以上の高齢者人口が増加し、高齢化が進んでいることがわかる。
- ・15歳未満の人口は微減傾向にある。

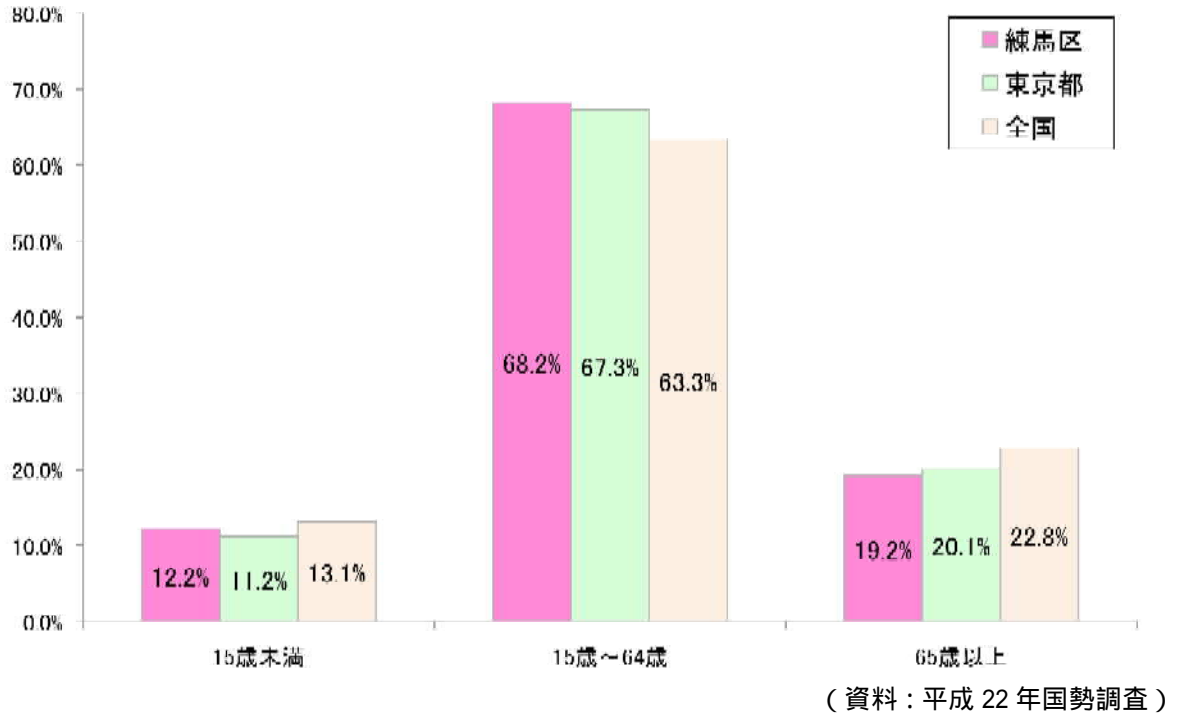
図－年齢3区分人口の推移



(資料：国勢調査)

- ・年少人口の割合は、東京都と比較して高く、全国と比較して低い。
  - ・生産年齢人口の割合は、東京都、全国と比較して高い。
  - ・高齢者人口の割合は、東京都、全国と比較して低い。

表一年齢3区分人口比率の比較



(I) 昼夜間人口

- ・平成 22 年の昼間人口は 588,243 人、夜間人口は 716,124 人となっており、昼夜間人口比率は 82.1%、平成 17 年では 82.4%である。(資料：国勢調査)



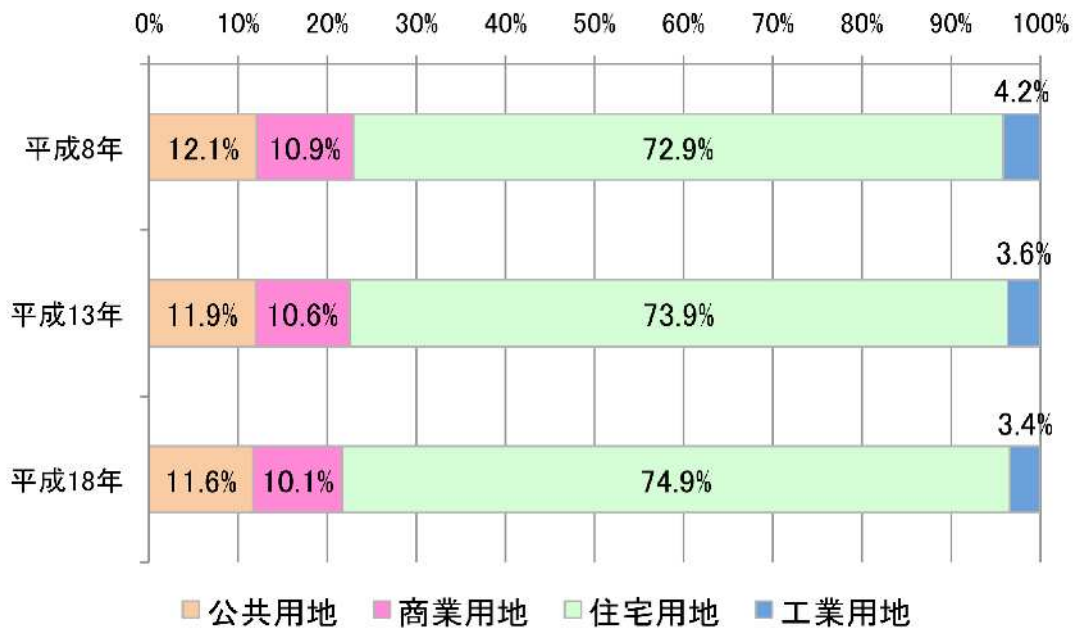
(2) 市街地の状況

ア 土地利用等

(ア) 土地利用構成比

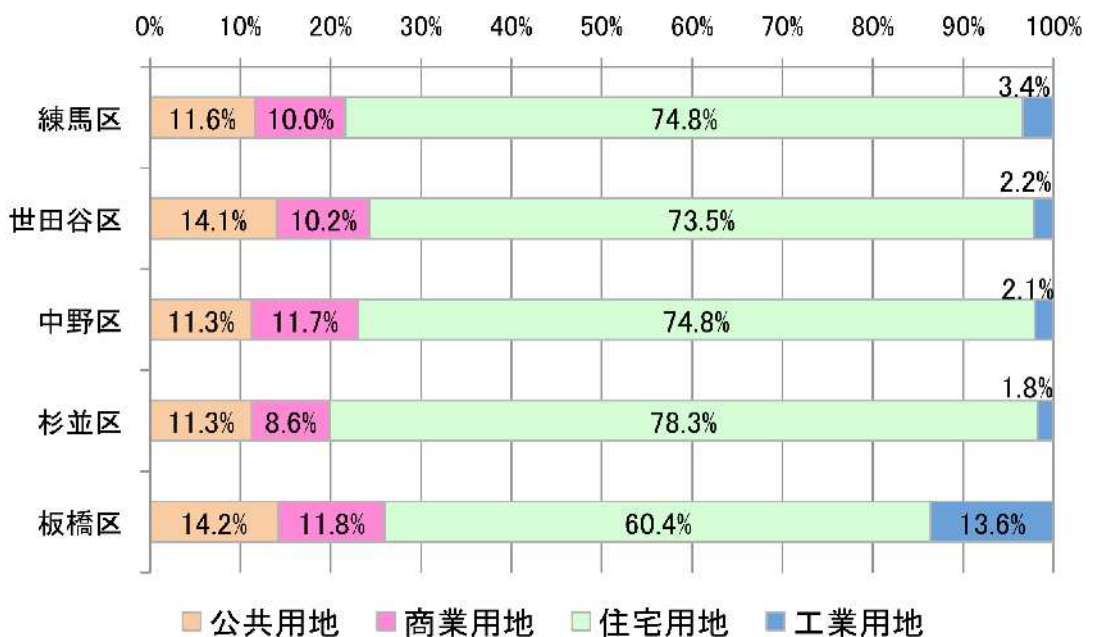
- ・練馬区全体の土地面積 4,819.9ha の 61.8% (2,977.0ha) が宅地となっている。
- ・特に、宅地面積 2,977.0ha の 74.9% が住宅用地であり、増加傾向である。
- ・宅地面積における住宅用地の割合は、東京 23 区の中では杉並区に次いで 2 番目に高く、周辺区とともに住宅用地の割合が高いエリアとなっている。

図一練馬区の宅地面積における用地別割合



(資料：練馬区の土地利用平成 20 年 3 月)

図一周辺区等の宅地面積における用地別割合

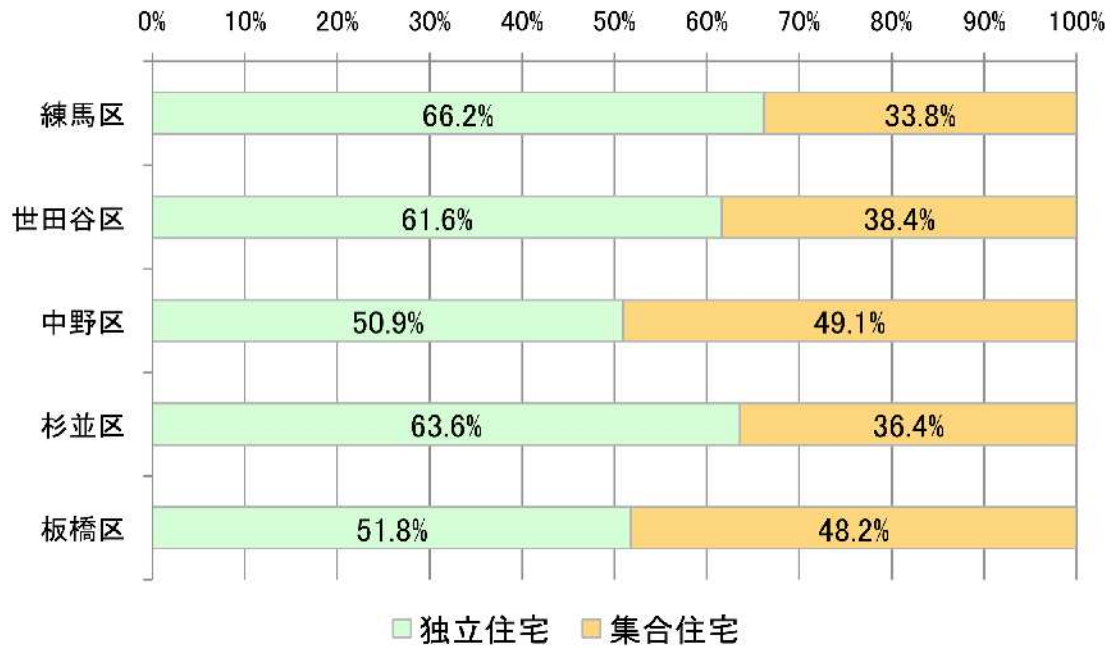


(資料：東京都統計年鑑 平成 19 年)

(イ) 住宅用地の内訳

- ・練馬区の住宅用地の内訳は、独立住宅が66.2%、集合住宅が33.8%となっている。
- ・周辺区と比較すると、住宅用地に占める独立住宅用地の割合が最も高く、東京23区全体でも世田谷区に次いで二番目に高い。

図一周辺区等の住宅用地の内訳



(資料: 東京都統計年鑑 平成19年)

(ウ) 独立・集合住宅比率

- ・平成18年では、練馬区の全宅地面積のうち、独立住宅の敷地面積は49.6%と約半分を占めている。
- ・平成8年では、独立住宅の敷地面積は全宅地面積の50.6%を占めていたが、減少傾向である。
- ・一方、集合住宅の敷地面積は、平成8年には全宅地面積の22.4%であったが、平成18年には、25.3%となっており、増加傾向である。

表一独立・集合住宅比率

	全宅地面積 (ha)	独立住宅		集合住宅	
		敷地面積(ha)	比率(%)	敷地面積(ha)	比率(%)
平成8年	2,822.7	1,427.1	50.6%	630.9	22.4%
平成13年	2,886.3	1,447.6	50.2%	684.2	23.7%
平成18年	2,975.8	1,476.1	49.6%	752.7	25.3%

(資料: 練馬区の土地利用 平成20年3月)

(I) 戸数密度・木構造家屋密度

- ・独立住宅は、戸数、敷地面積の増加とともに、戸数密度も増加している。
- ・集合住宅は、戸数、敷地面積が増加しているが、戸数密度は減少している。
- ・全体として、戸数密度は増加している。

表－戸数密度

		平成 8 年	平成 13 年	平成 18 年
独立住宅	戸数(戸)	93,369	96,436	103,840
	敷地面積(ha)	1,427.1	1,447.6	1,476.1
	戸数密度(戸/ha)	67.4	66.6	70.3
集合住宅	戸数(戸)	191,507	214,847	223,578
	敷地面積(ha)	678.5	781.3	817.6
	戸数密度(戸/ha)	282.3	275.0	273.5
合計	戸数(戸)	284,876	311,283	327,418
	敷地面積(ha)	2,105.6	2,228.9	2,293.7
	戸数密度(戸/ha)	135.3	139.7	142.7

(資料：練馬区の土地利用 平成 20 年 3 月)

- ・平成 18 年では、防火造と木造の建築面積の合計は 824.3ha であり、木構造家屋密度は 17.1%となっている。平成 8 年の木構造家屋密度は 14.7%で、増加傾向にある。

表－木構造家屋密度

	土地面積(ha)	建築面積(ha)		木構造家屋密度(%)
		防火造	木造	
平成 8 年	4,819.9	532.6	176.6	14.7
平成 13 年	4,819.9	648.8	164.4	16.9
平成 18 年	4,819.9	680.5	143.8	17.1

(資料：練馬区の土地利用 平成 20 年 3 月)

(オ) 独立住宅・集合住宅の平均建築面積・平均敷地面積

- ・平成 13 年と比較すると、独立住宅・集合住宅ともに平均建築面積が減少している。
- ・平均敷地面積は、独立住宅は減少傾向にある一方で、集合住宅は増加傾向である。

表－平均建築面積と平均敷地面積の推移

	平成 8 年			平成 13 年			平成 18 年		
	棟数(棟)	平均建築面積(m <sup>2</sup> )	平均敷地面積(m <sup>2</sup> )	棟数(棟)	平均建築面積(m <sup>2</sup> )	平均敷地面積(m <sup>2</sup> )	棟数(棟)	平均建築面積(m <sup>2</sup> )	平均敷地面積(m <sup>2</sup> )
独立住宅	93,153	63.6	152.8	96,436	74	150.1	102,445	71.6	145.4
集合住宅	18,524	153.9	339.8	18,291	186.6	374.1	20,474	183.6	409.9

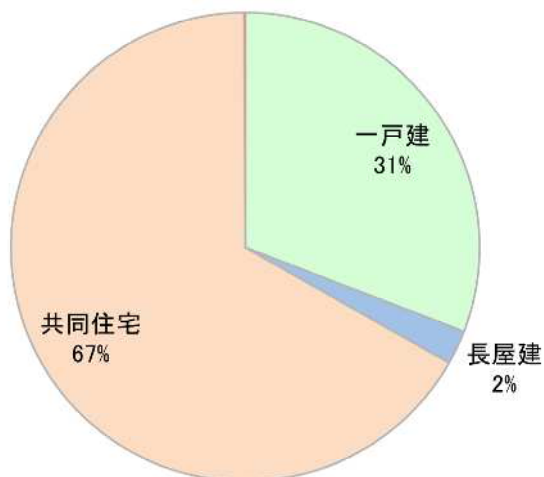
(資料：練馬区の土地利用 平成 20 年 3 月)

## イ 住宅の特性

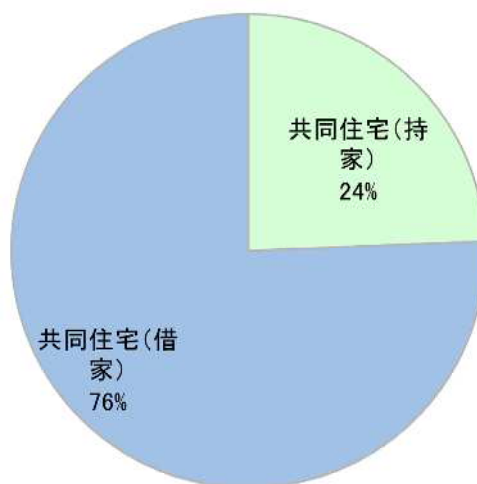
### (ア) 住宅の建て方・所有関係

- ・建て方別の住宅数を見ると、戸建が約3割、共同住宅が約7割となっている。
- ・共同住宅の所有関係では、賃貸住宅が約75%を占め、建物規模は3～5階建の中層住宅が約4割となっている（住宅数ベース）。

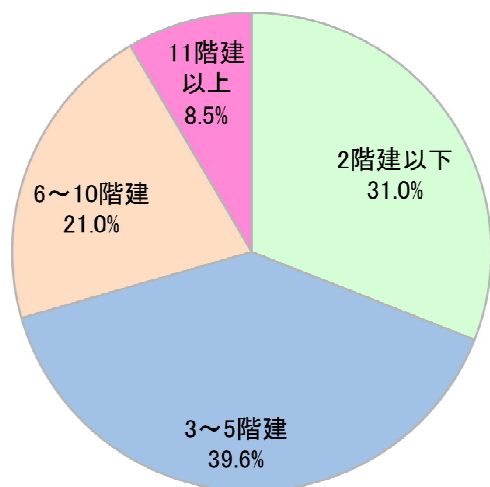
図－住宅の建て方



図－共同住宅の所有関係



図－共同住宅の規模



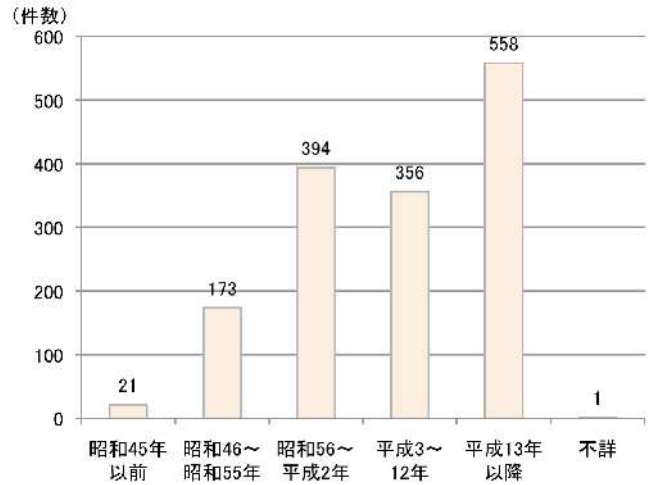
( 資料：平成 20 年住宅土地統計調査 )

住宅・土地統計調査：5年ごとに実施される、国内の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握するための調査。最近では平成20年に実施された。

(イ) 分譲マンションの建築年

- ・分譲マンションの建築年を見ると、昭和 56 年の新耐震基準導入以降のマンションが大部分を占める。
- ・築 30 年を超えるマンションが、今後大きく増加することが分かる。

図一分譲マンションの建築年



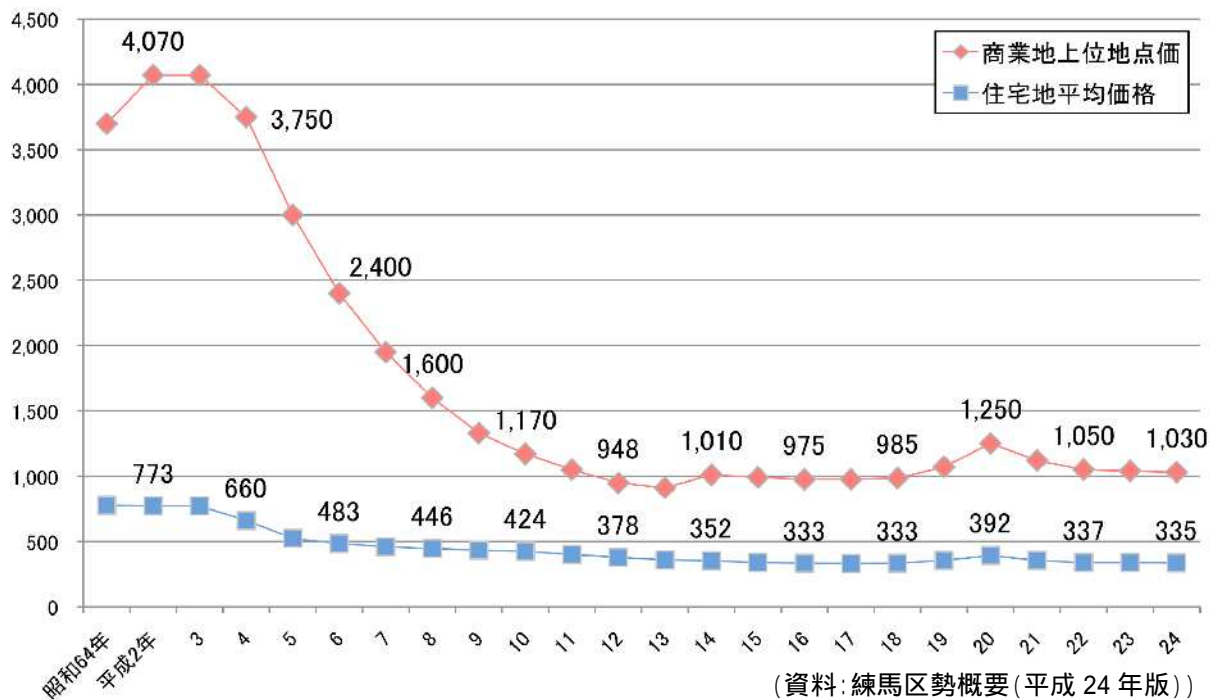
(資料:練馬区分譲マンション実態調査 平成 24 年 3 月)

ウ 地価

- ・商業地の地価は近年安定しており、約 100 万円 / m<sup>2</sup>前後である。
- ・住宅地の地価は近年安定しており、約 34 万円 / m<sup>2</sup>前後である。

(千円 / m<sup>2</sup>)

図一地価の推移



(資料:練馬区勢概要(平成 24 年版))



### 3) 道路・交通ネットワーク

#### ア 道路幅員

- ・ 区全体の道路延長のうち、幅員 4m以上 6m未満の道路が 42.3%、4m未満の道路が 37.8%と、6m未満の道路が約 8 割を占めている。

道路幅員	延長(km)	比率(%)
4m未満	590.3	37.8
4m以上 6m未満	661.7	42.3
6m以上 8m未満	147.7	9.5
8m以上 12m未満	87.9	5.6
12m以上 16m未満	27.9	1.8
16m以上 20m未満	8.3	0.5
20m以上	38.7	2.5
合計	1562.5	100.0

(資料：練馬区の土地利用平成 20 年)

#### イ 都市計画道路

- ・ 都市計画道路の整備率は、約 5 割と低く、未施行区間は約 3 割となっている。
- ・ 平成 13 年から 24 年にかけて、概成も含めた整備率は約 6%上昇している。
- ・ 区部西側の地域において、未施行の路線が比較的多い。

表一都市計画道路整備状況

年	計画延長	完成	概成	事業中	未施行
平成 24 年	108.3km	52.9km	10.6km	10.3km	34.5km
	100%	48.8%	9.8%	9.5%	31.9%
平成 13 年	108.3km	57.4km		6.3km	44.6km
	100%	53.0%		5.8%	41.2%

(各年 3 月 31 日現在、資料：練馬区勢概要)

図一都市計画道路整備状況

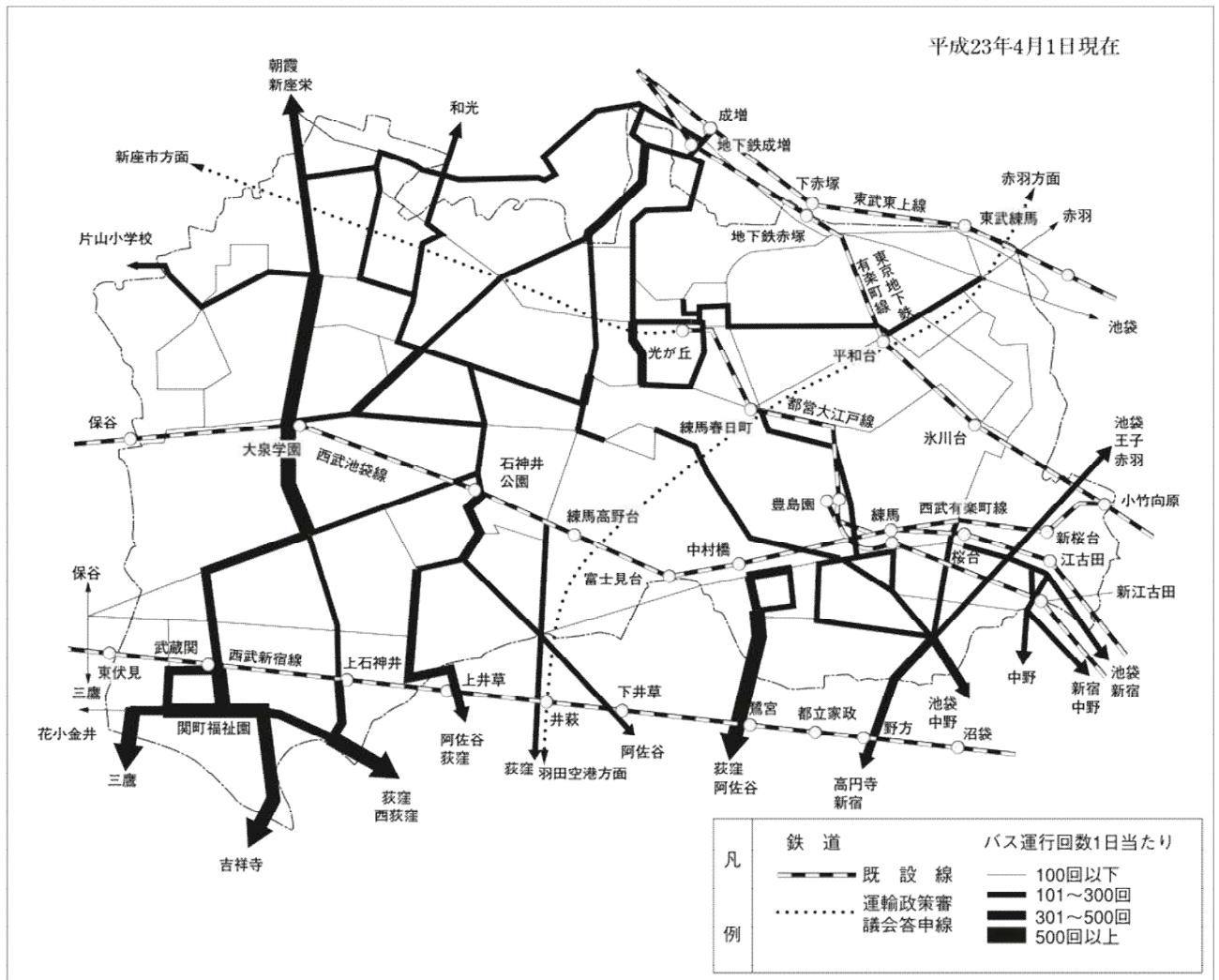


(資料：練馬区都市計画概要図、H24.9 月時点)

ウ 公共交通

- ・鉄道では、西武池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅間）の連続立体交差事業・複々線化が進められており、平成 26 年度の事業完了を目処に、9 箇所の踏切がなくなる予定である。
- ・東京メトロ副都心線の開通に伴い、西武有楽町線・池袋線との直通運転が開始され（20 年 6 月）都心や副都心へのアクセスが向上した。また、平成 25 年 3 月には、副都心線の東急東横線および横浜高速鉄道みなとみらい線との直通運転が開始される予定である。
- ・鉄道の乗降客数をみると、多くの駅で乗降客数が増加している。
- ・バスについては、平成 3 年からコミュニティバスの運行を開始している。

図一練馬区の公共交通



（資料：練馬区勢概要）

表一 鉄道駅乗降客数（平成 23 年）

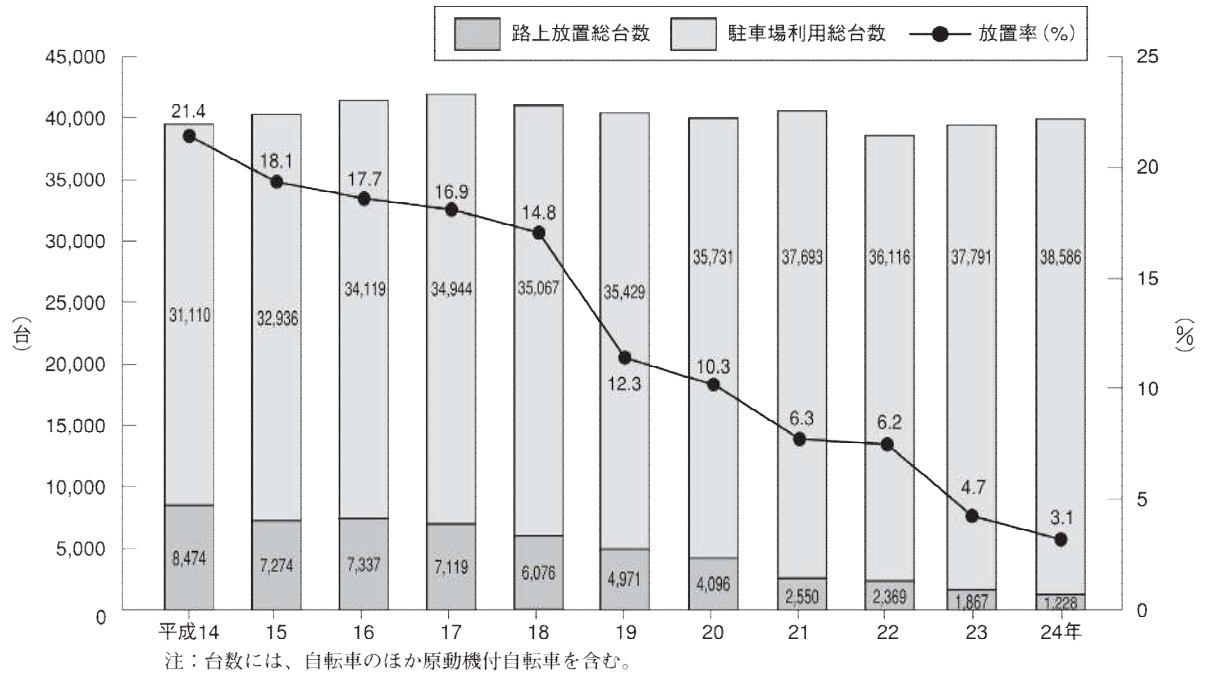
駅名	乗員(人)	降員(人)	総数(人)	総数増減 (H13 年比)
<b>西武池袋線</b>				
江古田	16,516	16,426	32,942	85.4%
桜台	6,449	6,529	12,978	87.8%
練馬	54,087	55,219	109,306	144.0%
中村橋	18,611	18,450	37,061	98.6%
富士見台	11,914	11,674	23,588	109.0%
練馬高野台	12,091	11,905	23,996	139.3%
石神井公園	34,486	34,334	68,820	106.9%
大泉学園	40,941	40,784	81,725	108.2%
保谷	27,631	27,531	55,162	104.2%
<b>西武豊島線</b>				
豊島園	6,337	6,370	12,707	113.2%
<b>西武新宿線</b>				
上井草	9,795	9,945	19,740	94.9%
上石神井	21,174	21,113	42,287	96.5%
武蔵関	14,050	13,814	27,864	94.7%
東伏見	11,965	11,976	23,941	110.4%
<b>東武東上線</b>				
東武練馬	29,200	29,064	58,264	102.4%
下赤塚	8,687	8,968	17,655	78.3%
成増	28,910	28,995	57,905	87.8%
<b>東京メトロ有楽町線</b>				
小竹向原	40,781	38,657	79,438	112.9%
氷川台	17,656	17,301	34,957	120.5%
平和台	19,120	19,013	38,133	115.7%
地下鉄赤塚	15,696	15,320	31,016	123.2%
地下鉄成増	21,791	21,852	43,643	136.0%
<b>東京メトロ副都心線</b>				
小竹向原	26,387	25,301	51,688	-
<b>西武有楽町線</b>				
小竹向原	46,329	50,568	96,897	259.3%
新桜台	3,231	3,176	6,407	134.2%
<b>都営大江戸線</b>				
新江古田	11,524	11,173	22,697	132.8%
練馬	34,671	34,959	69,630	123.3%
豊島園	5,338	5,230	10,568	131.5%
練馬春日町	9,368	9,207	18,575	128.7%
光が丘	28,347	28,182	56,529	117.8%

（資料：練馬区勢概要）

## エ 放置自転車対策

- ・放置自転車対策として、区内 83 ヶ所、約 43,000 台分の自転車駐車が設置されている。また、区内の放置自転車数は約 10 年間で 5 分の 1 以下に減少している。

図一 駅周辺の自転車等利用状況



(資料：練馬区勢概要)

#### (4) みどりと水

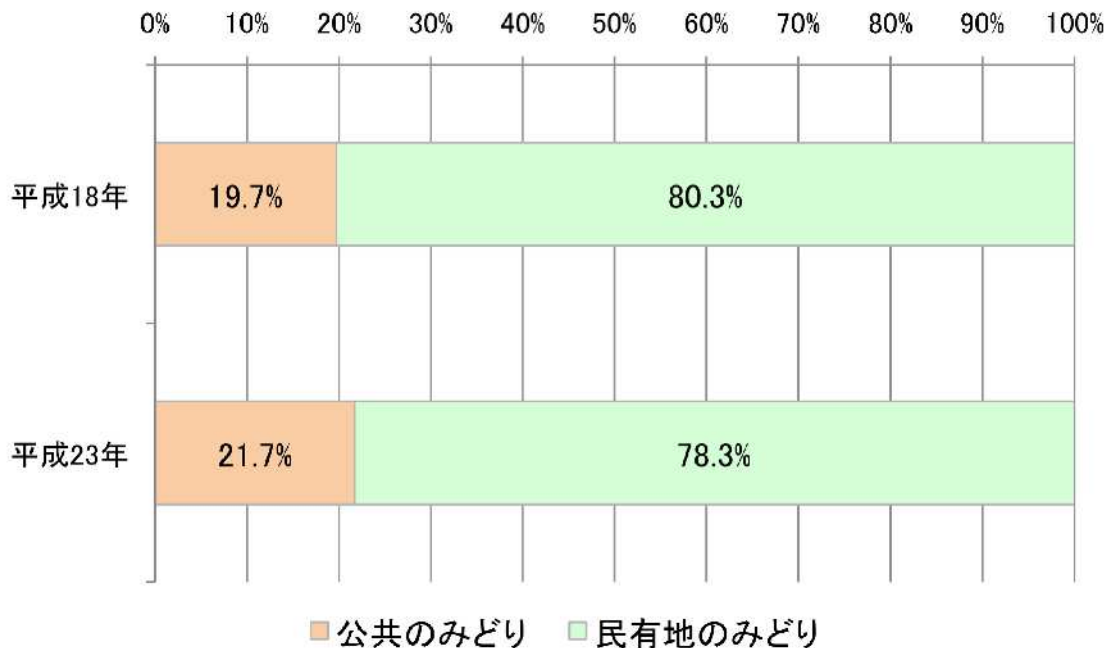
##### ア みどりと水の骨格

- ・練馬区の主要なみどりとして、区北部の光が丘公園や大泉中央公園、区東部の城北中央公園、区西部の石神井公園や武蔵関公園などがあげられる。
- ・練馬区内には、荒川水系一級河川として、区東部から区西部にかけて流れる石神井川（約 11.6km）、区北部から区西部にかけて流れる白子川（約 6.5km）がある。
- ・練馬区のみどりは、その約 8 割が農地、宅地、社寺等の民有地のみどりで構成されている。
- ・また、民有地のみどりは減少傾向にあり、公共のみどりは増加傾向にある。

表一 所有別面積数・比率

	平成 18 年		平成 23 年	
	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
公共のみどり	247.2	19.7	265.2	21.7
民有地のみどり	1007.6	80.3	956.7	78.3

図一 みどりの所有による割合



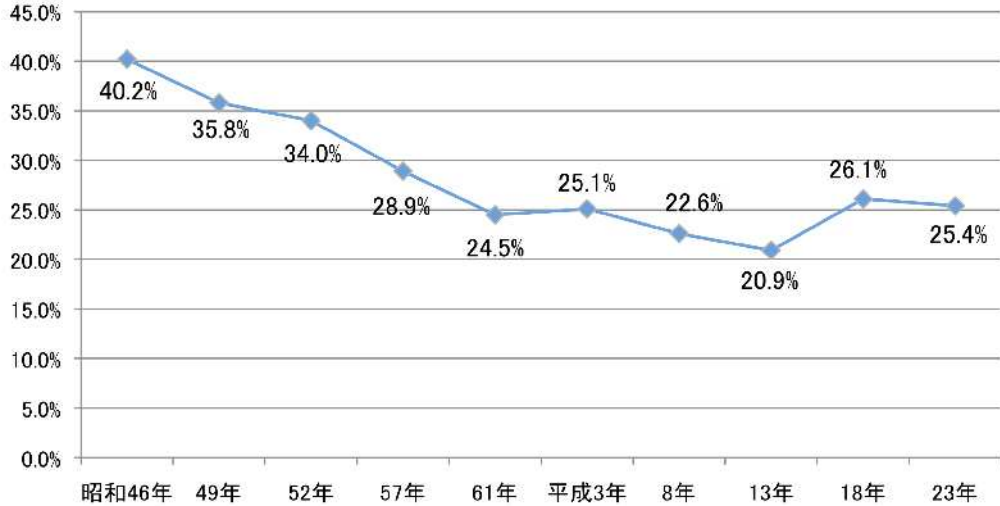
(資料：練馬区みどりの実態調査報告書 平成 24 年 3 月)



## イ 緑被率

- ・昭和46年から平成13年までは、緑被率は低下していたが、平成13年の20.9%から平成18年の26.1%まで上昇し、平成23年は25.4%とほぼ横ばいとなっている。

図一 緑被率の推移



(注) 緑被率の測定単位は調査年により異なる。各年の測定単位は以下のとおり。

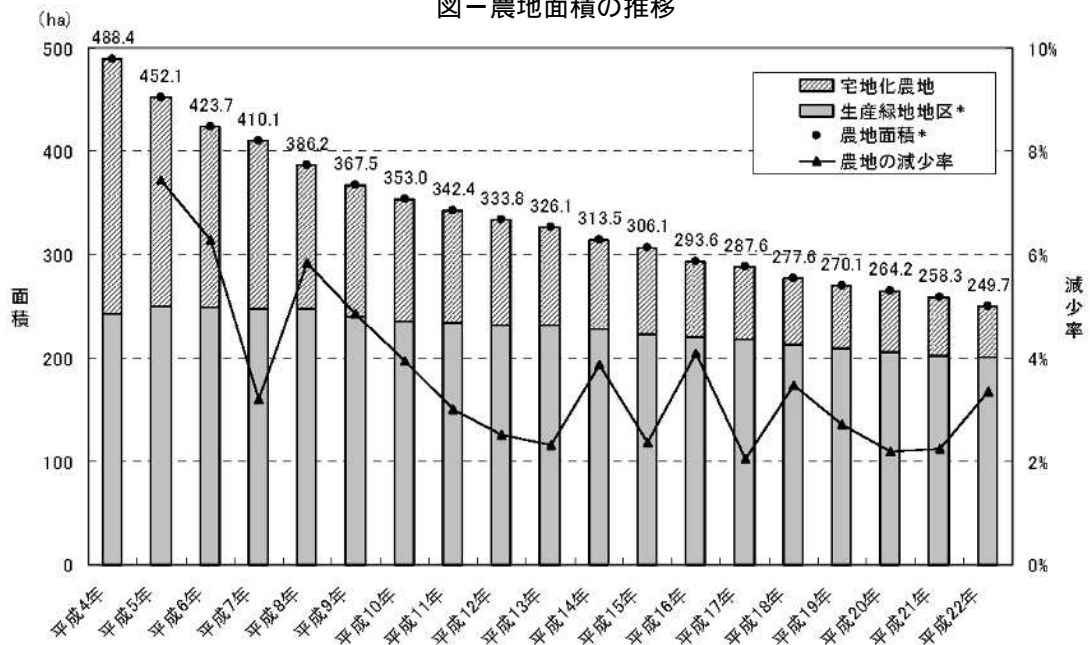
- ・昭和48年～昭和61年...100㎡を測定単位としてみどりを抽出
- ・平成3年～平成13年...10㎡を測定単位としてみどりを抽出
- ・平成18年～...1㎡を測定単位としてみどりを抽出

(資料：練馬区みどりの実態調査報告書 平成24年3月)

## ウ 農地・生産緑地

- ・農地面積(宅地化農地、生産緑地地区)は、年々減少しており、平成4年から約20年間で約半分まで減少している。特に宅地化農地は平成4年から平成23年までの10年間に81.5%減少しており、都市化が進んだことが分かる。

図一 農地面積の推移



\* 生産緑地地区の面積は、各年の都市計画の公示に基づく数値。

\* 農地面積は、各年1月1日現在の課税面積に基づく数値。

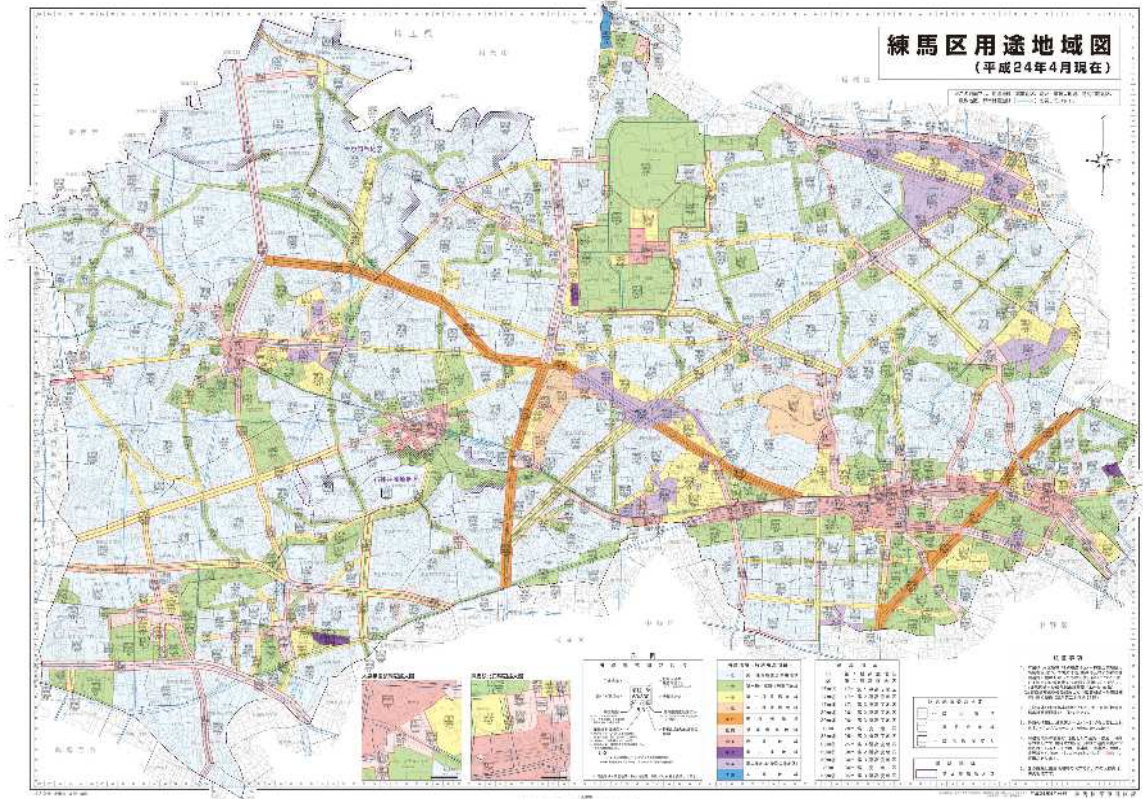
(資料：練馬区みどりの実態調査報告書 平成24年3月)

(5) 都市計画等によるまちづくり

ア 地域地区

- ・練馬区は区全体が市街化区域に指定されており、用途地域では、住居系 88.9%、商業系 8.0%、工業系 3.0%と、住居系が約 9 割を占めている。
- ・特に、第一種低層住居専用地域が区域の 58.6%に指定されており、住宅都市としての性格が強いことがわかる。

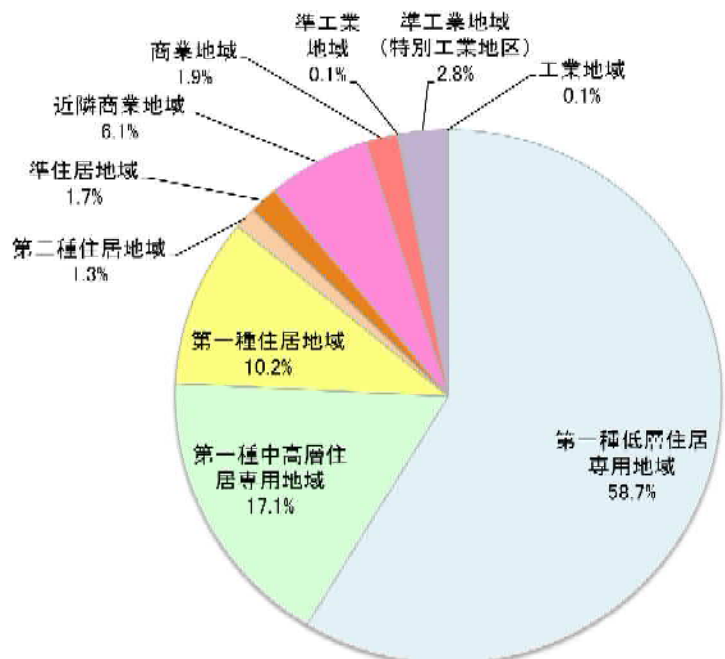
図一練馬区用途地域図



(資料：練馬区)

- ・商業系土地利用は練馬駅周辺に最も広がっており、練馬区の商業・業務の核となっている。また、大泉学園駅、石神井公園駅などの鉄道駅や目白通り、笹目通りなど道路沿線にも商業地域が指定されている。
- ・工業系土地利用は少なく、北町周辺に準工業地域(特別工業地区)が指定されている。

図一用途地域の指定状況



(資料：練馬区の土地利用 平成20年3月)

- ・防火地域が 11.9%、準防火地域が 86.5%とほぼ全面積に防火地域等の指定がされており、指定されていない面積はわずか 1.6%である。
- ・風致地区は、石神井風致地区、大泉風致地区の 2 地区に第 2 種風致地区が指定されている。

表一 防火地域等の指定状況

種別	割合 (%)
防火地域	11.9
準防火地域	86.5
指定なし	1.6

## イ 地区計画

- ・地区計画は、平成 24 年 8 月現在、全 29 地区が都市計画決定されており、近年では、光が丘地区、大泉学園駅北口東地区、石神井公園駅南地区などがある。

表一 近年の地区計画の指定状況

決定年月日	名称	位置	面積 (ha)
H12. 3. 17	西大泉四丁目地区地区計画	西大泉四丁目地内	5.5
H13. 5. 15	大泉町一丁目地区地区計画	大泉町一丁目地内	2.1
H13. 5. 15	三原台二丁目地区地区計画	三原台二丁目地内	3.8
H16. 12. 10	練馬駅南口地区地区計画	豊玉北五丁目地内	3.1
H17. 1. 11	中村橋駅南口地区地区計画	中村北三・四丁目および貫井一丁目各地内	2.6
H18. 6. 23	江古田駅北口地区地区計画	栄町、小竹町一丁目および羽沢一丁目各地内	4.2
H19. 4. 6	補助 230 号線土支田・高松地区地区計画	土支田一・二・三丁目および高松六丁目各地内	11.6
H20. 10. 21	土支田中央地区	一・二・三丁目および高松六丁目各地内	14.3
H21. 6. 22	練馬駅北口地区	練馬一丁目地内	3.0
H21. 9. 30	上石神井四丁目地区	上石神井四丁目、石神井台四丁目、関町東二丁目各地内	10.2
H22. 3. 5	中里中央地区	大泉町一丁目地内	4.5
H22.11. 30	東武練馬駅南口周辺地区	北町一・二丁目各地内	7.7
H23. 4. 4	大泉学園駅北口地区	東大泉一丁目地内	3.8
H23. 8. 19	光が丘地区	光が丘二・三・五・六・七丁目、高松五丁目各地内	98.4
H24. 3. 30	大泉学園駅北口東地区	東大泉一丁目地内	4.7
H24. 5. 18	石神井公園駅南地区	石神井町一・三丁目各地内	14.0

## ウ その他

### (ア) 練馬駅周辺整備

- ・練馬駅周辺地区では、北口交通広場やペDESTリアンデッキが平成 15 年に完成した。道路拡幅や地区計画等によるまちづくりが進められている。
- ・北口区有地では、子育て支援・区民交流・産業振興施設等の区施設と、民間施設からなる複合施設の整備が進められ、平成 26 年度開設予定である。

### (イ) 石神井公園駅周辺整備

- ・地域拠点の一つとして位置づけられている。鉄道高架化を見ずえて、駅前広場や周辺道路整備、駅前地区の市街地再開発事業が行われ、平成 14 年に再開発ビルと北口駅前広場、都市計画道路の一部が完成した。
- ・南口地区においても、都市計画道路、駅前広場整備や、まちづくり計画の策定の検討が進められ、平成 24 年 5 月に石神井公園駅南地区地区計画が決定された。

### (ウ) 大泉学園駅周辺整備

- ・駅前地区市街地再開発事業が進められ、平成 13 年に北口、平成 14 年に南口の再開発ビルと南口駅前広場が完成した。さらに、北口地区市街地再開発事業による駅前整備のため、平成 24 年 3 月に市街地再開発組合が発足しており、また、平成 23 年 4 月には大泉学園駅北口地区地区計画、平成 24 年 3 月には大泉学園駅北口東地区地区計画が決定された。

### (I) 土地区画整理事業

- ・区域の約 44%、区域面積約 2,104.2ha が練馬大泉石神井付近土地区画整理事業として都市計画決定されている。平成 20 年時点の事業完了および事業中の区域は 15 地区、約 54ha で、区域の約 2.6%にとどまっている。
- ・平成 20 年 12 月には、今後の進め方についてまとめた、土地区画整理事業を施行すべき区域の市街地整備方針を策定している。

## (6) 住民参加のまちづくり

### ア まちづくり条例を活用したまちづくりの推進

#### (ア)総合型地区まちづくり計画

- ・地域の建築その他土地利用等に関するルール等を定め、まちづくりを推進するものである。計画の認定は行われていないが、協議会が2件認定を受け、活動を行なっている。

No	認定日	協議会の名称
1	H21.11.20	武蔵関・環境を守る会
2	H24.3.28	高野台5丁目中央地区住みよいまちづくりの会

#### (イ)施設管理型地区まちづくり計画

- ・公園、緑地等の施設の換地・利用に関する項目を定めるもので、1件、計画の認定が行われている。

No	認定日	計画の名称	提案者
1	H22.9.30	公園育て計画	公園づくりと公園育ての会

#### (ウ)テーマ型まちづくり提案

- ・特定のテーマに関して、まちづくりを推進するもので、景観に関する提案が1件採用されている。

No	認定日	提案の名称	提案者
1	H21.11.30	歩きたくなる街・Nerimaの景観を育む，練馬区の景観計画策定に関わる提案	Nerima景観まちづくり会議

#### (I)重点地区まちづくり計画

- ・特定の地区のまちづくりを推進するもので、重点地区まちづくり計画として、10件の計画が策定されている。(条例施行に伴い重点地区まちづくり計画とみなしたものを含む。)

No	策定期期	協議会の名称
1	H1.5月	大泉学園駅周辺地区のまちづくり整備構想
2	H3.8月	練馬駅周辺地区街づくり構想
3	H4.7月	江古田北部地区密集住宅市街地整備促進事業整備計画
4	H9.3月	北町地区密集住宅市街地整備促進事業整備計画
5	H15.6月	石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想
6	H16.6月	練馬区中村橋駅周辺交通バリアフリー基本構想
7	H17.3月	土支田中央土地区画整理事業事業計画
8	H20.3月	上石神井駅周辺地区まちづくり構想
9	H23.2月	貫井・富士見台地区まちづくり計画
10	H23.5月	放射7号線沿道周辺地区まちづくり計画



(7) 景観のまちづくり

ア 景観計画運用状況

- ・平成 23 年 5 月に景観行政団体に移行し、8 月に練馬区景観計画を施行した。
- ・一般地域 7 区分、重点地域 2 地区における事前協議や届出を行っている。平成 24 年度の前協議・届出実績 224 件となっている。
- ・地域景観資源登録制度として「とっておきの風景」、住民による景観づくりのルールとして「景観まちなみ協定」制度を設けており、24 年度 10 月時点の運用状況は、地域景観資源登録制度の登録数 530 件、景観まちなみ協定制度の認定件数 2 件となっている。

表一景観計画に基づく届出等の件数

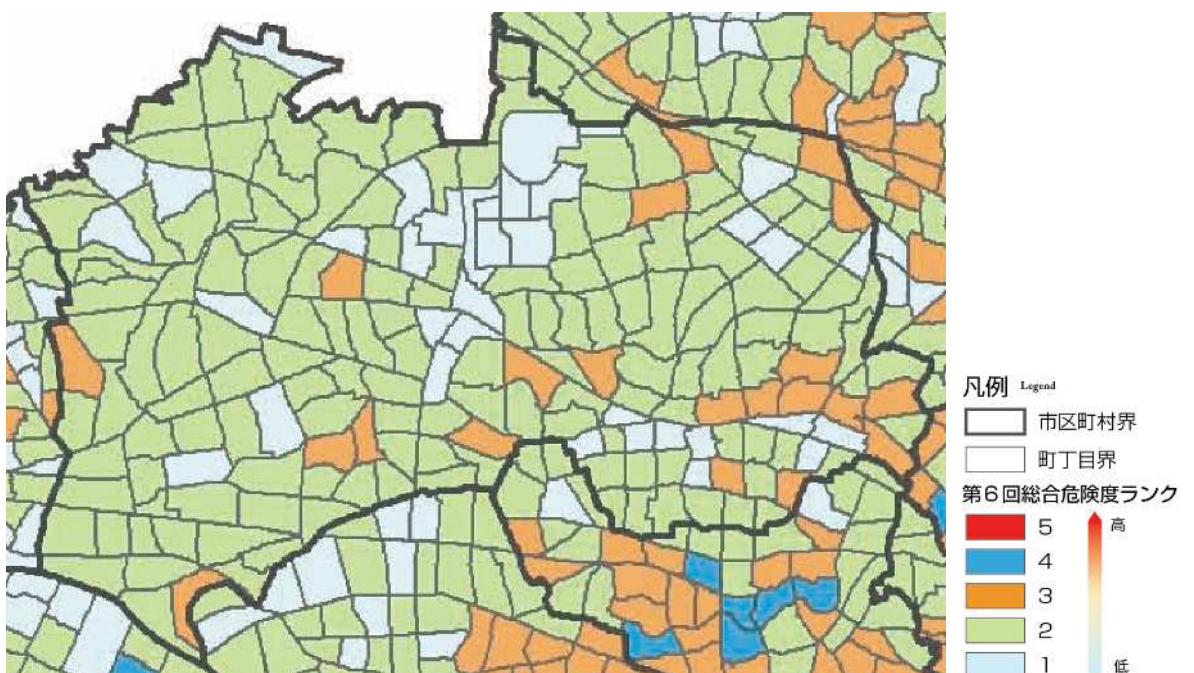
種別		件数
事前協議		9
届出	建築	146
	工作の設置	1
	開発行為	30
	変更	21
計画通知		17
合計		224

(8) 防災のまちづくり

ア 地域危険度

- ・東京都が東京都震災予防条例に基づき 5 年おきに実施している地震に関する地域危険度測定調査によれば、平成 20 年（第 6 回調査）では、練馬区内の全ての町丁目は総合危険度ランク 3 以下となっており、危険度の高いランク 4 およびランク 5 の地域はない。
- ・平成 20 年（第 6 回調査）での練馬区内の全町丁目の総合危険度の内訳は、ランク 1 が 37 町丁目、ランク 2 が 144 町丁目、ランク 3 が 21 町丁目とランク 2 が最も多い。

図一 練馬区の地域危険度

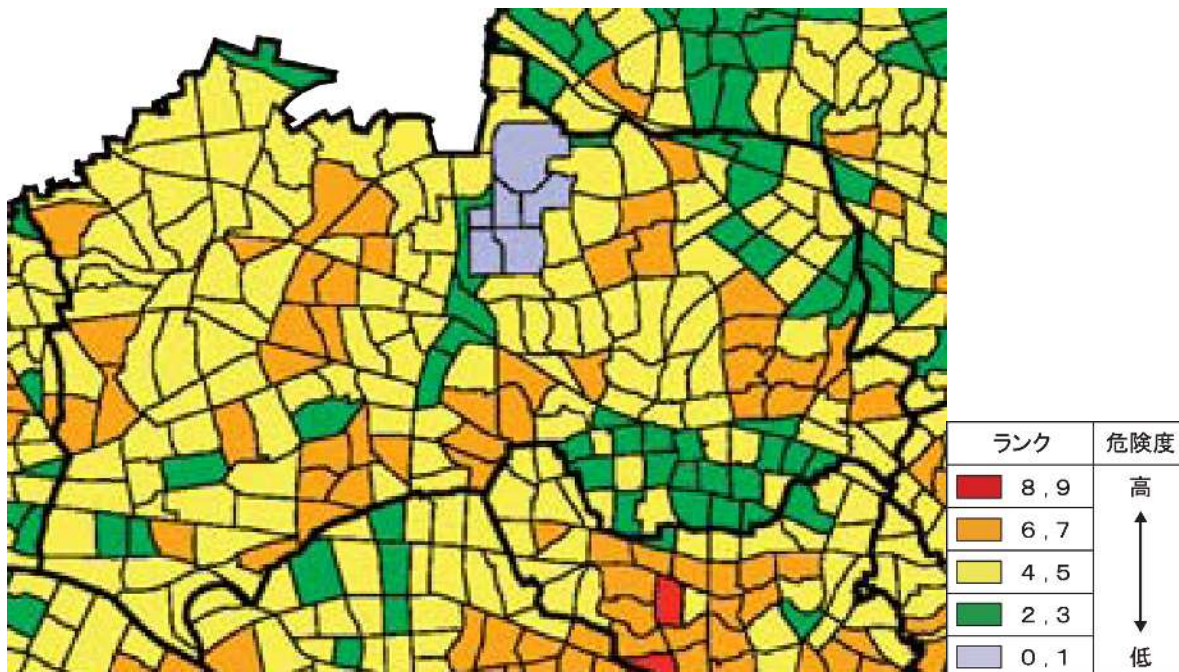


(資料：東京都 地震に関する地域危険度測定調査(第 6 回) 平成 20 年 2 月)

## イ 延焼危険度

- ・東京消防庁が5年おきに実施している延焼危険度測定調査によれば、平成23年度(第8回調査)では、最も危険度の高いランク8,9の地域はない。
- ・平成23年度(第8回調査)での練馬区内の全町丁目の延焼危険度の内訳は、ランク0,1が6町丁目、ランク2,3が36町丁目、ランク4,5が119町丁目、ランク6,7が41町丁目とランク4,5が最も多い。

図一 練馬区の延焼危険度



(資料：東京都消防庁 東京都の地震時における地域別延焼危険度測定(第8回) 平成24年3月)

## ウ 密集市街地整備

- ・練馬地区(面積約20.0ha)では、昭和61年に密集住宅市街地整備促進事業の承認を受け事業が進められていたが、平成18年に終了した。
- ・現在、江古田北部地区(面積約46.4ha)、北町地区(面積約31.1ha)、貫井・富士見台地区(面積約92.3ha)にて、密集住宅市街地整備促進事業が進められている。
- ・練馬地区、江古田北部地区および北町地区は防災再開発促進地区の指定を受けている。

## エ 耐震改修

- ・練馬区耐震改修促進計画を平成19年3月に策定している。その後、本計画に則り、対象建築物の耐震化に総合的に取り組んできたが、平成23年3月の東日本大震災の発生を受けた関連計画の改定や、新しい施策の実施等に伴い、現在改定作業中である。
- ・18年度時点の住宅の耐震化率は76.5%であるが、27年度までに公共施設については100%、民間建築物90%とすることとしている。

## (9) 福祉のまちづくり

- ・平成 22 年 10 月 1 日の練馬区福祉のまちづくり推進条例施行以降において、公共的建築物の所有者等に対しバリアフリー整備を行うことを求めており、平成 24 年 3 月末時点でのバリアフリー整備施設は 112 件となっている。
- ・前項のうち、物販店（0 m<sup>2</sup>以上）のバリアフリー整備件数は、平成 22 年度に 1 件、平成 23 年度に 27 件となっている。また、サービス店舗（0 m<sup>2</sup>以上）等のバリアフリー整備件数は、平成 22 年度に 0 件、平成 23 年度に 9 件となっている。
- ・鉄道駅については、区内 21 駅全てにおいて、法で定められたバリアフリールートが 1 ルート確保された。
- ・バスについては、区内路線を持つ事業者のバリアフリー適合率は 98%となっている。

## (10) 環境のまちづくり

### ア 環境基本計画における進捗評価

- ・市民緑地の年間新規開設面積は、26 年度の毎年目標値 3,700 m<sup>2</sup>に対し、23 年度実績で 2,288.6 m<sup>2</sup>に留まっており、達成度は C と評価されている。
- ・農業体験農園の施設整備数、住民による公園管理箇所数、環境美化推進地区・環境美化活動団体登録数、温室効果ガス排出量、住宅・事業所地球温暖化対策設備設置補助件数、ゴミの分別、都市計画道路の整備率、みどりバスの乗車人数について、23 年度時点での達成度は B と評価されている。
- ・河川の水質、練馬みどりの葉っぱい基金積立額、環境影響評価手続の区民周知、景観まちづくり実施地区数、区の事務事業に伴う温室効果ガス排出量、区民のゴミ排出量、集団回収登録団体数や、二酸化窒素の環境基準適合測定箇所数、環境教育や協働の取組については、23 年度時点の評価は A となっている。

（資料：「ねりまのかんきょう 平成 23 年度（2011 年度）報告」（平成 24 年 9 月））

### イ 温室効果ガス

- ・温室効果ガスの排出量は増加傾向にある。

図－温室効果ガス排出量の推移

年度	H2	H7	H12	H17	H21
排出量(千 t-CO <sub>2</sub> )	1,751	1,963	2,020	2,024	2,066
増減 (%)	-	12.1	15.4	15.6	18.0

（資料：H21 練馬区地球温暖化対策地域推進計画）

(11) 産業

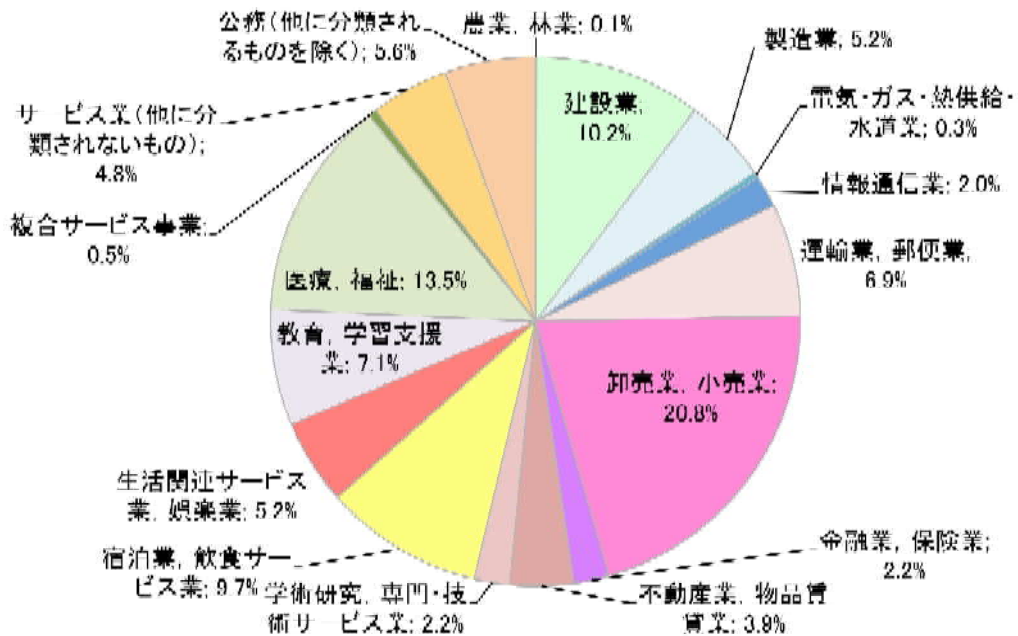
ア 産業別就業人口

- ・平成 22 年の練馬区の全就業者数は 266,839 人であり、第 1 次産業就業者の割合が 0.4%、第 2 次産業就業者の割合が 16.1%、第 3 次産業就業者の割合が 83.4%となっている。
- ・平成 17 年の第 3 次産業就業者の割合は 78.9%であり、平成 22 年と比較すると増加傾向である。(資料：国勢調査)

イ 業種

- ・最も割合が高いのが「卸売業、小売業」の 20.8%、次いで「医療、福祉」の 13.5%、「宿泊業、飲食サービス業」の 9.7%と続いている。
- ・練馬区にある事業所の従業者数の 8 割以上が第 3 次産業に従事している。

図一産業別従業者数の割合（平成 21 年）

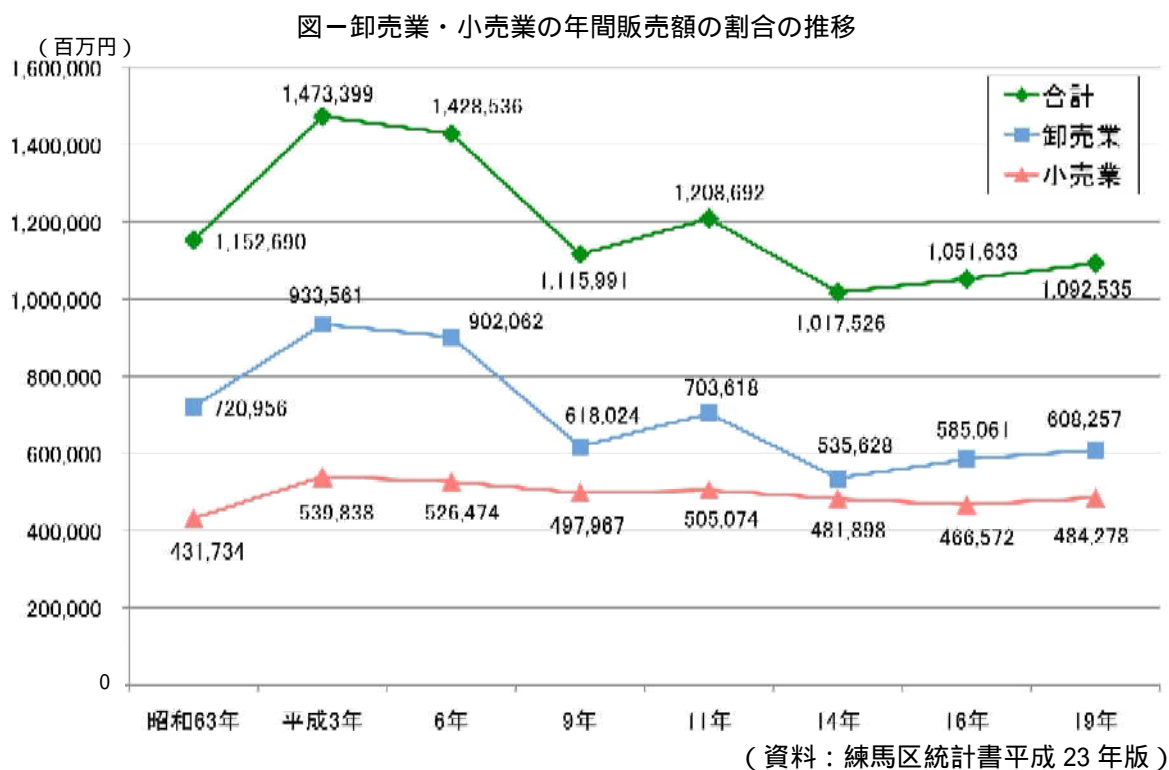


(資料：練馬区統計書平成 23 年版)



## ウ 商業

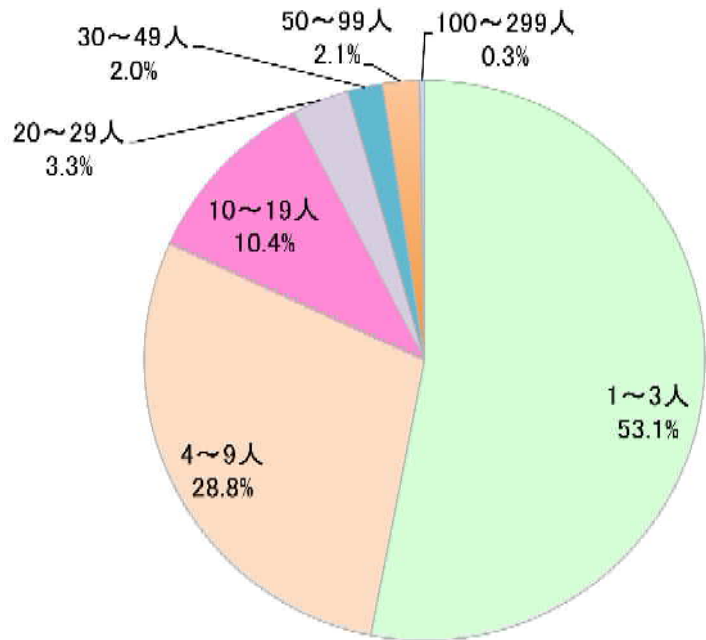
- ・卸売業、小売業ともに平成初期に比べると年間販売額は減少しているが、近年、徐々に増加傾向である。
- ・平成 19 年の卸売業の年間販売額は、最も大きい平成 3 年と比べると、約 3.5 割減少しており、小売業の年間販売額は、最も大きい平成 3 年と比べると、約 1 割減少している。





エ 工業

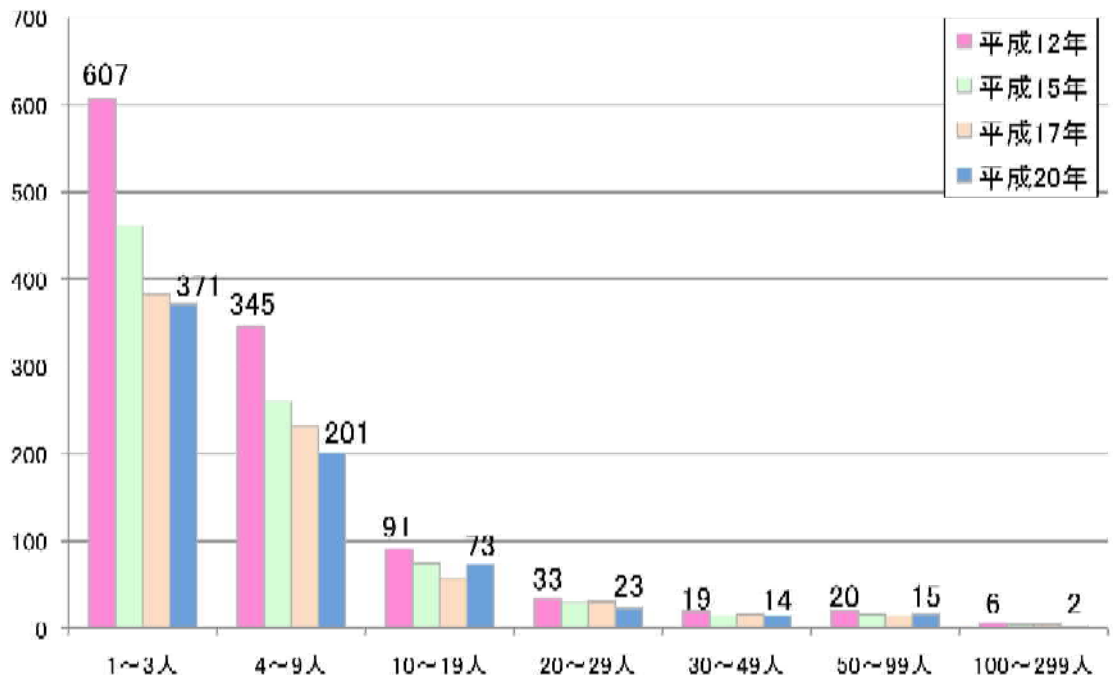
- ・従業員数 1～3 人の小規模工場が 53.1%と半数以上を占め、次いで 4～9 人の小規模工場が 28.8%となっている。
- ・8 割以上が 9 人以下の小規模工場である。
- ・10 人以上の規模の工場数は大きな変化がなく、ほぼ横ばいであるが、9 人以下の工場数の減少が著しい。



(資料：練馬区統計書平成 23 年版)

(件数)

図一従業員規模別工場数の推移



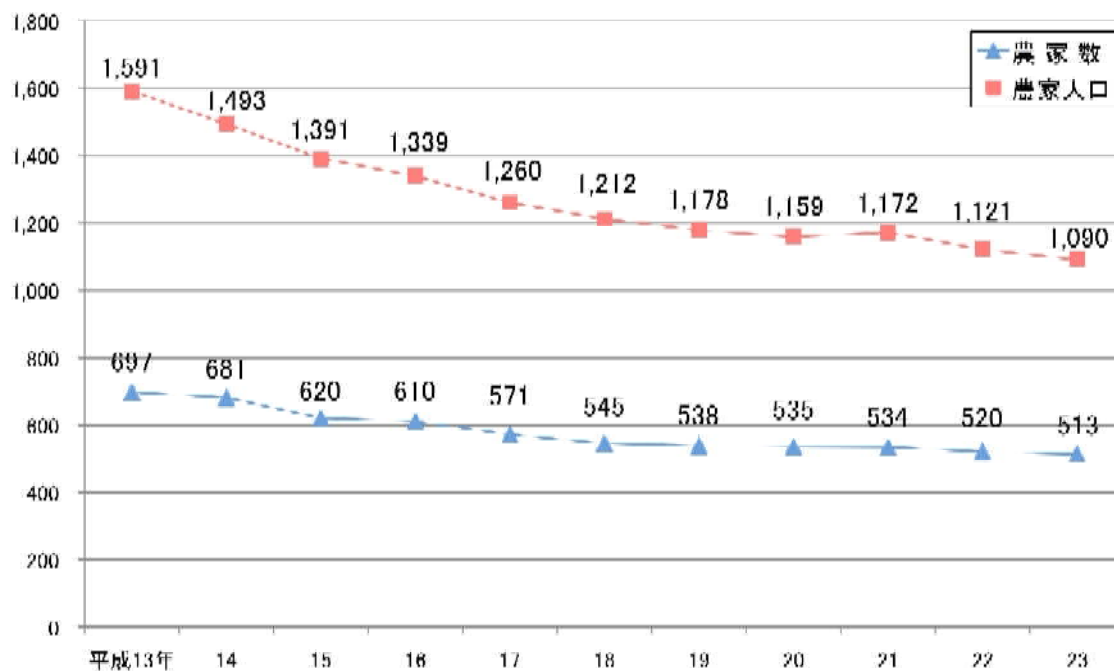
(資料：練馬区統計書)

## オ 農業

- ・農家数は年々減少し続け、平成13年から平成23年の10年間で約2割の減少となっている。
- ・農家数の減少とともに、農家人口も減少し続けている。

(件数・人)

図一 農家数・農家人口の推移



(資料：練馬区統計書平成23年版)

## カ 特色ある産業

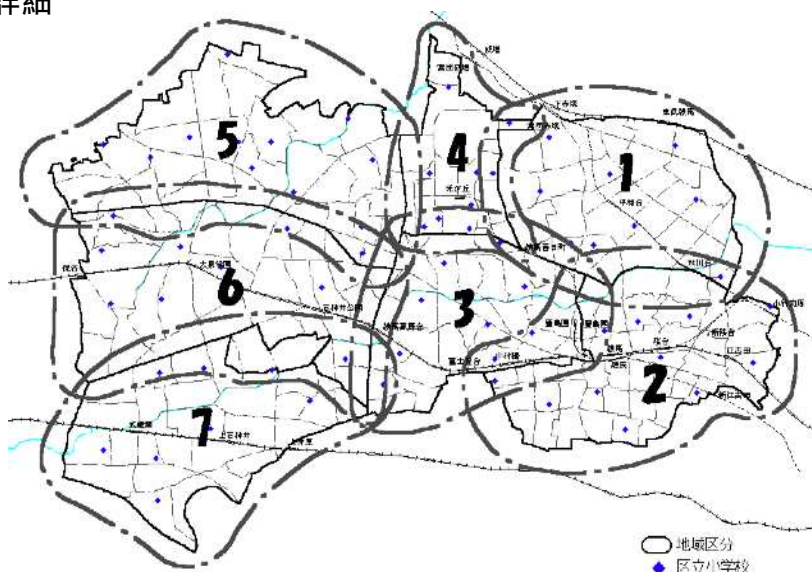
- ・都内近郊では、練馬区を中心としたアニメ産業の集積がみられる。

表一 アニメ製作会社の立地状況

No	市・区	件数	No	市・区	件数
1	練馬区	42	6	新宿区	8
2	杉並区	38	7	渋谷区	8
3	西東京市	15	8	豊島区	8
4	中野区	9	9	港区	6
4	武蔵野市	9	10	大田区	5

(資料：資料：NTT ビジネスタウンページ掲載のアニメーション製作会社件数、2012年現在)

参考：地域区分詳細



第1地域

春日町一～六、北町一～八、田柄一～五、錦一～二、早宮一～四、氷川台一～四、平和台一～四、桜台三・六、羽沢三、練馬二

第2地域

旭丘一～二、小竹町一～二、栄町、桜台一～六、豊玉上一～二、豊玉北一～六、豊玉中一～四、豊玉南一～三、貫井一、中村一～三、中村北一～四、中村南一～三、練馬一～四、羽沢一～三、早宮一・三～四、春日町一、氷川台三～四、向山一～三

第3地域

春日町一・三～六、向山一～四、下石神井一、石神井町一、高野台一～四、高松一～五、豊玉北六、中村北一～四、貫井一～五、練馬一・三～四、早宮三～四、富士見台一～四、南田中一～五、谷原一～三、田柄五、光が丘三・七

第4地域

旭町一～三、春日町三～六、高松四～六、田柄二～五、光が丘一～七、谷原一・三、土支田一

第5地域

旭町一、大泉町一～六、大泉学園町一～九、高野台四～五、高松五～六、土支田一～四、西大泉一～六、西大泉町、東大泉二～四、三原台一～三、谷原一～六、光が丘六～七

第6地域

大泉町二・五～六、大泉学園町一～三、上石神井三、下石神井一・三・六、石神井台一～三・五～六・八、石神井町一～八、関町北五、高野台一～五、西大泉一～三・五、東大泉一～七、南大泉一～六、南田中一～五、三原台一～三、谷原一～二・五～六

第7地域

上石神井一～四、上石神井南町、下石神井一～六、石神井台一～八、石神井町一・三・五～七、関町東一～二、関町北一～五、立野町、南大泉一～二、南田中一～二・四、関町南一～四

練馬区都市計画マスタープラン  
実施状況報告書(資料編)

平成 24 年 ( 2012 年 ) 12 月

編集発行：練馬区 環境まちづくり事業本部 都市整備部 都市計画課  
〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号  
電話：03-5984-1534 ( 直通 )  
FAX：03-5984-1226  
電子メール：TOSHIKEKAKU@city.nerima.tokyo.jp

練馬区都市計画マスタープラン見直しに向けた  
区民アンケート調査結果(概要)

平成 24 年(2012 年)12 月

練馬区



## 1. 実施概要

### (1) 調査期間

平成24年9月14日～10月12日

### (2) 対象

20才以上の区民から無作為抽出

### (3) 配布数

3000票

### (4) 回収数(回収率)

885票(29.5%)

### (5) アンケートの構成

- ア 回答者の属性(性別・年齢・住んでいるまち・普段利用する駅)について質問
- イ 都市計画マスタープランの「めざすまちとまちづくりの方針」に関連する問1から問23までの23の設問を設定し、それぞれ4択による回答および自由意見の記入欄を設定
- ウ 最後の問24に「その他、練馬区のまちやまちづくりに関する要望」の自由記入欄を設定

### (6) 回答結果の概要

#### 回答者の属性

- ・男性(43%)よりも女性(56%)の回答者が多い。年齢は20歳代がやや少なく、他の年代はほぼ同じ割合となっている。

#### 街のにぎわいや楽しさについて

- ・買い物環境は全体的には便利とする回答が多いが、「近くにスーパーがない、遠い」という意見もある。また、「商店街の減少」や「個人店の減少」を心配する意見がある。
- ・レクリエーション施設は「足りない」とする人が多く、「レジャー施設や大きな公園がほしい」という意見がある。

#### 電車やバス、自動車などの利用しやすさ

- ・電車の利便性に対する評価は高いが、「西武新宿線の立体化」「大江戸線の早期延伸」などの要望が寄せられている。
- ・自転車は、「駐輪場の少なさ」「道路幅員の狭さ」「自転車レーンの少なさ」を問題とする意見が寄せられている。

#### 道路の歩きやすさや快適性について

- ・「歩道と車道の段差」「ガードレールが少ない」「抜け道道路として、生活道路が利用される」「電柱など障害物が多い」などの理由から「歩きにくい」とする回答がある。

地域の安全・安心について

- ・地震対策、都市型水害対策、災害時の避難や救助などに関して、取り組みの認知度が低く、個別対策と合わせて、積極的な情報提供を求める意見が多い。
- ・防犯対策については、「街路灯が少ない」「防犯パトロールの強化が必要」などの意見が寄せられている。

地域の自然環境について

- ・自然環境については満足、普通とする回答者が多い。ただし、近年みどりが減っているという意見も多い。

地域の住環境や景観について

- ・満足、普通の回答者が多いが、住宅地の付近に建てられる高層マンション、空き家への対応を求める意見が寄せられている。景観については、電線の地中化や屋外広告物規制を求める意見がある。

地域の公害防止や省エネルギー対策

- ・公害防止や省エネ対策については、おおむね「普通」とする回答者が多い。公害防止の取り組みについては、排ガス、騒音、光化学スモッグ対策を求める意見が見られる。

地域の暮らしや環境について

- ・一般的に取り組みに対する認知度が低い。健康福祉サービス、子育て環境づくりに関して、幅広い意見が寄せられている。

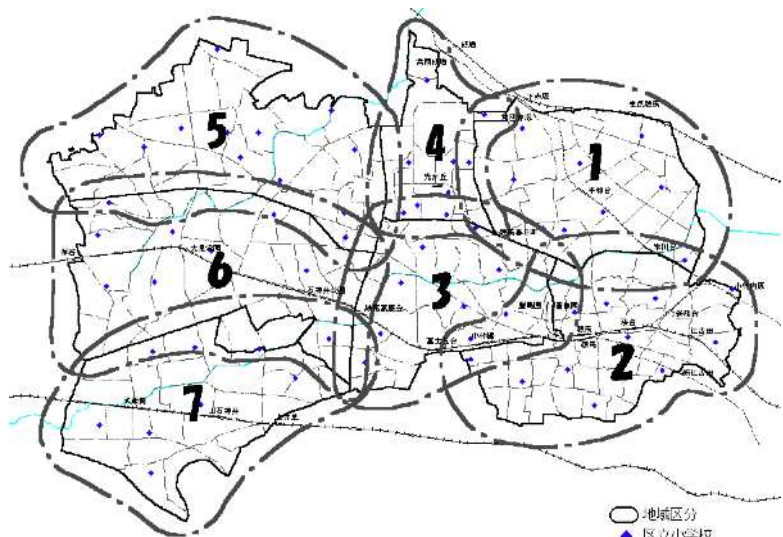
その他 練馬区のまちやまちづくりに関する要望等(自由意見)

- ・上記に関する意見のほか、都市計画マスタープラン、市街地環境、区政への要望、広報・情報提供、マナーなどについてさまざまな意見が寄せられている。

地域区分詳細

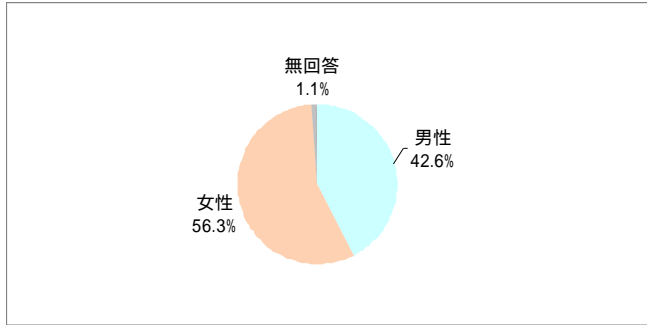
アンケートにおける地域区分は、都市計画マスタープランの地域別指針の7つの地域区分に従っています。

第1地域	錦、氷川台、平和台、早宮、春日町、北町、田柄
第2地域	旭丘、小竹町、栄町、羽沢、豊玉上、豊玉北、豊玉中、豊玉南、中村北、中村、中村南、桜台、練馬
第3地域	向山、貫井、高松、富士見台、南田中
第4地域	光が丘、旭町
第5地域	土支田、谷原、西大泉、大泉町、大泉学園町、西大泉町
第6地域	高野台、三原台、石神井町、東大泉、南大泉
第7地域	石神井台、上石神井、上石神井南町、下石神井、立野町、関町東、関町南、関町北



(6) 回答結果

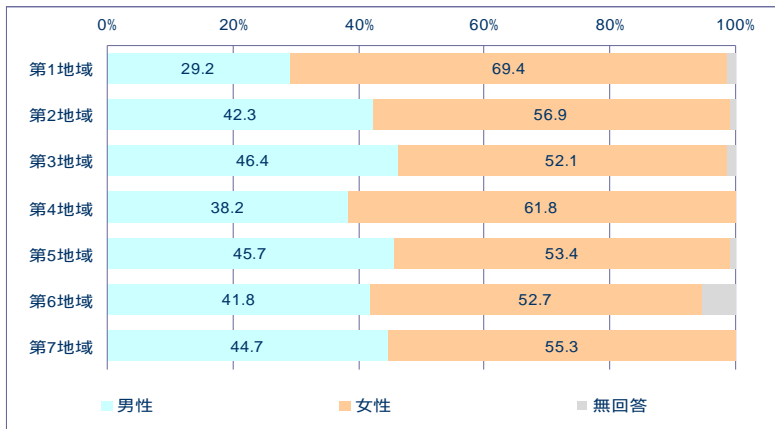
A 性別



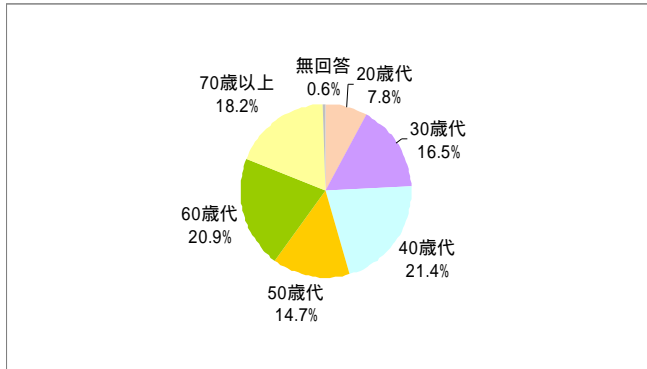
男性が 42.6%、女性が 56.3% で女性のほうがやや回答者が多い。

地域別で見ると第 1 地域および第 4 地域で男性の回答者が少なくなっている。

地域別

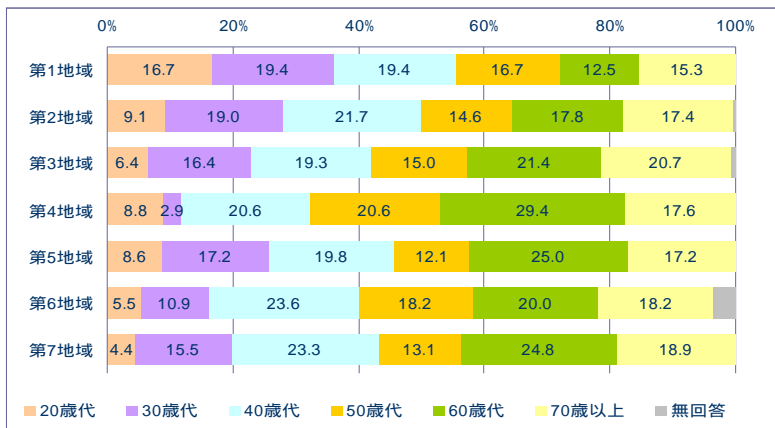


B 年齢

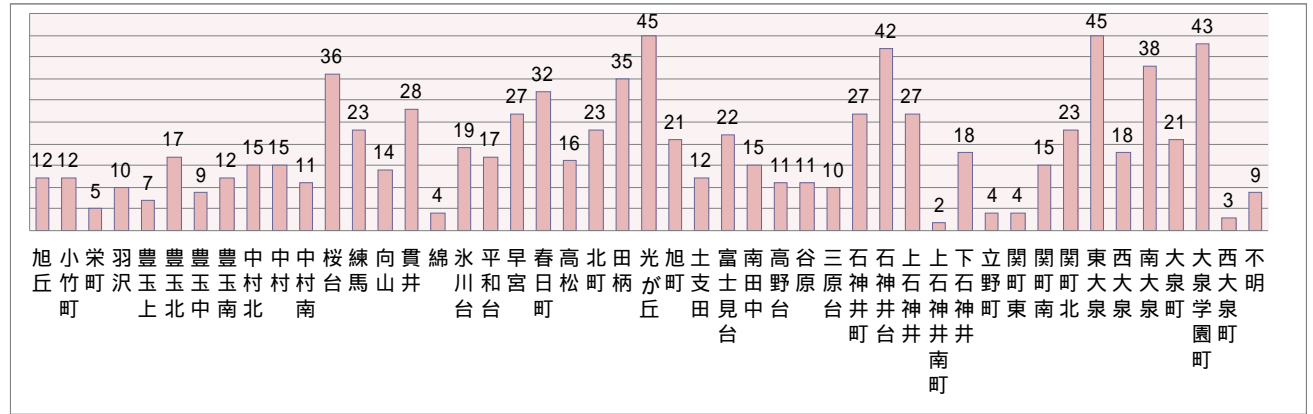


20 歳代以外はほぼ同じ割合で回答している。地域別に見ると、第 1 地域は比較的若い世代の割合が多い。一方、第 4 地域は 60 歳以上の回答が約 5 割となっている。

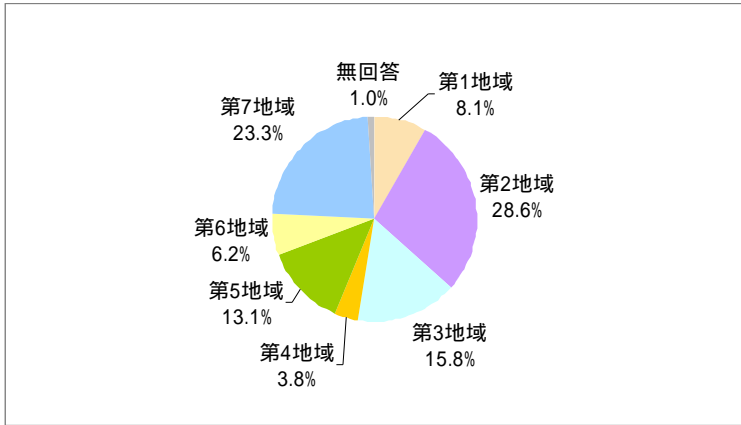
地域別



C 居住地 (単位:人)

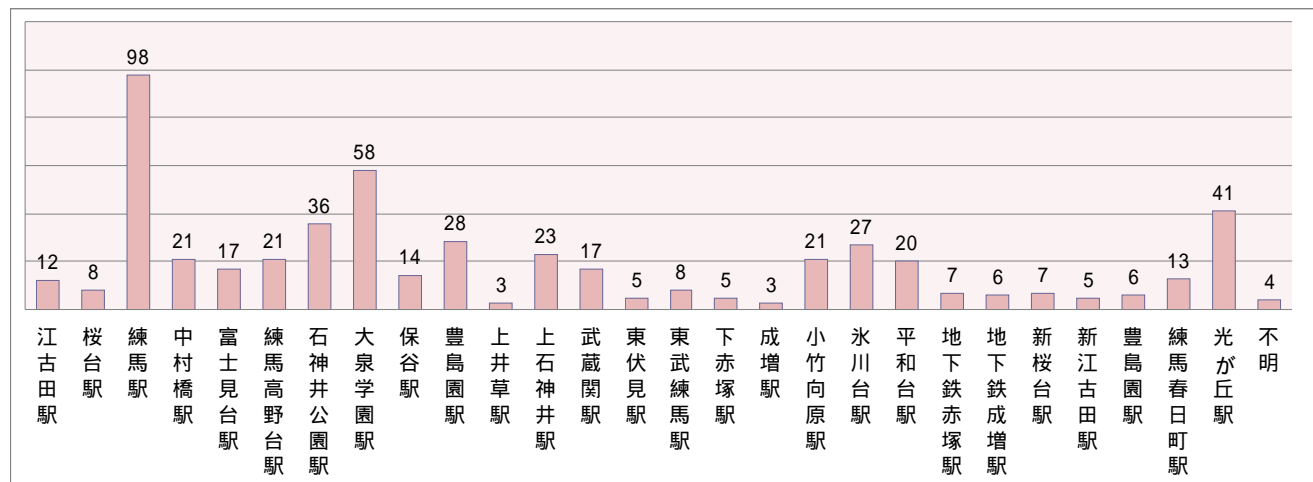


地域別



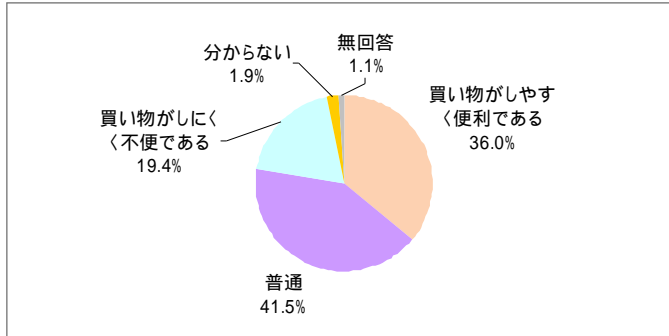
注 地域区分は P.3 を参照

D 普段利用する駅 (単位:人)

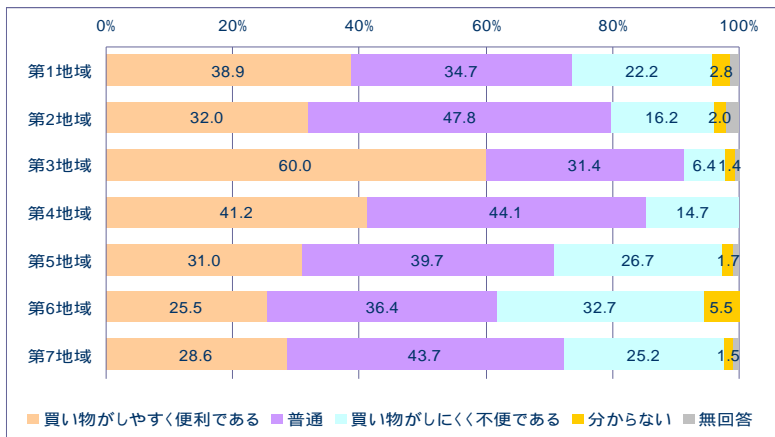


## 街のにぎわいや楽しさについて

### 問1 駅前や商店街での買い物のしやすさ・便利さの評価



#### 地域別



問1 普段利用する駅前や商店街での買い物のしやすさ・便利さについて、あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号に をつけてください。(1つだけ)

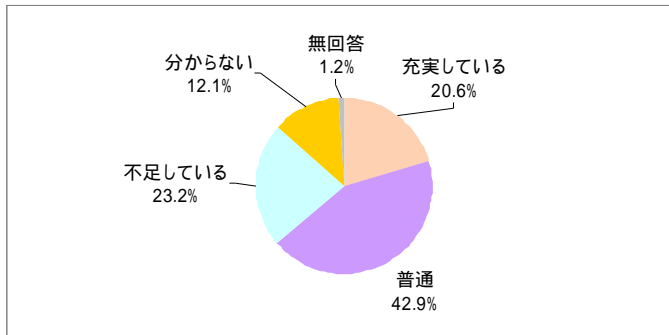
全体的には、77.5パーセントが「便利」「普通」と評価している。

一方、第6地域では「不便」との回答者が3割以上いるなど、地域によって評価が異なっている。

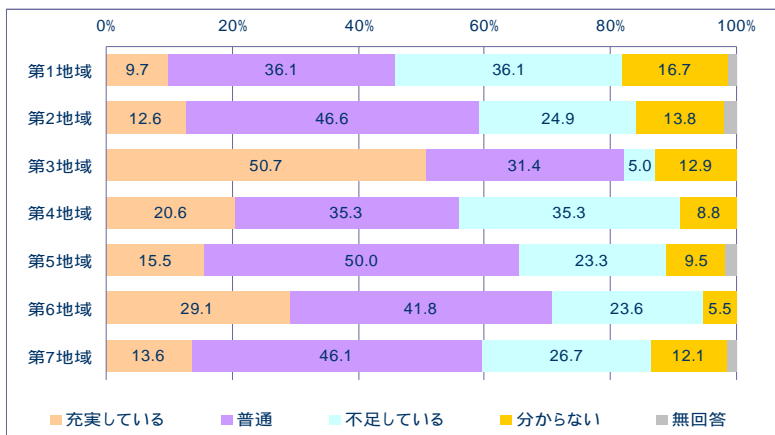
具体的には「自宅の近くに店が少ない」「個人商店の数が少ない」「商店街の元気がない」などの回答が寄せられている。

また、「スーパーがもっとあると便利」という意見がある一方、「小売店に頑張ってほしい」との声もあった。

### 問2 レクリエーションのために過ごす場所への評価



#### 地域別



問2 身近な地域でレクリエーションのために過ごす場所（例えば：レジャー施設、公園、観光農園等）が充実しているかについて、あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号に をつけてください。(1つだけ)

全体的には「充実している」「普通」合わせて、63.5パーセントとなっている。

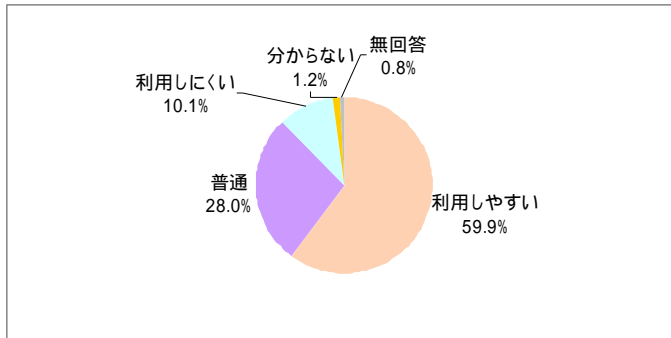
地域別に見ると、第3地域では、半数以上が「充実している」と回答している。

具体的には「レジャー施設が少ない」「大きな公園がない」などの意見が寄せられている。また、スポーツや運動に関する施設への要望もあった。

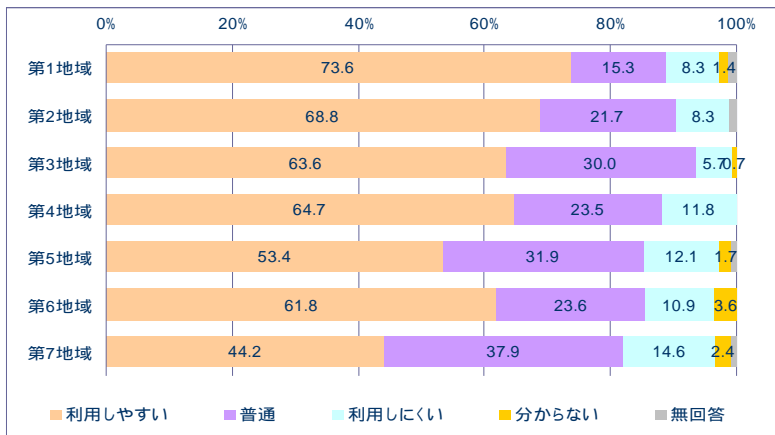


## 電車やバス、自動車などの利用しやすさ

### 問3 鉄道の利用しやすさへの評価



#### 地域別



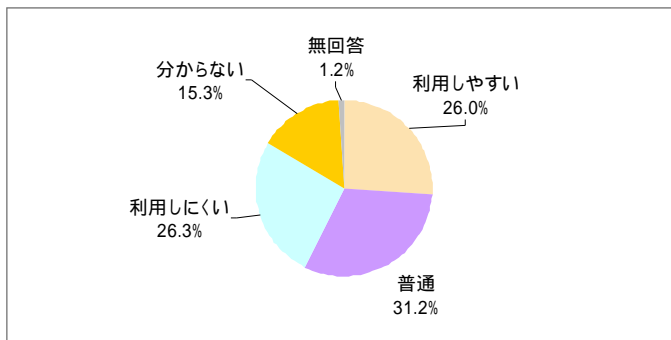
問3 鉄道の利用しやすさ（例えば：利用する鉄道の本数や路線の便利さ等）について、あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号にをつけてください。（1つだけ）

「利用しやすい」「普通」という回答が合わせて87.9パーセントと多くなっている。

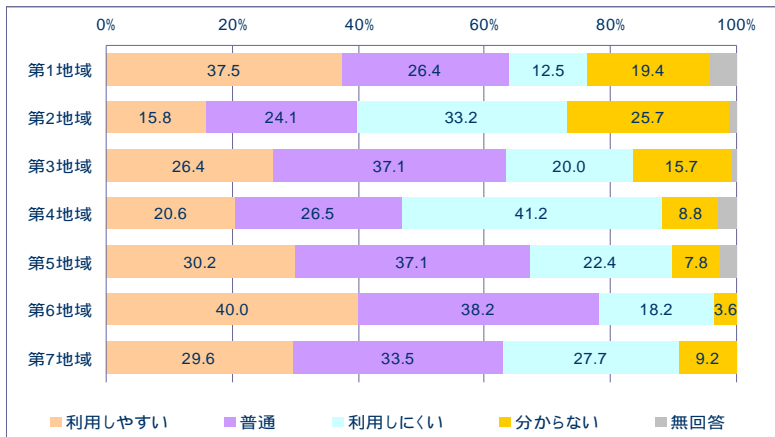
一方、第5地域、第7地域は「利用しやすい」と評価する回答者が他の地域より少ない。

具体的には「西武新宿線の踏切がなくなり、高架になってほしい」「大江戸線を早く延伸してほしい」などの意見が寄せられている。

### 問4 バスの利用しやすさへの評価



#### 地域別



問4 バスの利用しやすさ（例えば：利用するバスの本数や路線の便利さ等）について、あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号にをつけてください。（1つだけ）

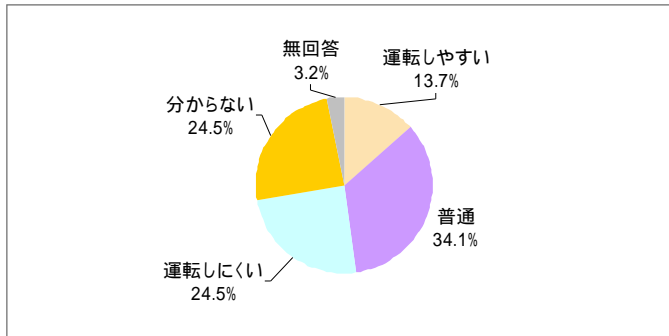
「利用しやすい」「普通」という回答が合わせて57.2パーセントとなっている。

第2地域や第4地域では、「利用しにくい」とする回答が他の地域より多い。

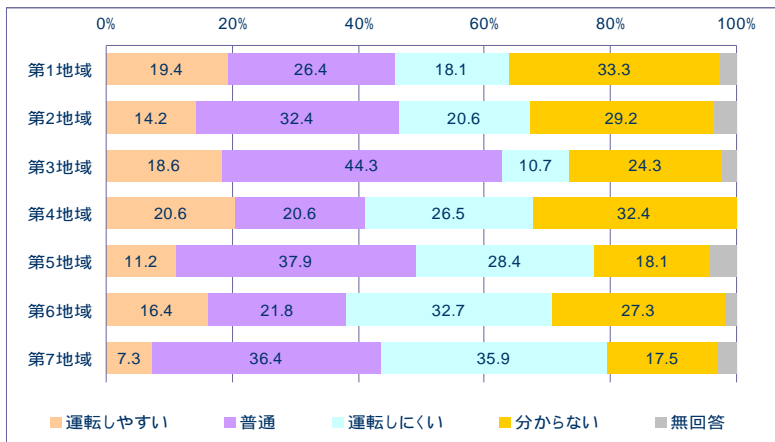
具体的には「バスの本数が少ない」「路線が少ない」「渋滞が多くて時間が読めない」などの意見が寄せられている。

コミュニティバスが便利との意見もあった。

### 問5 自動車の運転しやすさへの評価



#### 地域別

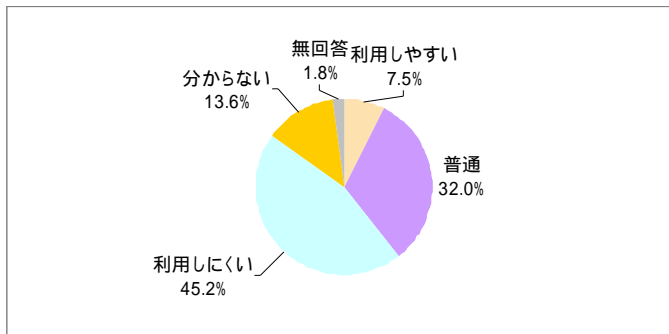


問5 自動車の運転しやすさ（例えば：道路が渋滞しない、幹線道路が整備されている等）について、あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号をつけてください。（1つだけ）

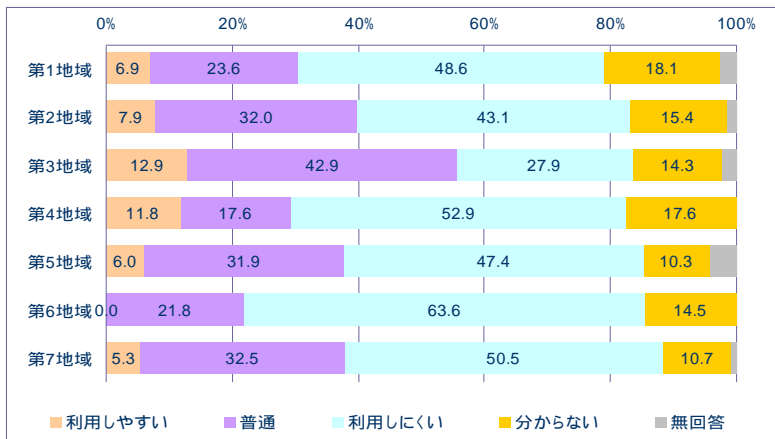
全体的には、「運転しやすい」と「普通」合わせて半数近い。その一方、「運転しにくい」と「わからない」との回答が同数ある。特に第4地域～第7地域で「運転しにくい」とする回答者が多い。

具体的には、「環状七号線、環状八号線の渋滞がひどい」「道路が狭く走りにくい」「道路が渋滞している」などの意見が寄せられている。

### 問6 自転車の利用しやすさへの評価



#### 地域別



問6 自転車の利用しやすさ（例えば：道路が走りやすい、自転車用レーンがある、駐輪場に止めやすい等）について、あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号をつけてください。（1つだけ）

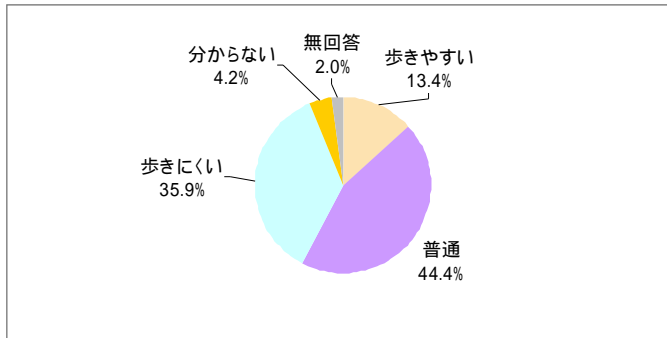
「利用しやすい」「普通」が、合わせて約40パーセントとなっている。

「利用しにくい」との回答が、第4地域、第6地域、第7地域では、他の地域に比べ多い。

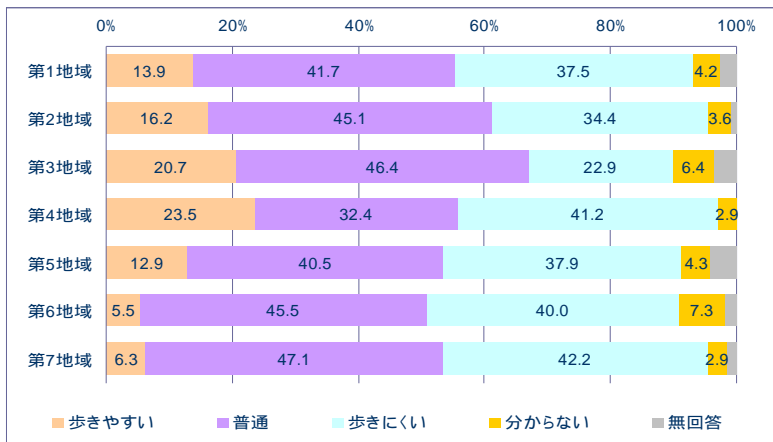
具体的には、「駐輪場が少ない」「道路が走りにくい」などの意見が寄せられている。また「自転車に乗る人のマナー」を指摘する意見も数多くあった。

## 道路の歩きやすさや快適性について

### 問7 歩いて移動しやすいまちづくりへの評価



### 地域別



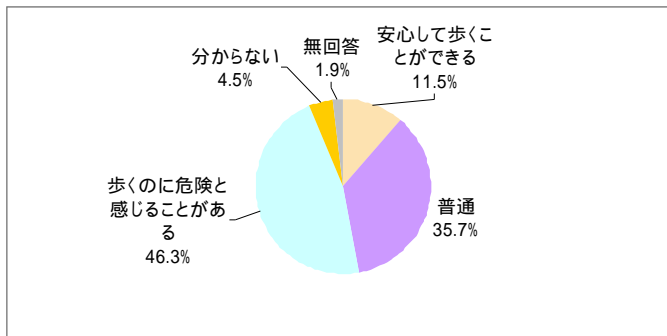
問7 「歩道を整備する」「道路の段差を少なくする」等と合わせて、「公共施設等にエレベーターを設置する」等、「歩いて移動しやすいまちづくり」に取り組んでいます。あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号をつけてください。(1つだけ)

全体的には「歩きやすい」「普通」とする回答が57.8パーセントと多いが「歩きにくい」という回答も見られた。

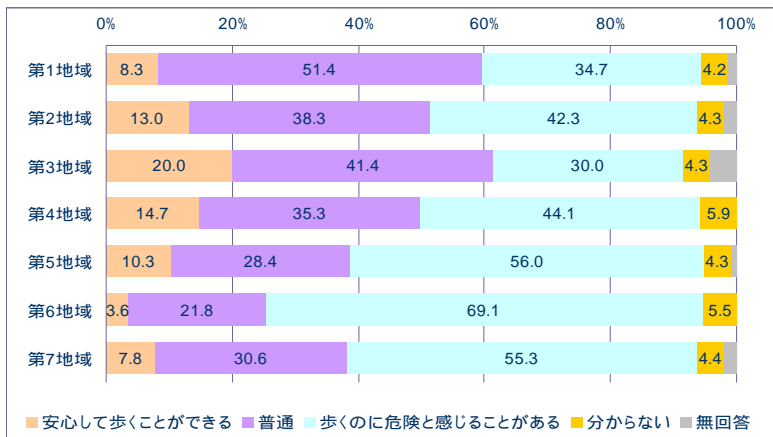
具体的には「歩道と車道の段差がある」「電柱など障害物が多い」「歩道が少ない」などの意見が寄せられている。

駅のエレベーター設置等バリアフリー化を評価する声もあった。

### 問8 交通安全に関する取り組みへの評価



### 地域別



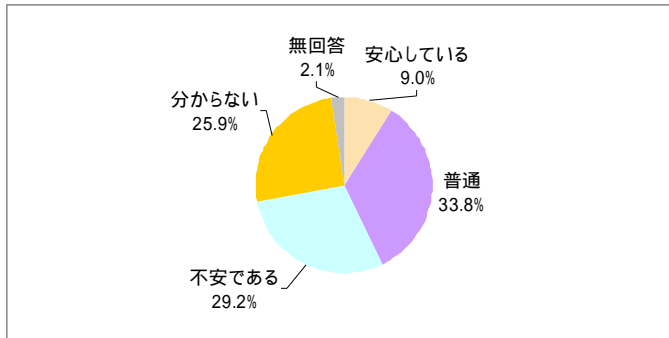
問8 「ガードレール等で歩行者の歩く場所と自動車の通る場所を分ける」、「交通安全に関する情報をお知らせする」等、さまざまな交通安全に関する取り組みをしています。あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号をつけてください。(1つだけ)

「安心して歩くことができる」と「普通」が合わせて半数近くある。一方「歩くと危険と感ることがある」との回答もあり、特に第5地域～第7地域で多い。

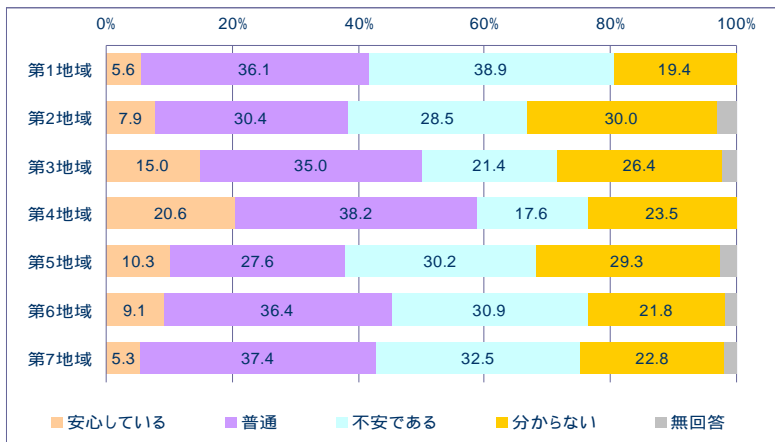
具体的には、「自転車(自動車)と歩行者の区分が必要」「幹線道路の抜け道として生活道路が車に利用される」などの意見が寄せられている。「自転車のマナーの向上が必要」とする意見が多かった。

## 地域の安全・安心について

### 問9 地震対策への評価



### 地域別

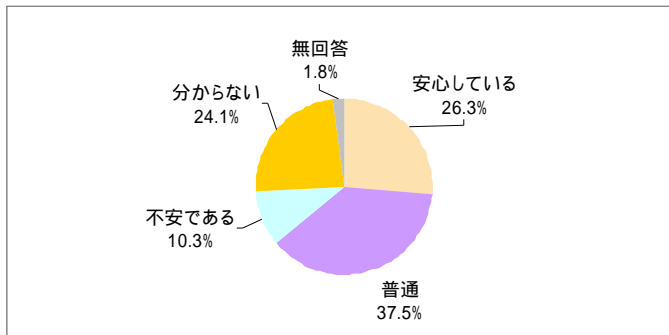


問9 「地震や火災に強い建物づくり」や、「火災が燃え広がるのを防ぐためのオープンスペースや道路の確保」等、地震が起きた時に人や建物への被害を最小限にするための対策を実施しています。その対策について、あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号をつけてください。（1つだけ）

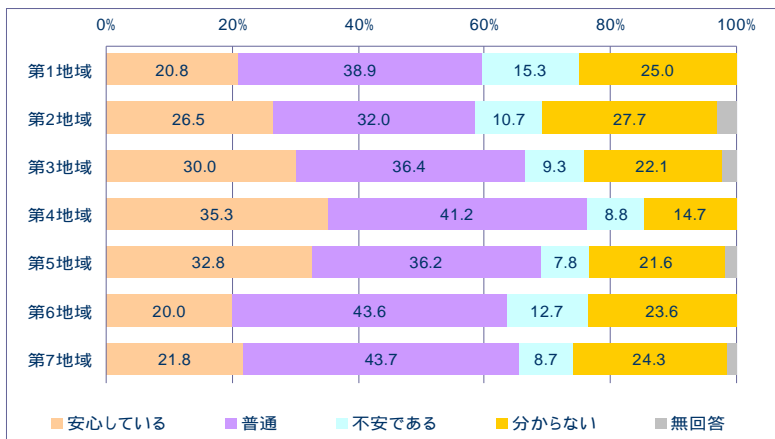
「安心」「普通」が42.8パーセントになっている。「不安」が29.2パーセント、「分からない」とする回答が25.9パーセントある。

具体的には、「オープンスペースが不足している」「避難場所が遠い」「どんな施策が行われているかわからない」などの意見が寄せられている。「災害に強いまちづくりをしてほしい」との要望もあった。

### 問10 都市型水害への対策



### 地域別

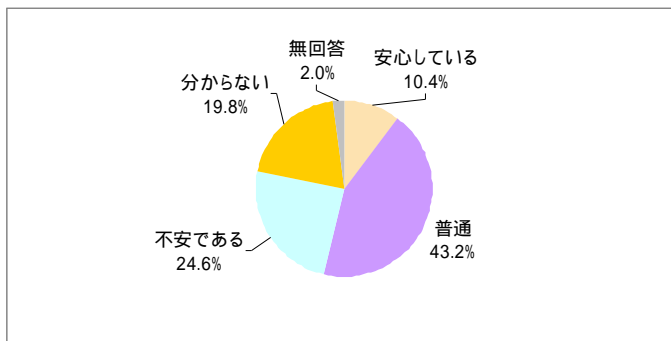


問10 台風や豪雨による都市型水害が起きた場合への備えとして、「河川の改修工事や貯水池の整備」、「水が浸み込みやすい道路整備」等を実施し、水が溢れるのを防ぐ取り組みをしています。その対策について、あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号をつけてください。（1つだけ）

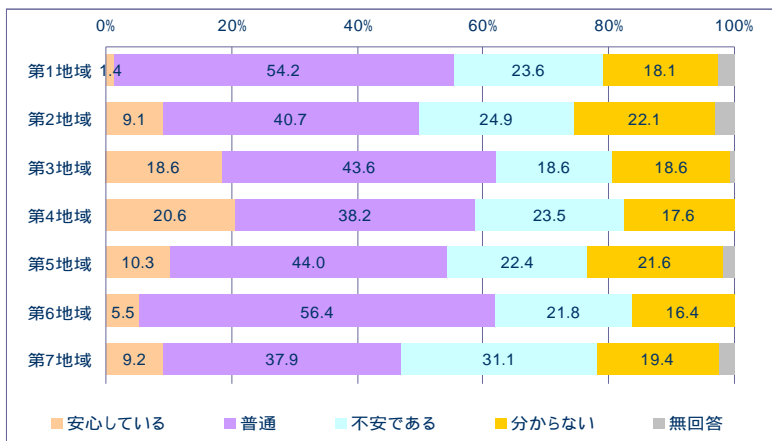
「安心している」「普通」合わせて、63.8パーセントとなっている。一方、「分からない」との回答が約24パーセントある。

具体的には、「治水対策の取り組みを知らない」「石神井川の氾濫が心配」などの意見が寄せられている。

問 11 災害時の避難や救助、復旧の事前の準備



地域別

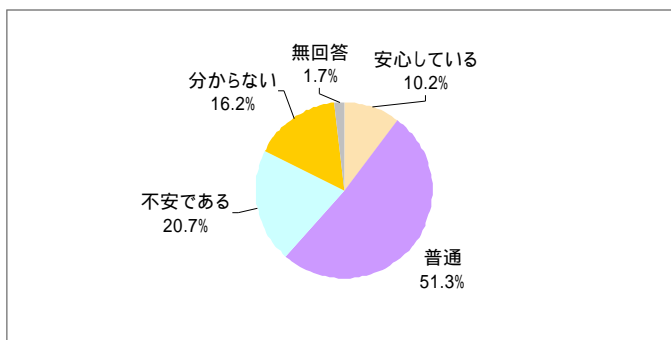


問 11 災害が起こった時に被害を最小限にするため、事前に「避難拠点（避難場所・情報拠点を兼ねる）の指定」や「避難訓練」、「災害に関する情報の提供」等を実施しています。避難や救助、復旧の事前の準備について、あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号にをつけてください。（1つだけ）

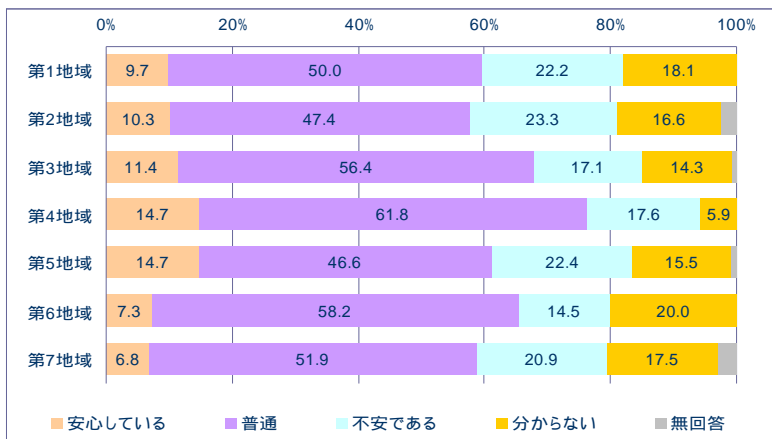
「安心」「普通」合わせて、50パーセントを超えているが、「不安」という回答も多い。また、「分からない」とする回答が約20パーセント見られる。

具体的には、「災害対策の取り組みがわからない」「避難場所を知らない」「避難場所で何をしてもらえるのかわからない」「情報提供や避難訓練を定期的にしてほしい」などの意見が寄せられている。

問 12 防犯対策



地域別



問 12 安全で安心なまちづくりのためには、防犯対策も重要です。お住まいの周辺（自宅付近やよく行く場所）等での防犯対策について、あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号にをつけてください。（1つだけ）

「安心」「普通」合わせて61.5パーセントとなっている。一方、「不安」との回答も約20パーセントある。

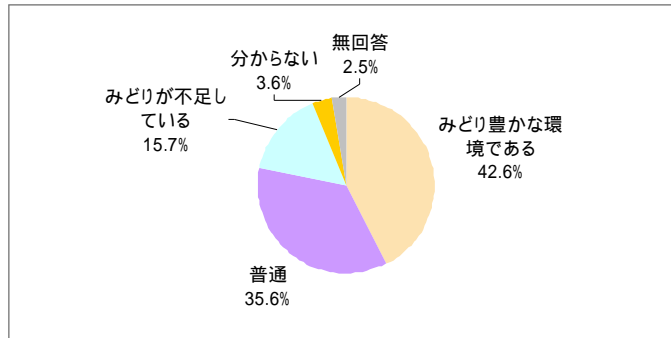
具体的には、「街路灯が少ない」「防犯パトロールの強化が必要」などが寄せられている。

「治安をよくして子供たちが安全に暮らせるまちにしてほしい」との意見もあった。

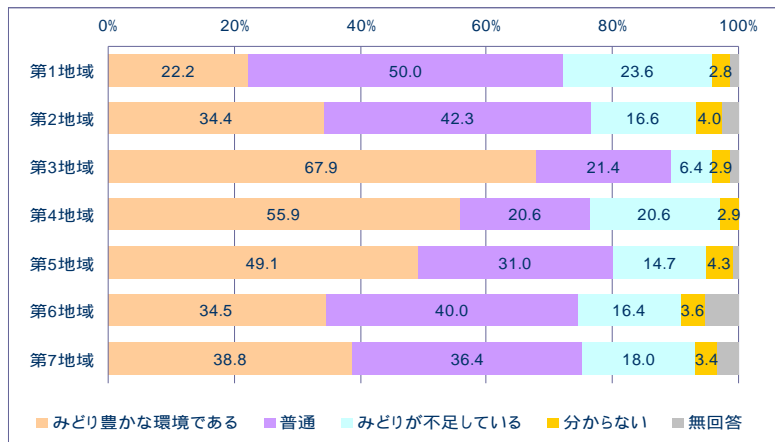


## 地域の自然環境について

### 問 13 みどりを豊かにするための取り組み



#### 地域別



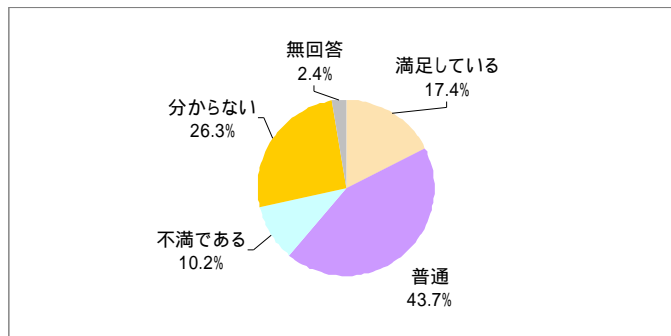
問 13 区では、「みどりあふれるまちづくり」を進めています。そのため、「公園や緑地を整備する」、「道路へ街路樹を植える」等、みどりを豊かにするための取り組みをしています。あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号をつけてください。（1つだけ）

「豊かである」「普通」合わせて78.2パーセントと多くなっている。

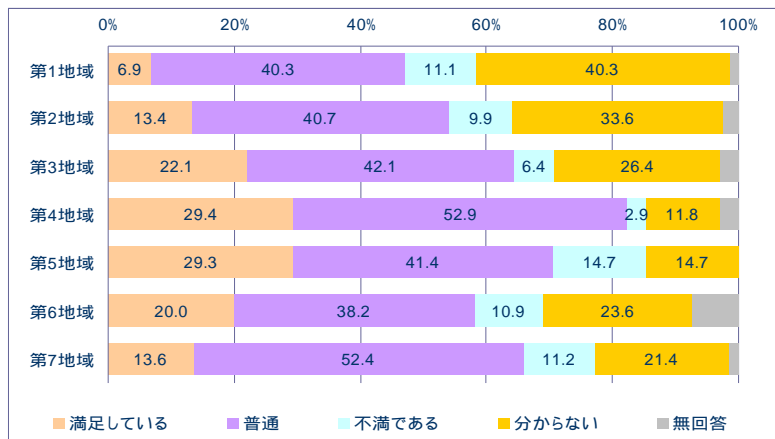
第1地域では「みどりが豊か」の回答が全体を下回っている。逆に第3地域、第4地域、は「みどりが豊か」の回答が半数以上となっている。

具体的には、「街のみどりが減っている」、「緑あふれるまちにしてほしい」などの意見が寄せられている。

### 問 14 水に親しめる空間づくり



#### 地域別



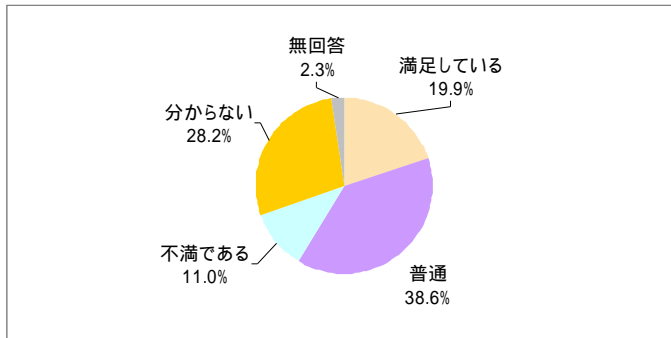
問 14 区内にある石神井川と白子川の水質を浄化するための取り組みや、公園に池を作ること等を通して、まちの中でも水に親しめる空間づくりを実施しています。水辺とのふれあいができる環境について、あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号をつけてください。（1つだけ）

「満足」「普通」合わせて61.1パーセントとなっている。

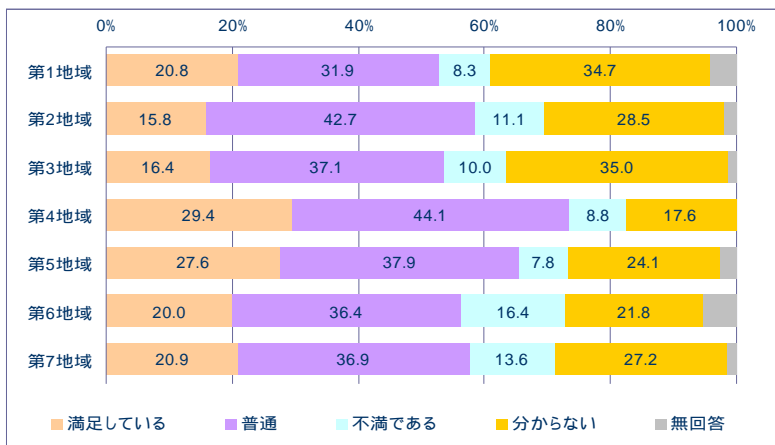
その反面、「分からない」との回答が26.3パーセントと取り組みが伝わっていない側面が見られる。

具体的には、「水に親しめる空間が近くにない」「水質が不安」などの意見が寄せられている。

問 15 農地を残すための取り組み



地域別



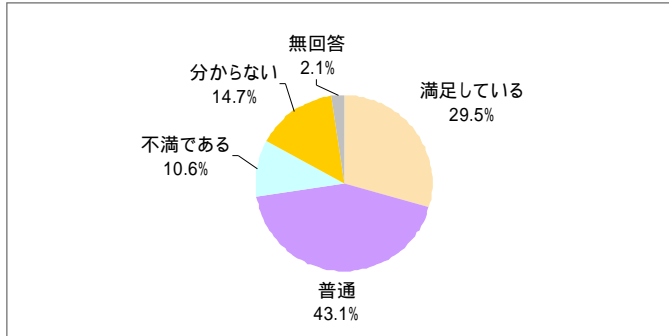
問 15 農地は、まちの中に貴重なみどりを提供する等、本来の役割のほかにもさまざまな役割をもっています。そのため、区では農地を残すための取り組みを進めています。その取り組みについて、あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号にをつけてください。(1つだけ)

「満足」「普通」合わせて約60パーセントとなっている。「分からない」との回答が約28パーセントあり、取り組みが伝わっていない側面が見られる。

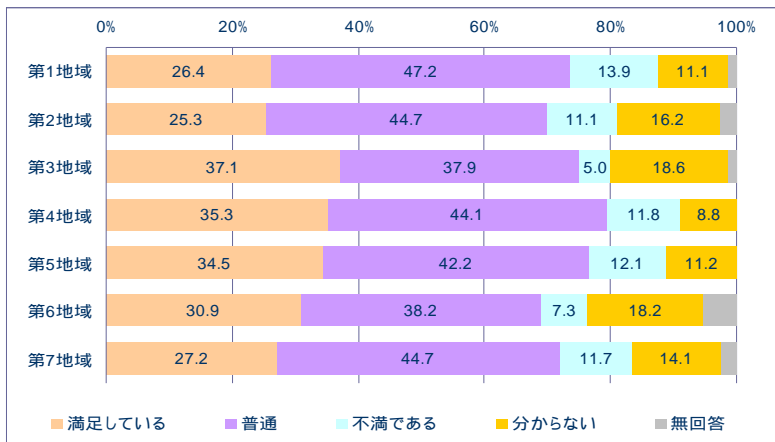
具体的には、「どんな対策をしているかわからない」「農地が減っている」「農地を残してほしい」などの意見が寄せられている。

## 地域の住環境や景観について

### 問 16 日当たりや風通し等を確保するための取り組み



### 地域別

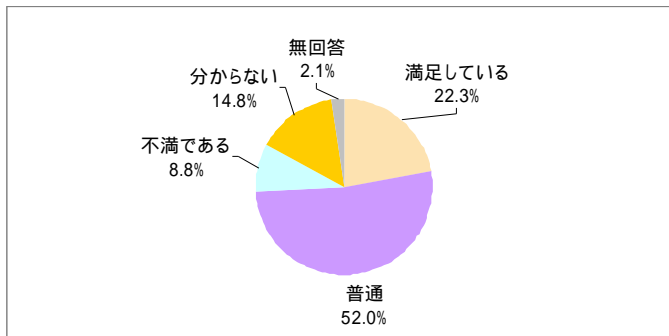


問 16 住まいの日当たりや風通し等を確保するため、建物等を建築する際の「高さの制限や敷地面積の制限」、建てられる建築物の種類を制限する「用途地域の指定」等を行っています。その取り組みについて、あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号に をつけてください。(1つだけ)

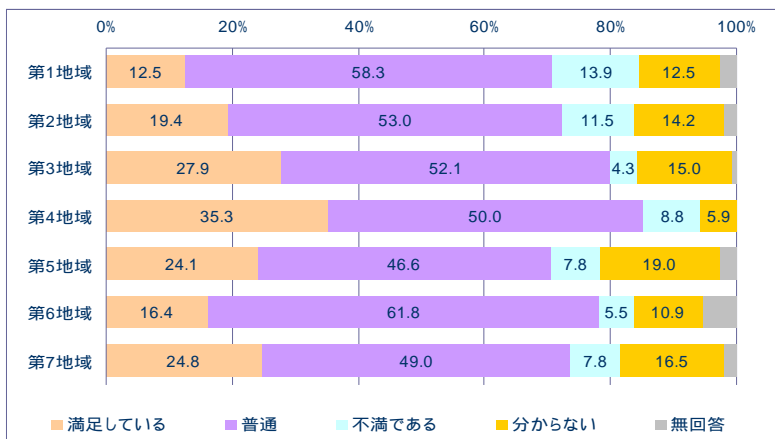
「満足」と「普通」合わせて約72パーセントで、地域別に見ても同じ傾向となっている。

具体的には、「高層マンションによる通風や日当たりが気になる」(第2地域)、「用途地域の規制を厳しくするか、望ましい規制をできる仕組みが必要」(第3地域)などの意見が寄せられている。

### 問 17 良好な景観の形成を目指す取り組み



### 地域別



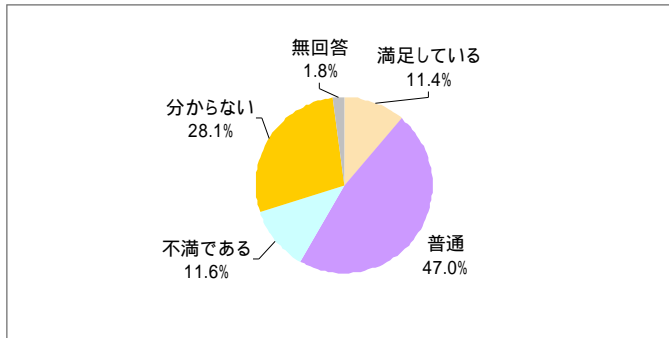
問 17 良好な景観の形成を目指し「大きな建物に使える色の制限をする」、「看板を設置するときのルールを決める」、また「ボランティア清掃活動の支援をする」等の取り組みを進めています。お住まいのまちの景観について、あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号に をつけてください。(1つだけ)

全体では、「満足」「普通」合わせて約75パーセントとなっている。一方、第1地域、第2地域、第6地域では「満足」とする回答者の割合が全体に比べ低い。

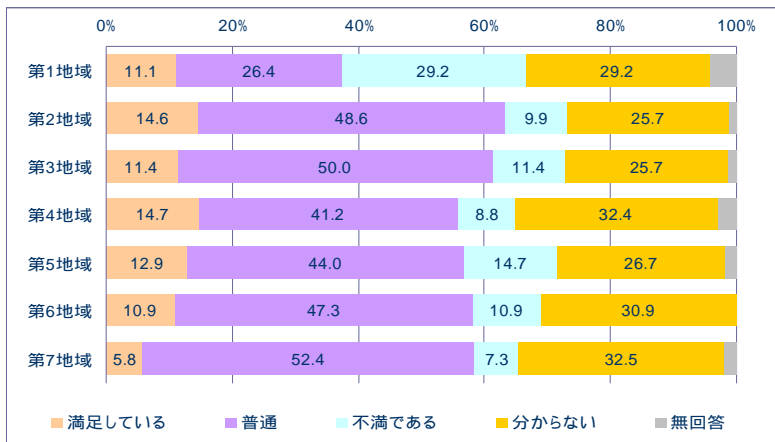
具体的には、「電線の地中化をすすめてほしい」「景観のルールが区内に浸透していない」「すっきりしたまちなみにしてほしい」などの意見が寄せられている。

## 地域の公害防止や省エネルギー対策について

### 問 18 公害防止の取り組み



### 地域別

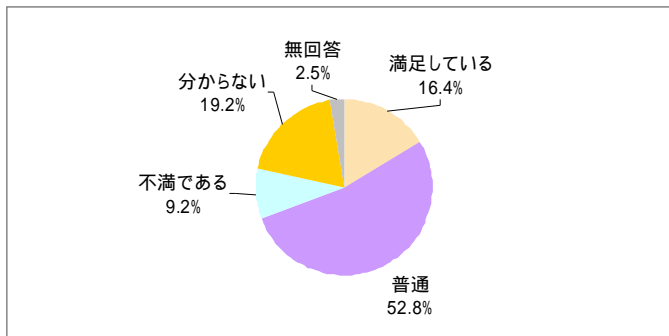


問 18 「交通量の多い幹線道路沿道の騒音を抑える」、「工場等からの公害の発生を防ぐ」、「大気汚染や有害化学物質汚染を防ぐ」等、健康と生活環境を守る「公害防止」のための取り組みについて、あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号に をつけてください。(1つだけ)

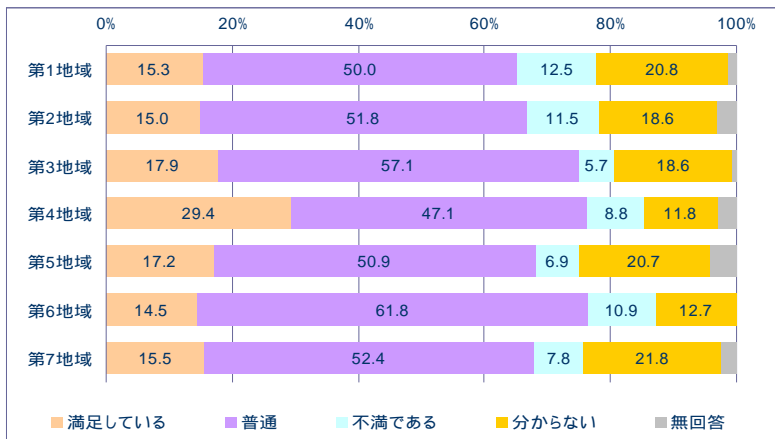
「満足」「普通」合わせて約 60 パーセントとなっている。一方、「分からない」との回答も 28 パーセントあり、取り組みが伝わっていない側面が見られる。

具体的には、「どんな対策をしているかわからない」「環状 7 号や目白通りなど幹線道路の排ガス、騒音が迷惑」「光化学スモッグの発生回数が多い」などの意見が寄せられている。

### 問 19 循環型のまちづくりを目指す取り組み



### 地域別



問 19 「資源のリサイクル」、「ゴミの減量」、「太陽光発電システムの設置」等環境に配慮した「循環型のまちづくり」を目指す取り組みについて、あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号に をつけてください。(1つだけ)

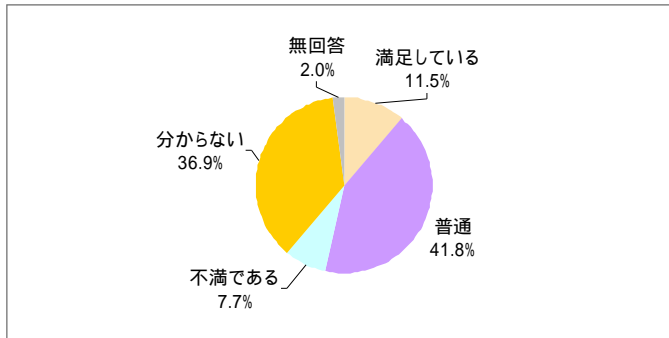
約 70 パーセントが「満足」「普通」と回答している。

一方、「分からない」との回答も約 20 パーセントあり、取り組みが伝わっていない側面が見られる。

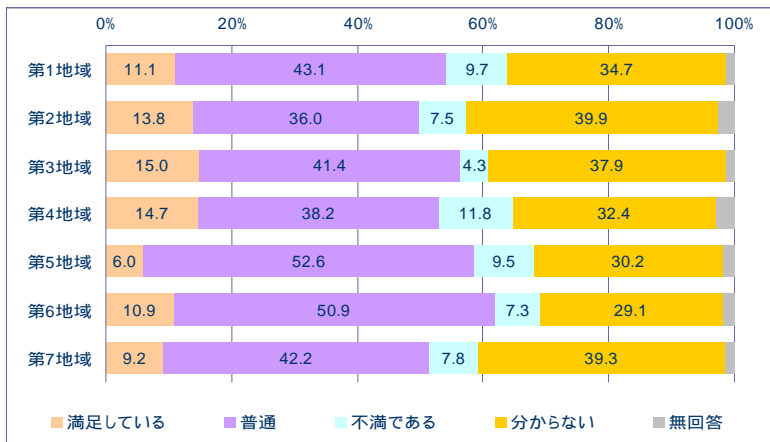
具体的には、「リサイクルをもっと推進してほしい」との意見がある一方、「どんな対策をしているかわからない」という意見もあった。「太陽光発電システムを普及させてほしい」などの意見も寄せられている。

## 地域の暮らしや環境について

### 問 20 地域の交流



### 地域別



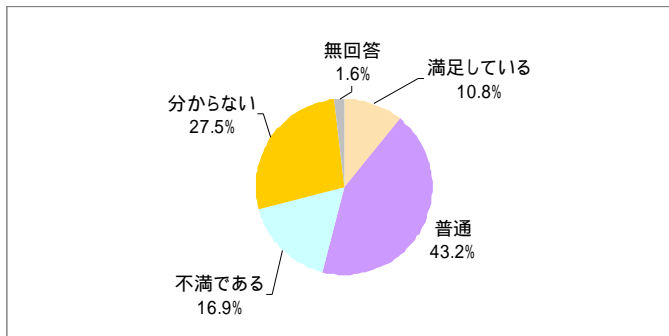
問 20 「地域のボランティアの方が交流する場をつくる」、「公共施設や小学校、公園等を利用しての地域の交流を育む」等の取り組みをしています。地域の交流について、あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号をつけてください。(1つだけ)

「満足」と「普通」合わせて53.3パーセントある。

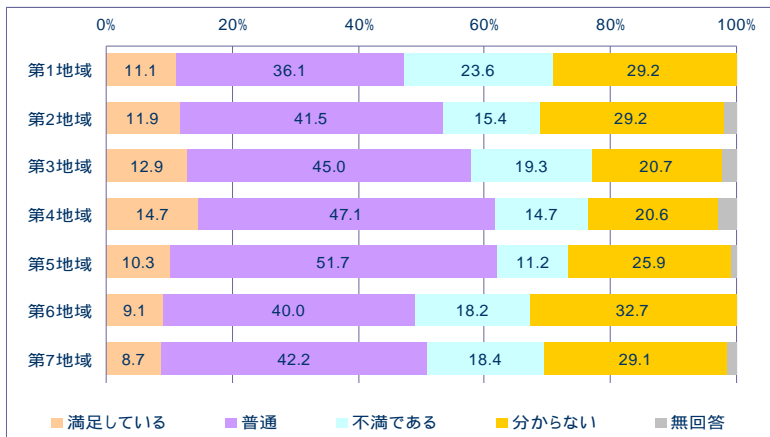
「分からない」が36.9パーセントとあり、取り組みが伝わっていない側面が見られる。

具体的には、「どんな地域交流のイベントがあるか情報がない」「どんな取り組みをしているかわからない」「地域コミュニティに参加するきっかけをつくってほしい」などの意見が寄せられている。

### 問 21 健康や福祉に関する施設等のサービス



### 地域別



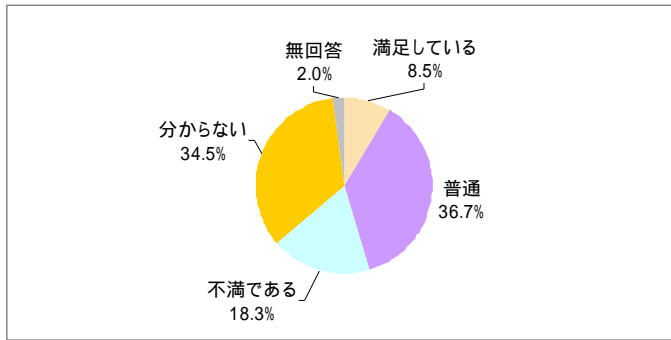
問 21 日常安心して暮らすための健康や福祉に関する施設（例えば：医療機関や高齢者の方向けの施設）等のサービスの内容やサービスの受けやすさについて、あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号をつけてください。(1つだけ)

「満足」と「普通」合わせて54.0パーセントとなっている。「分からない」との回答が27.5パーセントと多くなっている。

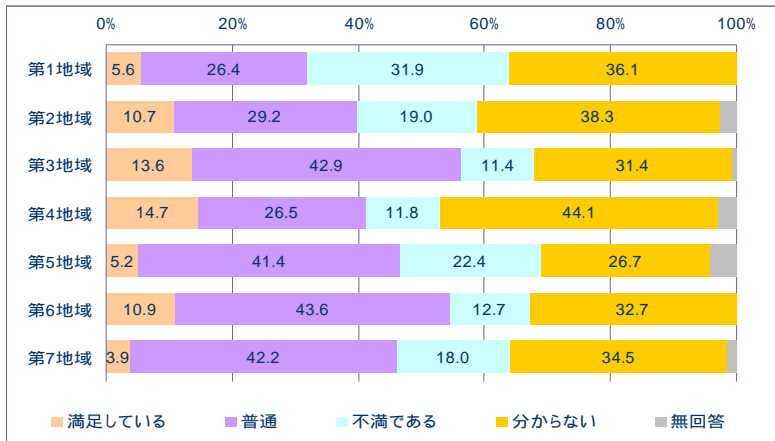
具体的には、「医療・福祉サービスが不十分」「高齢者向け施設が少ない」などの意見が寄せられている。

また、「老人も子どもも住みやすいまちにしてほしい」との要望もあった。

問22 安心して子育てをするための環境



地域別

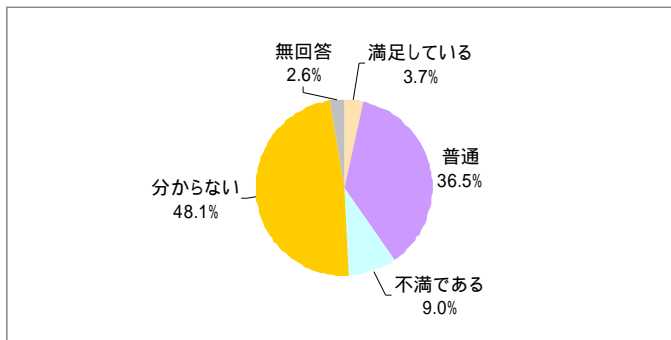


問22 安心して子育てをするための環境（例えば：保育に関する施設やサービス、こどもの為の遊び場がある）等について、あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号をつけてください。（1つだけ）

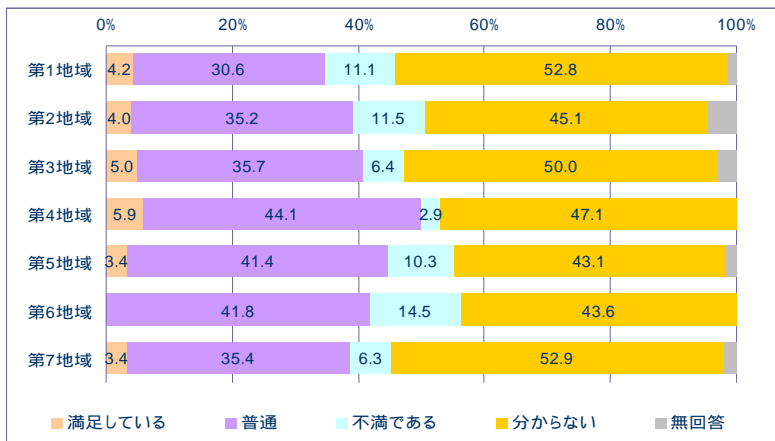
「分からない」との回答が35パーセントあるが、「子育て」に関する設問のため、対象が限られるためと考えられる。

具体的には、「保育園が不足している」「子どもの遊び場が少ない」などの意見が寄せられている。

問23 住まいに関する区の支援



地域別



問23 ライフスタイルの変化や居住ニーズに対応した住まいに関する情報提供や、住宅の改修や住み替え、また住宅の維持・管理や更新に対する支援への区の施策について、あなたの考えに近いものを選択肢の中から選び、番号をつけてください。（1つだけ）

「分からない」とする回答者が多く、取り組みの認知度が低いと考えられる。

具体的には、「どんな対策をしているのかわからない」「どこにいけば情報がわかるのか教えてほしい」などの意見が寄せられている。支援施策の充実を望む声もあった。



<p>問 24 その他、要望等</p> <p>問 24 その他、練馬区のまちやまちづくりに関する要望等がございましたらお書き下さい。(自由記入欄)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 問 1 ~ 問 23 の自由回答と同じ傾向の意見が多く見られたが、それ以外の意見は以下の様に大別することができる。</li> <li>1 . 都市計画マスタープランについて</li> <li>2 . 市街地環境について</li> <li>3 . 区政への要望</li> <li>4 . 広報、情報提供について</li> <li>5 . マナーについて</li> <li>6 . 個別要望</li> <li>7 . 総合的意見</li> <li>8 . 当アンケートについて</li> <li>9 . その他</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画マスタープランについては、「計画の内容を知らなかった」「地域事情を考慮して全体プランを検討してほしい」などの意見が寄せられている。</li> <li>・ 市街地環境については「住みやすい」という意見が比較的多く見られるなか、駅周辺整備や鉄道の高架化、都市計画道路の整備、街の美化の必要性に関する意見が寄せられている。</li> <li>・ 区政への要望としては、ハード（都市整備など）とソフト（福祉、子育て支援など）をバランスよく進めること、安全・安心で住みやすいまちづくりを進めてほしいなどの意見が寄せられている。</li> <li>・ 広報・情報提供については、様々な手段で広く情報を知らせてほしいという意見が多く見られた。</li> <li>・ マナーについては、ポイ捨て、落書き、夜間騒乱、迷惑駐輪・駐車、歩きタバコなどを注意してほしいという意見が多く見られた。</li> <li>・ 当アンケートについては、「区がどんな施策をしているか知らないでアンケートの質問内容が分からなかった」「都市計画マスタープランの内容も合わせて送付してほしい」「アンケート結果を十分に生かしてほしい」などの意見が寄せられている。</li> </ul>
---	---